

わくわくあおもい 子育てプラン

青森県次世代育成支援行動計画

前期計画

(平成17年度～平成21年度)



平成17年2月

青森県

「心ゆたかに、たくましく、
思いやりをもったやさしい子ども

やさしく見つめて子どもを守り、
思いやりをもって子どもを育てる
和気あいあいとした家庭

あたたかく、広い心で、子どもを
ほめて励ます、ふれあいあふれる地域社会」



青森の豊かな自然の中で、自然の息吹を聞き、自然にふれ、自然の中で心豊かに育つ。

歴史の中に連綿と流れる先人の偉大さ、力強さ、知恵を受け継ぎ、未来に向けて希望と夢に心躍らす。

青森の豊かな文化の中で、家族や地域の人達に温かく見守られながら育ち、いきいきと
瞳輝く子どもたち。

青森県で生まれ育つ子どもたちが、青森県に生まれて良かった、青森県で育って良かった、青森県にずっと住んでいたいと思うような青森県でありたいと思っています。

県では、次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ子育て環境づくりを目指して平成17年度から平成21年度までの5か年計画として、このプランを策定しました。

策定にあたっては、すべての子どもが幸せに育つことを大切にする「子どもの育ち」、すべての親が子育てを楽しみ親として育つことを大切にする「親の育ち」、すべての人が子育てを通して地域の支え合いを大切にする「地域の支え合い」という3つの視点を明確にしなが、母性並びに子どもの健康の確保及び増進や子どもへの虐待防止対策の充実、命を大切にする心を育む環境づくりの推進などを施策の目標に掲げました。

子どもたちは、社会の宝です。

今後、このプランに沿って、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援する社会づくりを目指していきたいと思いますので、県民の皆様の御協力と御参加をお願いします。

このプランの策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの県民の皆様、青森県次世代育成支援対策推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心からお礼申し上げます。

平成17年2月

青森県知事 三 村 申 吾

I 本編

1 わくわくあおもり子育てプランの概要	2
1. プラン策定の趣旨	2
2. プランの性格・位置づけ	2
3. プランの役割	2
4. プランの期間	3
5. プランの進行管理	3
2 総論	4
第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況	4
第2章 青森県がめざす子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会	6
1 基本理念	6
2 基本的視点	6
3 基本目標	7
4 施策の体系	8
第3章 子育てを楽しめる社会の実現に向け、取り組む施策	10
1 安心して子どもを生み育てるために「一家庭での子育てを支援します」	11
(1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進	12
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	13
(3) 障害児対策の充実	14
(4) 子どもへの虐待防止対策の充実	14
(5) 様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進	15
2 健やかに心豊かに育つように「豊かな心、命を大切に育む支援と健全育成を推進します」	17
(1) 子どもの権利擁護の推進	18
(2) 次代の親の育成の推進	18
(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援	18
(4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実	20
(5) 命を大切に育む環境づくりの推進	21
(6) 自然とふれあう体験交流の促進	22
3 働きながら子どもを育てるために「仕事と子育ての両立を支援します」	24
(1) 仕事と子育てを両立させるための支援の推進	25
(2) 男性を含めた多様な働き方の見直し	25
(3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進	26
4 安全安心な子育てをするために「子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します」	28
(1) 子どもの安全の確保	29
(2) 子育てを支援する生活環境づくり	30
(3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成	30
5 みんなが子育てに参加するために「子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します」	32
(1) 地域における子育てネットワークづくりの推進	33
(2) 家庭や地域の教育力の向上	33
(3) 普及啓発活動の推進	34
(4) 推進体制の整備	34

Ⅱ 事業編

1 安心して子どもを生み育てるために ー家庭での子育てを支援しますー ……	38
2 健やかに心豊かに育つように ー豊かな心、命を大切に作る心を育む支援と健全育成を推進しますー ……	44
3 働きながら子どもを育てるために ー仕事と子育ての両立を支援しますー ……	50
4 安全安心な子育てをするために ー子どもが安全に生活できる環境づくりを支援しますー ……	52
5 みんなが子育てに参加するために ー子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進しますー ……	55

Ⅲ 資料編

1 本県の子どもと家庭を取り巻く状況 ……	58
[資料1] 少子化の動向 ……	58
[資料2] 婚姻と出産の動向 ……	60
[資料3] 家族や地域の状況 ……	63
[資料4] 女性の就労状況 ……	65
[資料5] 地域の状況 ……	67
[資料6] 子どもと心身の状況と生活の実態 ……	69
[資料7] 子どもをめぐる問題 ……	71
[資料8] 子育て環境の状況 ……	73
[資料9] 地域の子育て支援サービスの提供状況 ……	78
2 わくわくあおもり子育てプラン策定経過 ……	81
3 青森県次世代育成支援対策推進協議会設置要綱 ……	83
4 青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議設置要綱 ……	86
〈参 考〉	
次世代育成支援対策推進法（抄） ……	89
少子化社会対策基本法（抄） ……	91

I 本 編



I 本 編

1 わくわくあおもい子育てプランの概要

1. プラン策定の趣旨

本県の将来を担う子どもたちが、豊かな自然の中で地域の人たちに温かく見守られ、のびのびと心豊かに育つことは、県民すべての願いです。

しかし、急速な少子化の進行は、地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の未来社会の発展に重大な影響を及ぼすほか、子ども自身の自主性や社会性を損なうなど、子どもの成長に与える影響も心配されています。

平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によると、従来少子化の主たる要因と言われてきた晩婚化に加え、「夫婦の出生率そのものの低下」が指摘され、このままでは少子化は更に進行し、人口減少社会の到来が予想されています。

この流れを変えるために平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は今後10年間の集中的・計画的な取組を推進することとなりました。

この法律では、地方公共団体及び企業が「行動計画」を策定することになっています。

本県ではこの計画を策定するに当たり、県民の一人ひとりが安心と幸せを実感し、希望と喜びを持って子育てができるように、地域での支え合いを大切にしていくことを計画の基本理念とし、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するため、「わくわくあおもい子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」を策定しました。

2. プランの性格・位置づけ

このプランは、「次世代育成支援対策推進法」第9条1項に基づき、本県のすべての子育て家庭を対象に、これから本県が進めていく次世代育成施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

策定に当たっては、これまでの本県における子育て支援計画である「あおもいすくすく子育てプラン」や「青森県社会福祉基本計画」における取組との継続性を保ち、同時に「生活創造推進プラン」と整合性を図っています。

3. プランの役割

このプランは、行政だけでなく、事業者、県民の方々がそれぞれの立場で取り組むための指針として策定されています。

- ・ 県は、計画の総合的かつ効果的な推進に努めます。
- ・ 市町村に対しては、計画に沿って、県との一体的な取組を期待します。
- ・ 国に対しては、計画が示す施策について、必要な措置と事業の推進を期待します。
- ・ 事業者には、雇用する労働者が、家庭と仕事との両立が図られるよう雇用環境の整備に努め、計画の推進に協力することを期待します。
- ・ 県民の皆さんには、計画の内容について理解と協力を得るとともに、自主的、積極的な活動を期待します。

4. プランの期間

「次世代育成支援対策推進法」では、平成17年度を初年度とし、平成26年度を最終年度とする10か年計画を立てることとしています。本計画は、平成17年度から平成21年度までの前期5か年を第1期とし（前期計画）、平成21年度に必要な見直しを行ったうえで、平成22年度からの後期5か年を定めることとしています。なお、今後、様々な状況の変化などにより見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直しを行います。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期計画期間（前期計画）									
				見直し	後期計画期間（後期計画）				

5. プランの進行管理

このプランの推進に当たっては、子育てに関連する多くの分野と連携を図りながら取り組むことが必要とされます。そのため、全庁的な体制の下に、各年度において実施状況を一括して把握・点検すると共に、子育てに関する団体や民間の有識者等で構成する「青森県次世代育成支援対策推進協議会」と連携しながら、その後の対策を検討します。また、毎年少なくとも一回、このプランの実施状況等をホームページ等に掲載して公表するとともに、県民の皆様様の御意見等をいただきながら、その後の対策の実施やプランの見直しなどに反映させて進行管理を行います。



2 総論

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

近年の少子化の進行、核家族化や都市化の進展、女性の社会参画などを背景に子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。この変化が、子どもの成長や子育てのあり方にも影響を与えています。

1 少子化の動向

子どもの数と生産年齢人口が減り続けています。

本県の人口は、昭和60年をピークに減少しています。平成15年10月1日現在の推計人口は146万50人ですが、平成42年には126万5千人になると予測されています。14歳未満の年少人口は昭和30年をピークに減少しており、平成9年には老年人口が年少人口を上回りました。年少人口は平成2年から12年にかけて市部で20%、町村部で29%減少しており、町村部で急激な少子・高齢化が進んでいます。また、平成15年の出生数は11,723人で、平成14年を711人下回り、過去最低となっています。合計特殊出生率も1.35と過去最低となっており、このまま少子化が進むと、生産年齢人口の減少が更に進むこととなります。

⇒資料編：[資料1] 人口の推移、出生の動向

注：合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

2 婚姻と出産の動向

晩産化、少産化の進行が出生率の低下に影響を与えています。

婚姻率は昭和45年以降低下し続け、平成15年は4.9と全国平均5.9より低く全国42位となっています。平均初婚年齢は、男女ともに戦後ほぼ一貫して上昇しており、平成15年の平均初婚年齢は男28.8歳、女27.0歳で、生涯未婚率は平成7年から12年にかけて男性の未婚率に急激な上昇が見られています。母の年齢別出生率をみると、20歳代の出生率は平成7年から平成14年では約半分になっており、母の出産年齢は30歳代へと移ってきています。

⇒資料編：[資料2] 婚姻の動向、晩産化・少産化の動向

注：婚姻率とは、人口千あたりの婚姻数です。
平均初婚年齢とは、結婚式を挙げたとき、または同居を始めた時の早いほうの年齢の平均です。
生涯未婚率とは、45歳から54歳の未婚率の平均のことです。

3 家族や地域の状況

世帯の規模が小さくなり、子どものいる世帯も減り続けています。

本県の世帯数は50万4,373世帯で、平均世帯人員は2.86人で減少傾向が続いています。世帯類型別では、核家族世帯の割合が54.2%であり、3世代世帯の割合が平成2年の22.3%から平成12年には10.1%と大きく減少しています。18歳未満の子どものいる世帯は31.8%と全体の約3割程度まで低下しています。

⇒資料編：[資料3] 世帯の動向

4 女性の就労状況

仕事と子育ての両立支援が求められています。

女性の就業者は、全就業者数の43.2%を占めています。女性の労働力率はどの年代も全国の女性より高くなっており、働いている女性が多いといえます。また、女性労働力率の特徴であるM字型カーブが見られています。産業別の女性就業者の割合は、サービス業が最も多く職業別では、生産工程・労務が多くなっています。

⇒資料編：[資料4] 就労状況、産業・雇用の状況

注：労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことです。
M字型カーブとは、出産育児により女性が非労働力化することが多い25～39歳において労働力率が低下する現象のことです。

5 地域の状況

都市部への人口移動が増加しており、地域のつながりが希薄化しています。

本県の人口は、郡部から市部へ移行しており、平成12年には市部と郡部の人口比率は6対4となっています。特に青森、弘前、八戸の三市の占める割合は、平成12年は48.6%となっています。また、第1次産業の就業者割合が減少して第3次産業の割合が高まっており、地理的制約を超えて価値観を共有する人々との交流など選択的な交流が進んでおり地域のつながりが変化してきています。

⇒ 資料編：[資料5] 地域の特性

6 子どもの心身の状況と生活の実態

子どもの健康と健全育成が課題となっています。

平成15年の乳児死亡率は3.8で全国2位となっています。また、平成12年の平均寿命は男女ともに全国最下位となっています。母子保健・医療体制の整備はもとより、保健と医療の連携強化や母体の保護、子どもの頃からの正しい生活習慣の形成が必要となっています。また、遊びの質の変化により、子どもの遊びは室内での遊びが増加しており、屋外での遊びや自然体験が減少して、生活体験を深める機会が減少しています。

⇒ 資料編：[資料6] 子どもの心身の発育・発達の状況、こどもの年齢別・主要時間帯別の居場所

注：乳児死亡率とは、出生千あたりの生後1年未満の死亡数のことです。

7 子どもをめぐる問題

虐待や不登校、少年非行などについて、きめ細かな対応が求められています。

児童虐待相談件数、不登校児童生徒数ともに、平成13年度から減少傾向を示していますが、平成15年度の虐待相談件数は270件、平成14年度の不登校児童数は小学校267人、中学校1,331人となっています。少年非行では、平成15年に補導検挙された少年のうち、小学生が135人、中学生が811人となっており、前年より小中学生の補導検挙数が増加しています。

⇒ 資料編：[資料7] 子どもをめぐる問題の動向

8 子育て環境の状況

男女が共に社会参画できる子育ての環境整備が求められています。

男女の家庭での家事・育児時間は、依然として大きな差があります。また、女性が結婚出産後も社会参画するためには、子育て環境の充実が最も望まれています。育児休業制度については、事業所の規模に比例して規定されているところが多くなっていますが、10人未満の事業所の7割はまだ育児休業制度が無い状況にあります。育児休業の取得率は、出産した女性の7割となっていますが、男性は1%に満たない状況にあります。

⇒ 資料編：[資料8] 子育ての実態、育児休業制度の利用状況、子育てに関する保護者の意識

9 地域の子育て支援サービスの提供状況

地域の子育て支援サービスの充実が求められています。

平成16年の保育所定員は33,208人、保育所数は489で、保育所普及率は全国平均より高く、保育サービスの充実が進んでいますが、保育所待機児童数は131人となっています。放課後児童クラブは47市町村215クラブが活動しています。地域子育て支援センターは平成15年度は38市町村74カ所で実施しています。地域の関係を大切にしながら人間関係を広げていくための支援が求められています。

⇒資料編：[資料9] 保育サービスの提供状況と利用の動向、地域における子育て支援の基盤整備の状況、豊かな心を育み、命を大切にすることを育むための環境づくりや地域の連携

第2章 青森県がめざす子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会

1 基本理念

子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします

子育ては父母その他の保護者が責任を持って行っていくことを前提としながらも、子育て家庭に対して地域や学校、企業など社会全体で見守り、必要な時に手助けし支えていくことが大切です。

地域の人たちが子育てを通して助け合い、支え合う社会を作り上げ、子どもを生み育てたいと思う人が、希望と喜びを持って安心して生み育てられるような環境を整えていくことが必要です。

また、子どもは、大人と同じ一人の人格を持った人間であり、自由と権利を有し、社会参画の機会を与えられる「権利の主体」です。子どもと親と地域が共に育ち合い、支え合う社会には、子どもの主体性を認め、権利や利益を尊重し、成長・発達の可能性が最大限発揮されるよう、一人ひとりのニーズに応じて、必要な支援を活用出来ることが大切です。

お互いの人格を尊重しつつ、親も子育てを通して親として成長し、地域もまた子育てを通じたふれあいの中で地域のつながりを育てていくことができる、ふるさと青森県を作り上げていくことが必要です。

2 基本的視点

青森県の次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、「すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点、すべての親が子育てを楽しみ親として育つことを大切にする視点、すべての人が子育てを通して地域の支え合いを大切にする視点」を基本に据えて、子どもと親の育ちを応援していきます。

(1) すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点

青森県に生まれ育つすべての子どもは、家庭環境や障害の有無、性別、親の職業など、どのようなことによっても差別されることなく、一人ひとりの幸せを大切にして育つ権利を持っています。子どもが健やかに育つために必要とする支援を受けることができ、すべての子どもが幸せに育つことを大切にします。

(2) すべての親が子育てを楽しみ親として育つことを大切にする視点

青森県で子育てをするすべての親が、心身ともにゆったりと子育てができ、子育ての楽しみを見いだすことができるような環境が整えられていなければなりません。子育てをしている親やこれから親として育って行く若い人たちも含めて、様々な子育ての支援を活用することができ、子育てについての情報や子育てについての学習機会を得て、子育てを楽しみ、すべての親が子育てを通して親として育つことを大切にします。

(3) すべての人が子育てを通して地域の支え合いを大切にする視点

子どもは家庭を成長の基盤としてはいるものの家庭だけで育つものではなく、地域の様々な人たちとの交流を通して社会性を身につけ、人として成長していきます。すべての人が子育てを通して地域のつながりを深め、地域の助け合いが生じるような、地域の支え合いを大切にします。

3 基本目標

青森県の子育てでは、一人ひとりの生活を大切に、誰もが心にゆとりを持って、安心して幸せに暮らせる子育て社会をめざします。次の世代を担う子どもが健やかに生まれ育ち、子育てに希望と喜びを感じられる子育てを大切にする社会の実現に向けて、恵まれた自然環境の中で誰もが子育てを楽しめるふるさとづくりをめざします。

○あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが心豊かに健やかに育つ青森県

すべての子どもと親が、家族の絆を大切に、ゆとりをもって子育てができ、子どもが心豊かに育つあたたかい家庭環境と、子育てを通して親も親として成長し、地域みんなが子育てを通じたふれあいの中で地域の子育て力を高め、遊びや様々な体験を通して子どもがのびのびと心豊かに健やかに育つ地域環境を整えます。

○社会全体で子育てを支え合い、安心して子どもを生き育てられる青森県

子どもを生き育てることは、活力あふれる豊かな未来社会を築く営みでもあります。次代を担う子どもの社会的意義が理解され、子育ての心理的、肉体的負担感が軽減され、安心して子どもを生き育てられるよう、行政をはじめ、家庭、地域、学校、職場など県民一人ひとりが子育てに関心を持ち子育てに参加し、社会全体で子育てを支え合う仕組みを整えます。

○県民一人ひとりがお互いを大切に、男女が共に子育てを楽しめる青森県

子どもも大人も、男性も女性も、障害のある人もそうでない人も、すべての人がお互いを尊重しながら、いきいきと生活できる社会が求められています。様々なサービスを活用しながら男女が協働して子育てをすることで、子どもとふれあい、子どもの成長を喜び、子育てを楽しめる社会をめざします。



4 施策の体系

◎ 基本理念

子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします

基本的視点

(1)すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点

施策の基本方針

施策目標

1.
安心して子どもを
生み育てるために
↓
家庭での子育てを
支援します

- (1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 障害児対策の充実
- (4) 子どもへの虐待防止対策の充実
- (5) 様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進

2.
健やかに心豊かに
育つように
↓
豊かな心、命を大切に
する心を育む支援と健
全育成を推進します

- (1) 子どもの権利擁護の推進
- (2) 次代の親の育成の推進
- (3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援
- (4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実
- (5) 命を大切にする心を育む環境づくりの推進
- (6) 自然とふれあう体験交流の促進

3.
働きながら子どもを
育てるために
↓
仕事と子育ての両立を
支援します

- (1) 仕事と子育てを両立させるための支援の推進
- (2) 男性を含めた多様な働き方の見直し
- (3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進

4.
安全安心な子育てを
するために
↓
子どもが安全に生活
できる環境づくりを
支援します

- (1) 子どもの安全の確保
- (2) 子育てを支援する生活環境づくり
- (3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成

5.
みんなが子育てに
参加するために
↓
子育てをみんなで
支える地域社会
づくりを推進します

- (1) 地域における子育てネットワークづくりの推進
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 普及啓発活動の推進
- (4) 推進体制の整備

◎ 基本目標

あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが心豊かに健やかに育つ青森県
社会全体で子育てを支え合い、安心して子どもを産み育てられる青森県
県民一人ひとりがお互いを大切に、男女が共に子育てを楽しめる青森県

(2)すべての親が子育てを楽しみ親として育つことを大切にする視点

(3)すべての人が子育てを通して地域の支え合いを大切にする視点

重点施策

①子どもや母親の健康の確保(周産期医療システムの整備) ②食育の推進 ③思春期保健対策の充実
④小児医療の充実 ⑤小児慢性特定疾患治療の推進 ⑥不妊治療対策の充実

①地域における子育て支援の総合的な推進 ②子育てに関する学習機会・情報提供の充実
③地域における子育て支援従事者の養成と資質の向上 ④子育ての経済的支援の検討

①特別支援教育の充実推進 ②障害児支援対策の充実

①子どもへの虐待未然防止対策の推進 ②子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実

①家庭環境に恵まれない子どもに対する施策の充実 ②ひとり親家庭に対する支援の充実
③苦情解決システム等の構築

①学校・家庭・地域における人権教育の推進 ②子どもの権利擁護の普及啓発

①思春期性教育の推進 ②若年者の職業能力開発と意識啓発活動の推進

①確かな学力の向上 ②豊かな心の育成 ③新しい時代に対応した教育の推進
④スポーツ・芸術文化活動の振興 ⑤健やかな体の育成 ⑥信頼される学校づくり ⑦幼児教育の充実

①不登校やいじめなどに対する対策の充実 ②少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進
③被害に遭った子どもの保護の推進

①命を大切にする心を育む県民運動の推進 ②命を大切にする心を育む教育の推進

①自然環境の保全とふれあいの推進 ②都市と農山漁村との交流の促進 ③地域食文化体験活動の推進

①仕事と子育てが両立できる職場環境づくりの推進 ②多様な保育サービスの提供
③放課後児童対策の充実

①男性を含めた多様な働き方の見直しの普及啓発 ②育児休業取得への意識啓発の推進
③家事・育児など家庭生活における男女共同参画の推進

①農山漁村における仕事と子育てが両立しやすい環境づくりの推進

①安全な道路交通環境の整備 ②子どもの交通安全を確保するための活動の推進
③子育てにやさしいまちづくりの推進 ④犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進
⑤安全安心なまちづくりの推進

①子育てを支援する良質な住宅の確保への支援

①子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実 ②子どもを取り巻く有害環境対策の推進

①子育て支援機関のネットワークの推進 ②学校、医療機関、行政との連携の促進

①家庭教育への支援の充実 ②地域の教育力の向上

①社会全体での子育て支援に関する意識啓発の推進

①子育て支援を推進するために、特に支援に努める事業 ②県・市町村支援における推進体制の整備
③地域の推進基盤づくり

第3章 子育てを楽しめる社会の実現に向け、取り組む施策

この章では、子育てに希望と喜びを持ち、子育てを楽しめる地域社会の実現に向け、平成21年度までの5年間に取り組む5つの基本方向とその施策目標について掲げています。

1 安心して子どもを産み育てるために－家庭での子育てを支援します－

妊娠から出産、学齢期に至る保健・医療・福祉の相談、家庭や地域での子育てを支援する施策に取り組みます。

2 健やかに心豊かに育つように－豊かな心、命を大切に作る心を育む支援と健全育成を推進します－

子どもの教育と子どもの豊かな心、命を大切に作る心を育み、次代の親の育成を支援する施策に取り組みます。

3 働きながら子どもを育てるために－仕事と子育ての両立を支援します－

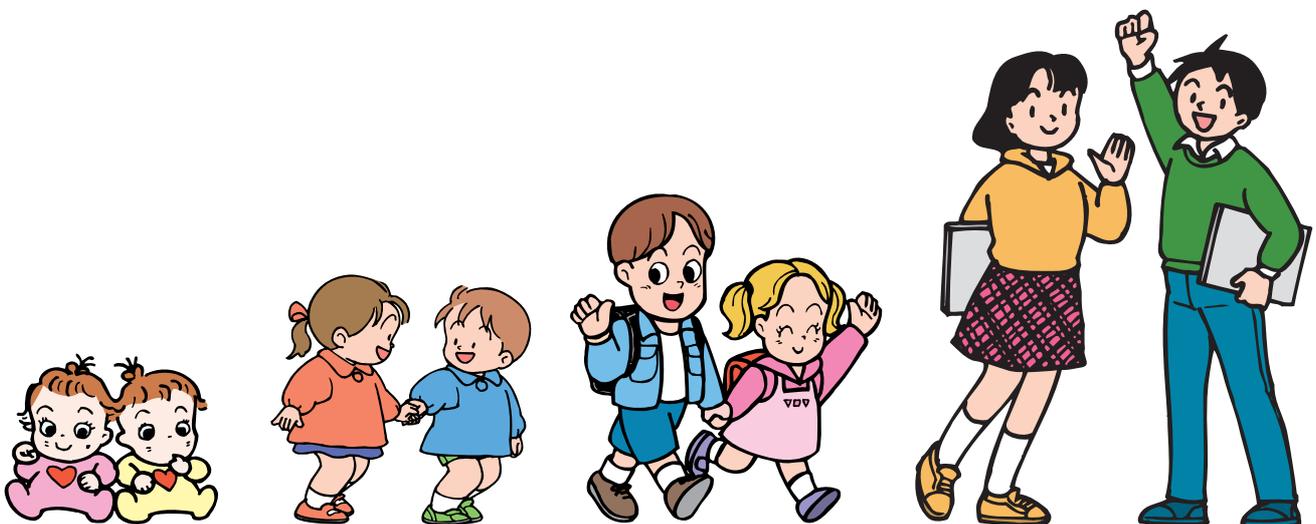
働きながら子どもを育てるための職場環境づくりの推進、働き方の見直し、農山漁村における子育て環境づくりについての施策に取り組みます。

4 安全安心な子育てをするために－子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します－

子どもを犯罪や交通事故などから守り、安全に生活できるまちづくりについての施策に取り組みます。

5 みんなが子育てに参加するために－子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します－

子育てを社会全体で支援するために、地域の教育力の向上や地域のネットワークづくりやプランの推進体制についての施策に取り組みます。



1 安心して子どもを産み育てるために

－ 家庭での子育てを支援します －

妊娠から出産、学齢期に至る保健・医療・福祉施策と、家庭や地域での子育てを支援する施策に取り組みます。

施策目標	重点施策
母性並びに子どもの健康の確保 及び増進	子どもや母親の健康の確保（周産期医療システムの整備） 食育の推進 思春期保健対策の充実 小児医療の充実 小児慢性特定疾患治療の推進 不妊治療対策の充実
地域における子育て支援サービスの充実	地域における子育て支援の総合的な推進 子育てに関する学習機会・情報提供の充実 地域における子育て支援従事者の養成と資質の向上 子育ての経済的支援の検討
障害児対策の充実	特別支援教育の充実推進 障害児支援対策の充実
子どもへの虐待防止対策の充実	子どもへの虐待未然防止対策の推進 子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実
様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進	家庭環境に恵まれない子どもに対する施策の充実 ひとり親家庭に対する支援の充実 苦情解決システム等の構築

(1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

安心して子どもを生み育てられる環境づくりのためには、乳幼児と妊産婦の心身の健康づくりを進める母子保健が重要な役割を果たしています。本県の重要課題である乳児死亡率の改善を図るため、母子保健対策と周産期医療体制の充実が不可欠です。また、国が提示した21世紀の母子保健のビジョンであり、国民運動計画である「健やか親子21」の4つの課題を克服するための施策を推進します。次代の親となる思春期の子どもたちに対しての保健対策を充実させ、さらに、支援を要する児童への対応などきめ細かな取組を推進します。

①子どもや母親の健康の確保（周産期医療システムの整備）

- ・総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療施設間のネットワークを効果的に運営し、全ての妊産婦、新生児が適切な医療を受けられる体制を整えることにより、安全な妊娠・出産を支援します。
- ・母体管理や育児支援など母子保健情報の提供や母子保健に関する学習機会の提供に努めます。
- ・育児不安の解消を図るための環境づくりをします。

②食育の推進

- ・乳幼児からの正しい食事の摂りかたや望ましい食習慣の確保により、食を通じた健康づくりや人間性の育成を図るため、意識啓発活動や調査研究を推進し、食育の理解の促進に努めます。
- ・学校給食をとおして生涯を通じて健康に過ごすための望ましい食生活のあり方についての意識を培うよう努めます。
- ・いのちを育む食の県民運動を推進し、農林水産業・食文化体験による食育の推進を図ります。

③思春期保健対策の充実

- ・思春期における乳幼児とのふれあい体験の実施など、母性・父性をかん養する育児教育の推進に努めます。
- ・学校との連携による一貫した保健教育体制の確立を目指すため、保健所によるモデル的な思春期健康教室と保健・教育関係者の育成研修・思春期関係者の連携推進会議を実施します。
- ・学校が地域の医師等の専門家と連携し、健康教育のための支援に取り組みます。
- ・保健所、市町村等における児童本人や家族の相談体制の整備に努めます。
- ・人格の基本である人間の性について、科学的な知識を得るとともに、生命の尊重、男女平等の精神に基づき、性に関する正しい判断力や適切に選択する能力を身につけさせ、行動選択ができるよう、性についての教育を推進します。
- ・思春期における子どもの心の健康に関して、子ども自身が気軽に相談でき、また親の適切な対応を支援する体制づくりを、学校保健との連携により推進します。
- ・思春期における喫煙防止、薬物乱用防止教育等を推進し、広報啓発活動に努めます。

④小児医療の充実

- ・小児医療の関係者による、地域にふさわしい小児救急医療体制のあり方や体制整備の方向性を協議調整する協議会を開催し、小児救急医療体制の充実策について検討を進めます。
- ・「小児救急医療体制検証・調査事業」の結果に基づき、本県で実施できる病院や診療所の連携策等による、地域での小児救急医療の充実を検討するとともに、各種対策により医師の確保に努めます。

⑤小児慢性特定疾患治療事業の推進

- ・小児慢性特定疾患の児童の健全な育成を支援するため、小児慢性特定疾患の治療研究事業を推進し、医療の確立と普及を図り、医療費の負担軽減を図ります。
- ・小児慢性特定疾患等の疾病による家族の不安や孤立感の軽減のため、保健・医療・福祉の連携を図り、適切な療育指導を実施します。

⑥不妊治療対策の充実

- ・不妊に悩む男女に対し、不妊治療等に関する正しい知識や最新の治療情報を提供するため、専門機関による相談体制等の整備を図ります。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

子育てに関する不安を解消し、多様な問題に総合的、重層的に対応する相談支援体制の整備を図るとともに、子育てに関する学習機会・情報提供を充実します。

また、家庭は、家族からの信頼と安らぎの中で、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心や社会的なマナーなどが育まれる場であり、全ての教育の出発点であることから、家庭の教育力を高めるための支援を行います。

さらに、子育てに関する経済的支援に努めます。

①地域における子育て支援の総合的な推進

- ・子育て中の保護者の育児不安に係る相談に応じ、子育て中の保護者が気軽に集い、相互に交流できるスペースの提供や子育て情報の提供、子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援などに努めます。
- ・子育て中の保護者が傷病、災害、出産、看護、介護や育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するなどの事情により一時的に保育が必要となったり、疾病その他の理由により家庭で児童を養育することが一時的にできない場合に、一定期間児童養護施設などで養育を行う等の子育て支援を行います。
- ・必要な時に必要な保健・医療・福祉サービスが受けられるようにするために、市町村単位で構築、充実を図っている保健・医療・福祉包括ケアシステムを活用して、子育て支援サービスの総合的な推進を図ります。
- ・固定的な性別役割分担意識を解消するための意識啓発を図ります。
- ・子どもや子育て、家庭教育に関する保健、医療、福祉、教育、警察等の相談機関の活動の充実を図るとともに、市町村と児童相談所等の専門機関の連携の強化を図り、地域に根ざした相談体制の充実を図ります。
- ・家庭における養育上の悩みや問題、子ども自身からの電話相談を受ける「子ども家庭支援センター総合相談事業」の充実を図ります。

②子育てに関する学習機会・情報提供の充実

- ・思春期の子どもと親を対象とした学校等での講座の開催を進めるとともに、公民館などの社会教育施設、幼稚園での学習機会の充実を図ります。また、男性の参加を積極的に促進します。
- ・0歳から中学生までの子どもを持つ全ての親に、「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」を配布し、家庭の教育力の向上を支援します。
- ・子育て情報誌の発行や出産・育児に関する諸制度についてのリーフレットの作成など、県民に対する情報提供に努めます。
- ・子育てに関する情報を、身近なところで提供する情報ボードの設置を推進するほか、子育てに関する情報を24時間提供できるホームページや電話自動音声応答システムを利用した情報提供システムの充実を図ります。

③地域における子育て支援従事者の養成と資質の向上

- ・県内の地域子育て支援センターや放課後児童クラブの水準確保のため、相互に情報交換できる会議の開催や職員の研修を実施します。
- ・地域における子育て支援の担い手である子育てメイト等の資質の向上を図り、児童相談所との連携を強化し、市町村との一体的な活動を支援します。
- ・地域において相談活動に従事する児童委員・主任児童委員の活動の活性化を図るため、研修を強化します。

④子育ての経済的支援の検討

- ・乳幼児やひとり親家庭等への医療費の助成や、勤労者の生活の安定を図るため、育児休業を取得した場合に生活に必要な資金を低利で融資する制度など子育ての経済的支援に努めます。

(3) 障害児対策の充実

障害を抱えた児童に対して、早期に対応することにより、障害を補完、治療し、それぞれの障害に応じた必要な支援を行い、子どもが本来持っている発達の可能性を最大限引き出すための総合的な取組を推進します。

①特別支援教育の充実推進

- ・様々な障害を抱えた子どもの教育的ニーズに対し、総合的な教育的支援体制の整備を図り、子どもやその保護者、教員に対し、障害、養育、就学、学習、進路等について適切な助言や支援を行い、悩みや問題状況の軽減・改善を図ります。
- ・特別支援教育の推進のため、教員の専門的知識や技能の向上及び指導力の充実を図ります。

②障害児支援対策の充実

- ・身体に障害のある児童に対して、必要な医療の給付を行い、早期治療によって障害の軽減に努めます。
- ・知的障害や自閉症等の発達障害を有する児童に対して、早期の療育等総合的な支援体制の整備を推進します。

(4) 子どもへの虐待防止対策の充実

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を与えることから、県民一人ひとりがこの問題に理解と関心を持ち、地域一丸となった取組を進める必要があります。子ども虐待の未然防止対策を推進し、早期発見、早期保護、子どもや保護者に対する治療や支援などに積極的に取り組みます。

①子どもへの虐待未然防止対策の推進

- ・子どもへの虐待を未然に防止するため、広報紙等による広報活動や県民を対象とした講演会の開催、映画の上映などにより、意識啓発に努めます。また、再発防止のために、被虐待児童や保護者への治療的な支援を強化します。

②子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実

- ・子どもへの虐待の早期発見と子どもの保護者及び家庭への対応を可能とするため、児童相談所の機能を一層強化し、きめ細かな対応を図ります。
- ・保育所、幼稚園等の子どもを預かる機関による早期発見体制を強化します。また、地域で住民からの相談に応じる市町村保健師等に対する研修を実施します。
- ・医療機関、警察、教育機関等により構成する青森県子ども虐待防止連絡協議会や市町村や地域の関係者で構成される地域のネットワークを中心として関係機関の恒常的な連携を深めるとともに、虐待事例検討委員会等による調査研究事業を推進します。
- ・乳児院や児童養護施設において被虐待児などの入所児童に対する心理療法を実施し、処遇の充実を図ります。
- ・虐待を受けた子どもとその家族を対象に、家族の再統合を目指した治療体制の充実強化を図ります。

(5) 様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進

家庭環境に恵まれない子どもやひとり親家庭など様々な環境にある子どもや家庭に対する支援を充実します。

①家庭環境に恵まれない子どもに対する施策の充実

- ・乳児院や児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設における処遇の充実、地域交流の推進、生活環境の充実を図ります。
- ・温かい家庭を提供し、健全な養育を行う里親制度についての普及啓発と、里親に対する研修の充実に努めます。

②ひとり親家庭に対する支援の充実

- ・離婚の増加を踏まえ、子どもの最善の利益を尊重しながら親子が安定した生活を営むことができるよう、専門的な立場からの相談支援に努めます。
- ・一時的な病気などの際に家事や育児の介護人を派遣したり、帰宅の遅い親に代わって児童養護施設等で一時預かりするなど、ひとり親家庭の子育て支援を充実します。
- ・ひとり親家庭の経済的自立を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付事業、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成に努めます。

③苦情解決システム等の構築

- ・社会福祉事業者段階における苦情解決体制の充実を図ります。
- ・当事者間では解決できない福祉サービスに対する不満や苦情については、公正・中立な観点から第三者機関として設置された「青森県運営適正化委員会」で適切な解決を図ります。

取組の役割

家庭・県民

- ・妊娠・出産・育児に関する知識の習得
- ・子どものころからの健康な生活習慣の形成
- ・地場の食材による健康で豊かな食生活など食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成による、食を通じた豊かな人間性の形成及び家族関係の構築

地域

- ・地域の関係機関の連携
- ・地域で子育てするためのサポート体制の充実
- ・NPO・ボランティア活動など福祉活動への参加
- ・食育推進ボランティア等による食生活改善指導の実施

医療機関

- ・安心・快適な妊娠・出産と不妊への支援
- ・小児が必要な時に必要な医療を受けられる体制の整備

事業者

- ・安心して子どもを産み育てることができる制度の充実
- ・安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりの推進

行政

- ・親と子の健康を確保する取組の推進
- ・地域や社会全体で子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- ・児童虐待防止対策の推進
- ・保護を要する子どもたちへの支援の充実
- ・障害のある子どもなどに対する支援体制の充実
- ・ひとり親家庭に対する支援の充実
- ・地域産物を活用した健全な食生活の推進

2 健やかに心豊かに育つように

—豊かな心、命を大切に作る心を育む支援と健全育成を推進します—

子どもの教育と、子どもの豊かな心、命を大切に作る心を育むための施策に取り組みます。

施策目標	重点施策
子どもの権利擁護の推進	学校・家庭・地域における人権教育の推進 子どもの権利擁護の普及啓発
次代の親の育成の推進	思春期性教育の推進 若年者の職業能力開発と意識啓発活動の推進
※1 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援	確かな学力の向上 豊かな心の育成 新しい時代に対応した教育の推進 スポーツ・芸術文化活動の振興 健やかな体の育成 信頼される学校づくり 幼児教育の充実
少年非行や不登校などに対する対策の充実	不登校やいじめなどに対する対策の充実 少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進 被害に遭った子どもの保護の推進
命を大切に作る心を育む環境づくりの推進	命を大切に作る心を育む県民運動の推進 命を大切に作る心を育む教育の推進
自然とふれあう体験交流の促進	自然環境の保全とふれあいの推進 都市と農山漁村との交流の促進 地域食文化体験活動の推進

※1 生きる力 子どもたちが、これからの社会を生きていくために必要な資質と能力として、中央教育審議会が「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」の中で示した考え方。「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」を意味する。

（１）子どもの権利擁護の推進

「すべての子どもが生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」という意識を持って子どもと接し、人権を尊重した教育を推進します。

①学校・家庭・地域における人権教育の推進

- ・いじめなど子どもの人権に深く関わる事柄や男女の共同参画、高齢者や障害者との共生などについて、子ども自身が主体的に取り組むことができるよう、学校教育、家庭教育、社会教育のそれぞれにおいて学習の機会を充実します。
- ・社会教育における人権教育・学習のあり方及び方向性を定めるために、基礎的な調査研究を実施します。
- ・人権に対する意識を高めるためのモデル講座開催・人権学習ハンドブック作成等をとおして、人権及び人権学習に関する県民の意識を啓発します。

②子どもの権利擁護の普及啓発

- ・子どもの権利擁護や子ども虐待未然防止に取り組む機運の醸成を図るための子どもの人権に関する講演会、シンポジウム等の開催、広報により、意識啓発を図ります。

（２）次代の親の育成の推進

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。また、若年者が自立して家庭を持てるようにするための意識啓発や職業訓練等を行うことにより、就労を支援します。

①思春期性教育の推進

- ・10代の人工妊娠中絶の増加や性行動の低年齢化など、思春期の様々な問題を受け止め、避妊等の性教育を行い、思春期の人工妊娠中絶やエイズ等の性感染症を予防し、生命を大切にすることを育むための対策を推進します。

②若年者の職業能力開発と意識啓発活動の推進

- ・若年者に対して、職業に必要な資格の取得を支援し、基礎的な職業能力を身につけさせ、早期の就職に結びつける支援をします。
- ・フリーターに対し職業能力開発校で教育訓練を行い、企業実習を一定期間行うこと等により、若年者の就職の促進を図ります。
- ・若年者の雇用拡大を図るため、若年者に対し、職業に関する情報提供、職場体験機会の確保、キャリアコンサルティング、就職支援サービス等の雇用関連サービスを総合的に提供する体制を整備します。

（３）子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援

次代の担い手である子どもが個性豊かにたくましく生きるため、特色ある教育を展開し、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる教育を推進します。また、子どもが豊かな人間性を備え自ら考え、行動し、未来を切り拓く力などの「生きる力」と「夢を育む心」を身につける教育を推進します。

①確かな学力の向上

- ・社会の変化に主体的に生きていくことができるよう、知識・技能、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身につけるために、一人ひとりの個性と創造性に配慮した、魅力あふれる学校教育を推進します。
- ・子どもたち一人ひとりを大切に、きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、少人数学級編制の実施を図ります。
- ・ものづくりの基盤技術を持つ優れた技能・技術者を小・中・高校に派遣し、技術指導などを実施し、技能・技術の継承を図ります。
- ・小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査を行い、学習指導上の課題を明らかにし、各学校が指導の改善に活用し、改善の方向性を示した資料を作成し、児童生徒の学力向上を図ります。

②豊かな心の育成

- ・豊かな心を育むため、地域の人材の活用や体験活動等を活かした多様な取組を工夫し、児童生徒の心に響く道徳教育を推進します。
- ・道徳教育実施上の諸問題を研究協議し、教員の実践的指導力の向上を図り、道徳教育を通じて学校と保護者や地域住民との交流を深め相互の理解を図り、学校、地域社会における道徳教育の充実を図ります。
- ・豊かな体験活動推進地域や推進校を指定し、モデルとなる体験活動に取り組み、小・中・高等学校における豊かな体験活動の推進をします。
- ・ボランティア推進校の指定やボランティア活動の推進により、子どもたちの「福祉の心」を育みます。
- ・子どもが自発的にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアの養成や情報提供、交流活動の推進に努めます。
- ・県民の福祉活動への参加を促進するため、子どもを含めた住民参加による友愛訪問や見守り活動などを県内全域に拡大します。
- ・子どもたちが「生きる力」を身につけるよう、学校・家庭・地域社会の連携を強化するとともに、学校教育と社会教育の持つ機能を融合させる取組を推進します。

③新しい時代に対応した教育の推進

- ・国際社会の中で、外国の歴史や文化、習慣、価値観等を尊重できるよう、国際理解教育を推進するとともに、外国語指導助手による外国語教育の充実に努めます。
- ・児童、生徒の発達段階に応じ、主体的に情報や情報機器を選択し活用できるよう情報教育の推進に努めるとともに、情報機器、通信ネットワークを活用した教育を推進します。
- ・子どもの創造力や探求心、自由な発想や発見を尊重し、体験的な学習を通して科学的な見方や考え方を育成する教育の推進を図ります。
- ・人と自然との共生や生命を尊重する意識を育むため、環境教育の推進に努めます。
- ・郷土の文化や歴史に対する理解を深めるため、郷土に関する教育の推進に努めます。

④スポーツ・芸術文化活動の振興

- ・豊かな感性を育むため、子どもたちによる文化・芸術活動や地域の伝統文化への参加を促進し、発表の機会の提供に努めるとともに、本県の優れた芸術文化や文化財の保存伝承に努めます。
- ・子どもたちが優れた芸術作品にふれたり、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりに努めます。

- ・映画や演劇、出版物など、子どもたちが楽しく利用し、知的、情緒的、社会的、身体的能力の発達を促す優良児童文化媒体の開発と普及を促進します。
- ・地域に根ざした魅力あるスポーツクラブ、スポーツ少年団の育成を推進するとともに、ニーズに応じた指導者の育成、配置を促進します。
- ・子どもたちが様々な機会と場所で、読書活動を行える環境づくりを推進するため、関係機関等と連携し、「子どもの読書活動の推進県民運動」を推進し、普及啓発を図り、読み聞かせ活動の支援体制を整備します。
- ・子どもの発達段階やそれぞれのスポーツニーズに応じた望ましいスポーツ活動を推進するため、指導者の研修・育成に取り組みます。

⑤ 健やかな体の育成

- ・子どもが運動に興味を持ち、運動に親しむ環境づくりを支援することで、進んで運動を行い、体力の向上を図るとともに生涯にわたり健康・安全な生活習慣を身につけられるよう支援します。
- ・県立学校の運動部へ外部指導者を派遣し、指導者の資質向上のための研修を行い、運動部活動と地域社会の連携を深め、学校の部活動を支援します。

⑥ 信頼される学校づくり

- ・学校の教職員や児童生徒の安全対策能力の向上をねらいとした「防犯教室」を推進し、防犯や応急処置等についての研修を実施し、指導者の資質向上と安全な学校づくりを推進します。
- ・職員の資質能力を継続的に向上させるため、勤務評定のあり方について、調査検討を行います。
- ・中学生が住んでいる地域によって、受験機会を制限されず自由に選択できるように、学区による出願制限を撤廃し通学区域の制限を廃止します。
- ・学校安全推進モデル地域を指定し、地域と連携を重視した学校安全に関する各種の取組を行い、成果を普及させます。

⑦ 幼児教育の充実

- ・地域の実情に応じた幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所、学校との連携の推進などに関するプログラムを作成します。
- ・私立幼稚園が子育て支援の一環として行う預かり保育の取組を支援をします。
- ・地域における子育て支援のために、幼稚園の施設や機能を地域に解放する取組を支援します。
- ・幼児期の家庭における教育の充実や地域における子育て支援の推進を図るため、幼稚園・教職員・親の連携による子育て支援活動の検討・研修等を実施します。

(4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実

いじめや少年非行、不登校などの問題については、専門的な相談体制の強化、家庭や地域、関係機関との連携を密にし、それぞれの立場から取組を強化します。

また、開かれた学校運営を推進するとともに、子どもに対する弾力的な対応や、スクールカウンセラーの配置などの取組に努めます。

① 不登校やいじめなどに対する対策の充実

- ・いじめの解決に向けて、家庭、学校、地域社会など子どもに関わる全ての者がいじめは絶対にゆるさないうという共通認識を持ち、それぞれの役割を果たすと同時に、連携を図りながら一体となった取組を進めます。

- ・児童生徒の悩みや不安などの解消を図り、いじめや不登校の未然防止や早期発見・早期対応を行うため、小学校に子どもと親の相談員、中学校に学校生活相談員を配置し、児童生徒の問題行動等の解決を図ります。
- ・学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度な専門的な知識や経験を有するもの等をスクールカウンセラーとして配置し、活用に関する調査研究を行います。
- ・東青教育事務所に相談員を配置し、電話や来所による相談、学校訪問を通して、児童生徒や保護者、教職員へ支援を行います。
- ・いじめや不登校などの児童生徒の抱える問題へ適切に対応するため、関係機関のネットワーク化を図ります。
- ・不登校やひきこもりの子どもに対し、お兄さんお姉さんにあたる大学生を派遣し、子どもの心の安定と自己回復力を引き出すふれあい心の友訪問事業を実施するとともに、児童相談所での相談・援助活動を充実し、問題の解決に努めます。

②少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進

- ・子どもの健全育成を推進する青少年育成県民運動を進めるとともに、非行防止に関する自主的活動の推進を図ります。
- ・少年非行防止JUMPチームによる非行防止に関する広報啓発活動のサポート等少年非行の防止と健全育成を推進します。
- ・子どもが非行を克服し、社会の中で自立した生活が営めるよう、関係機関との連携を図ります。
- ・児童自立支援施設における学校教育の充実にも努めるとともに、対象となる子どもの問題の多様化など社会の変化に対応した処遇プログラムの開発に努めます。

③被害に遭った子どもの保護の推進

- ・被害少年に対して、カウンセリングアドバイザーとして臨床心理士等の専門家を委嘱し、少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的支援活動を効果的に推進します。
- ・虐待などにより心身に傷を受けた子どもを守るため、医療・福祉・教育・司法が連携し、心身の治療とその後のケアに努めます。

(5) 命を大切に作る心を育む環境づくりの推進

子どもたちをめぐる痛ましい事件が多発していますが、このような事件を起こさないために、学校、家庭、地域社会、行政が一体となって、命の大切さを訴え、青森県の次代を担う子どもたちが、命を大切にし、他人への思いやりを持ちたくましく生きていくように育てていく必要があります。このため、県民一体となって、命を大切に作る心を育む環境づくりを推進します。

①命を大切に作る心を育む県民運動の推進

- ・命を大切に作る心を育む県民運動推進会議を開催し、民間団体や関係機関での一層の取組を推進するとともに、ポスターやチラシ、新聞広報などにより広く周知し、命を大切に作る心を育む運動に関する意識啓発を図ります。

②命を大切に作る心を育む教育の推進

- ・学校において、命を大切に作る心を育む教育や道徳教育を実施します。

(6) 自然とふれあう体験交流の促進

①自然環境の保全とふれあいの推進

- ・子どもの成長にとってかけがえのない自然を守り育てるため、自然環境の保全を推進します。
- ・野外での多様な自然体験活動をとおして、様々な冒険に挑戦することで、仲間との相互交流を深め、仲間づくりや個性の伸張を図り、自然のすばらしさと大切さの理解を図ります。
- ・子どもたちの交流や自然体験ができる溪流や河川、水辺、海浜空間の整備を推進します。
- ・子どもたちの自主的な環境学習を推進するとともに、緑の少年団や青少年教育施設等での自然体験活動を通して、家族や仲間とふれあいながら豊かな心を育む機会を提供します。
- ・キャンプ、アウトドアスポーツなど自然に親しむ活動を通じて自然体験、社会体験などの機会を提供し、子どもの「生きる力」を育みます。
- ・青少年教育施設などを利用する子どもたちに野外活動やディスカッションの場を提供し、生きがいや社会参加について語り合うなど、子どもたちと社会人や大学生・高校生との情報交換や交流を深めます。
- ・子どもたちの、地域の自然環境や野生生物、自然環境保全に対する意識の高揚を図ります。

②都市と農山漁村との交流の促進

- ・都市住民や子どもたちを対象に、農山漁村を体験学習の場として活用し、農林水産業やその多面的機能の重要性の理解促進を図ります。
- ・農山漁業体験や地元の食材・料理を活用しながら、農山漁村に滞在し、農業や漁業体験、自然や伝統文化、地域の人々とのふれあいを楽しむ活動を推進します。
- ・農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、緑豊かな田園空間にふさわしい地域の活性化に資する各種公益施設、農村に存する伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した各種生産基盤等の整備を図ります。

③地域食文化体験活動の推進

- ・子どもたちが農林水産業や地域の食文化に対する理解を深め、健全な食生活をおくる力を身に付けるための「食育」を推進します。
- ・いのち育む「食」を生み出す農林水産業や地域特有の食文化に関する体験活動を通じて、子どもがいのちを慈しみ、食べ物に感謝し、ふるさとを誇りに思う心を育みます。
- ・地域食材を生かした伝統料理の積極的な情報発信や新たな食文化の創造に努めます。



取組の役割

家庭・県民

- ・子どもの権利を尊重する人権意識の高揚
- ・思いやりの心や命を大切にする心の育成
- ・言葉遣いや礼儀、善悪の判断など家庭における基本的な生活習慣の形成
- ・自らの能力開発への積極的な取り組み
- ・若年者に対する助言・支援、地域社会への参加の働きかけ
- ・地域の行事や諸活動への積極的な参加
- ・多様な芸術文化の鑑賞、体験
- ・スポーツやレクリエーションへの積極的な参加
- ・生産者との交流や農林漁村での余暇活動への参加

地域

- ・地域における子どもの健全育成
- ・地域における関係機関の連携
- ・健全な親子関係づくりのためのサポート体制の充実
- ・町内会や地域での、子どもたち中心の行事や活動の展開
- ・歴史や自然、文化、産業など、地域の財産を学ぶ機会の充実
- ・多様な農林水産業・食文化体験学習機会の提供と支援

関係団体

- ・個性的な芸術文化の育成、発信等各活動の推進
- ・スポーツ競技力向上や普及にむけた取組の推進
- ・多様な農林水産業・食文化体験学習機会の提供と支援

行政・学校

- ・子どもの権利擁護の普及啓発
- ・命を大切にする心を育む教育の推進
- ・子どもの生きる力を育む教育の推進
- ・関係機関、民間団体などと連携した命を大切にする心を育む意識の醸成
- ・個々の学習状況に応じた指導の充実
- ・教員の資質向上に向けた教員研修等の充実
- ・道徳教育や体験活動の推進
- ・スポーツに親しむ環境づくりの推進と学校体育・健康教育の充実

3 働きながら子どもを育てるために

－ 仕事と子育ての両立を支援します －

働きながら子どもを育てるための労働環境の改善、多様な保育サービス、農山漁村における子育ての環境の改善についての施策に取り組みます。

施策目標	重点施策
仕事と子育てを両立させるための支援の推進	仕事と子育てが両立できる職場環境づくりの推進 多様な保育サービスの提供 放課後児童対策の充実
男性を含めた多様な働き方の見直し	男性を含めた多様な働き方の見直しの普及啓発 育児休業取得への意識啓発の推進 家事・育児など家庭生活における男女共同参画の推進
農山漁村における子育て環境づくりの推進	農山漁村における仕事と子育てが両立しやすい環境づくりの推進



(1) 仕事と子育てを両立させるための支援の推進

男女が共に働きながら子育てをすることができるよう労働環境の整備を図ります。

①仕事と子育てが両立できる職場環境づくりの推進

- ・妊産婦に関する就労制限などの母性保護規定や、健康診査の受診時間の確保、通勤の緩和などの母性健康管理について、事業主への啓発に努めます。
- ・子どもの学校行事や通院など、子育てに配慮した人事・労務管理を行うよう、事業主に対する啓発に努めます。
- ・仕事と子育てを両立させるための労働条件改善のための意識向上を図ります。
- ・企業の人事・労務担当者及び労働者、一般県民が職業生活と家庭生活の両立について理解を深めるよう啓発に努めます。

②多様な保育サービスの提供

- ・保育所定員の見直しや円滑化等により、入所待機児童の解消を図ります。
- ・子どもを安心して託すことができるよう、保育所運営の健全化や保育士の資質の向上を図り、保育水準の向上に努めます。
- ・保育所における延長保育、休日保育など、多様な保育サービスを計画的に促進します。
- ・保育所に通所している児童が、病気により集団保育が困難な期間に、保育所等に付設されたスペースで一時的に児童を預かる病後児保育を推進します。
- ・幼稚園における預かり保育を推進します。
- ・認可外保育施設の保育サービスの向上のために、児童に対する健康診断等の助成と職員に対する研修・指導を実施します。

③放課後児童対策の充実

- ・昼間保護者のいない子どもたちが、放課後適切な指導者のもとで安心して過ごせるよう放課後児童クラブの設置を促進し、未実施市町村の解消を図ります。
- ・放課後児童クラブの土日等の開設を促進します。
- ・放課後児童クラブの障害児の受入を促進します。
- ・放課後児童クラブの指導者に対する研修等を行い、指導者の育成と組織化を図ります。

(2) 男性を含めた多様な働き方の見直し

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように働き方の見直しを進めます。

①男性を含めた多様な働き方の見直しの普及啓発

- ・家族がともにゆとりのある生活時間を確保し、子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、労働時間の短縮等について、職場や県民の合意形成に努めます。
- ・週40時間労働制の定着を図るとともに、完全週休二日制の普及促進、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働時間の削減により、労働時間の短縮の普及促進を図ります。

- ・パートタイム労働や派遣労働など多様な働き方を選択できる環境を整備すると共に、フレックスタイム制、在宅勤務制など多様な勤務形態の導入促進に努めます。
- ・夫婦、親子が愛情と信頼の絆で結ばれたぬくもりのある家庭づくりのための「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及啓発を推進します。

②育児休業取得への意識啓発の推進

- ・現在実施している育児休業又は介護休業を取得した場合、生活に必要な資金を低利で融資する制度などを通じて、育児・介護休業制度の導入及び利用を促進します。

③家事・育児など家庭生活における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会づくりへの理解を深めるとともに、県内における気運の醸成を図り、家庭生活における男女共同参画を推進します。

(3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進

本県は、他県に比べて第一次産業従事者の割合が高いことが特徴となっていますが、農山漁村においても仕事と子育てが両立できるよう、子育てニーズにきめ細やかに対応するため、地域の実情に即した弾力的な保育サービスなどの取組を推進します。

①農山漁村における仕事と子育てが両立しやすい環境づくりの推進

- ・農山漁村における男女共同参画を推進し、経営及び生活面の適正な家族の役割分担や給与、休日などの就農条件の整備を進めます。また、農山漁村の高齢者等が持っている子育ての知識や経験の活用を図ります。
- ・家族経営協定の締結等による女性の経営参画や専門的な知識、技能を有する高齢者の活用を推進します。
- ・へき地など特殊事情にある地域における保育サービスの充実に努めるほか、施設の運営に対する支援を充実します。
- ・豊かで住みよい農村環境の整備にあたって、地域住民やNPOなど、多様な住民参加と連携の下に、総合的に進めます。



取組の役割

家庭・県民

- ・家事、育児など家庭における男女共同参画の推進
- ・男女平等に関する意識の向上

地域

- ・地域における関係機関の連携
- ・女性や高齢者の知識・経験等の活用による子育て女性の支援

関係団体

- ・経営者の意識改革に対する働きかけ、助言の実施
- ・男女共同参画に関する啓発・学習機会の充実及び意識の向上

事業者

- ・安心して子どもを生み育てることができる職場環境づくりの推進
- ・従業員の福利厚生制度の充実
- ・多様な就業形態を選択できる環境づくりの推進
- ・地域社会の一員としての自覚と責任の発揮
- ・男女の職業生活と家庭・地域生活の両立のための就労環境の整備
- ・自営業における女性の経済的地位などの向上や雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

行政

- ・多様な保育サービスの推進
- ・多様な働き方の意識啓発の推進
- ・仕事と育児の両立のための就労環境の整備に関する啓発と子育て支援対策の推進
- ・教育現場、家庭、地域における男女平等の推進

4 安全安心な子育てをするために

- 子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します -

子どもを犯罪や交通事故などから守り、安全に生活できるまちづくりについての施策に取り組みます。

施策目標	重点施策
子どもの安全の確保	安全な道路交通環境の整備 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 子育てにやさしいまちづくりの推進 犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進 安全安心なまちづくりの推進
子育てを支援する生活環境づくり	子育てを支援する良質な住宅の確保への支援
子どもの非行防止と健全な社会環境の形成	子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実 子どもを取り巻く有害環境対策の推進



(1) 子どもの安全の確保

①安全な道路交通環境の整備

- ・子どもを安心して外出させることができるよう、歩道や自転車、歩行者道の確保、街灯の整備、ガードレールや水路の安全防護施設の整備などに努めるとともに、交通安全対策の充実に努めます。
- ・冬場の安全な通学路を確保するため、歩道の除排雪に努めます。
- ・誰もが安心して通行できるよう幅の広い歩道（自転車・歩行者道については幅員3 m以上）等の整備と段差のない歩行空間バリアフリー化の整備に努めます。
- ・誰もが安心して道路を渡れるよう、歩行者感应信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用に努めます。
- ・死傷事故発生割合が高い箇所において、信号機等の整備、生活道路への通過車両の進入や速度の抑制等により、交通安全に努めます。

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- ・子どもを交通事故から守るために、自治体・交通関係団体等地域ぐるみの交通安全活動を行い、交通事故防止に努めます。
- ・幼児と児童を交通事故から守るため、実践指導者等に交通安全知識や安全指導技術の習得を図り、幼児等の交通安全教育の充実に努めます。
- ・チャイルドシートの正しい着用を推進するため、指導員を養成し、保護者等に対して指導や情報提供、再利用活動に努めます。

③子育てにやさしいまちづくりの推進

- ・「青森県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者や高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方など、全ての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる障壁のない生活環境の整備を推進します。
- ・障害者や高齢者等に配慮した建築物の整備状況など、バリアフリーに関する情報の提供に努めます。
- ・公共施設や不特定多数の県民が利用する民間施設でのベビーカーの配置、授乳室、託児室や親子用トイレの整備を進めるよう働きかけていきます。
- ・新設、大改良駅及び段差5 m以上、1日の乗降客5千人以上の既設駅について、鉄道事業者がエレベーター等を設置することでバリアフリー化を推進するよう働きかけていきます。
- ・地域住民にとって重要な移動手段である路線バスについて、ノンステップやワンステップスロープ付きバス車両の導入を推進します。
- ・子ども連れで楽しめ、子どもが安心してのびのびと遊べる空間の整備に努めます。

④ 犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進

- ・地域住民にミニ広報紙を配布し、犯罪等に遭わないための安全情報の提供に努めます。
- ・地域住民が自主的防犯行動を行うことにより、犯罪を効果的に抑止するために、犯罪の発生状況、具体的な防犯対策等に関する情報提供に努めます。
- ・子どもを犯罪等の被害から守るため、学校等との連絡体制を充実します。
- ・警察署単位で自治体、地域住民、防犯ボランティアに犯罪発生情報を提供し、犯罪発生を抑止に努めます。
- ・少年補導協力員等少年警察ボランティア等と学校関係者、警察が連携し、学校付近や通学路の防犯パトロールに努めます。

- ・住宅等への侵入防止に関する専門的な知識を持つ防犯アドバイザーによる防犯講習を行い、住民の自主的防犯行動の促進に努めます。
- ・教職員、保護者に対する防犯講習会を実施し、学校、保育園における安全の確保に努めます。
- ・緊急避難場所である子ども・女性110番の家に対して、情報の提供や助言等を行い、防犯ボランティア活動を支援します。

⑤安全安心なまちづくりの推進

- ・地域で子どもが犯罪に巻き込まれないように、子ども緊急通報装置の整備に努めます。
- ・防犯性能の高い建物部品目録に掲載の建物部品や、その他の防犯機器を防犯講習等を通じて広報し、普及に努めます。
- ・道路・公園等の公共施設や住宅の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を推進し、犯罪に遭いにくいまちづくりに努めます。
- ・地域の犯罪抑止、住民の防犯意識の高揚に努めます。

(2) 子育てを支援する生活環境づくり

①子育てを支援する良質な住宅の確保への支援

- ・入居者の世帯状況に応じた住宅の確保ができるような公共賃貸住宅間の住み替えに関する制度の改善に努めます。
- ・多様な公共賃貸住宅の中から、居住ニーズに合致した住宅を比較・選択することができるよう、情報提供や相談を総合的に推進します。

(3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成

①子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実

- ・学校や教育委員会、関係機関の職員で構成する「サポートチーム」により、児童生徒の問題行動への指導助言を行います。
- ・出会い系サイトを利用した犯罪の被害から少年を守るために、出会い系サイト規制法や出会い系サイトの危険性を広報啓発し、被害の防止に努めます。

②子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・子どもの健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類の販売等について規制し、各種ボランティア等との連携による有害環境の浄化活動を推進します。また、青森県青少年健全育成条例の周知を図り、県民一人ひとりが、子どもの健全な育成を助長する社会環境の形成に努めるよう意識啓発を進めます。
- ・出会い系サイト規制法及び出会い系サイトの危険性について、関係機関、関係業界等に対して指導を要請し、有害環境対策の推進に努めます。
- ・出会い系サイトを介した犯罪の被害から少年を守るため、関係機関との連携に努めます。

取組の役割

家庭・県民

- ・地域と連携した自主的な防犯活動への参加
- ・交通安全意識の向上
- ・性・暴力などの有害な情報や健全な育成を阻害する行為からの擁護

地域

- ・防犯活動と犯罪の発生しにくい環境の構築
- ・交通安全運動の推進
- ・地域における子どもの健全育成
- ・地域における関係機関の連携

事業者

- ・防犯カメラの設置など、犯罪の発生しにくい環境の構築
- ・交通安全運動の推進
- ・バリアフリー化など、子育てにやさしい環境の整備

行政

- ・各種犯罪の発生抑止対策・取締りの強化
- ・交通安全についての啓発活動や教育の推進
- ・防犯設備・交通安全施設等の整備
- ・性・暴力などの有害な情報や健全な育成を阻害する行為から子どもを守るための良好な環境づくりの推進

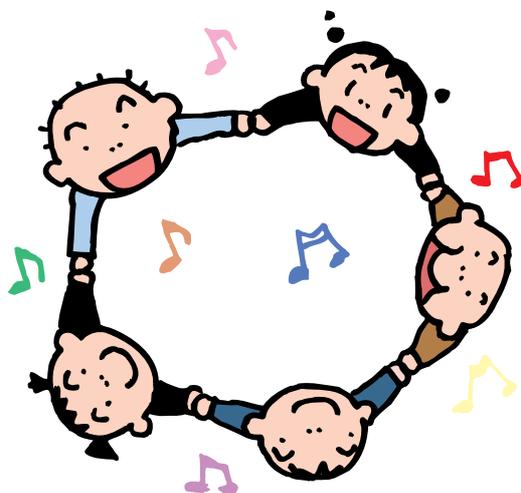
5 みんなが子育てに参加するために

－ 子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します －

子育てを社会全体で支援するために、地域の教育力の向上や地域のネットワークづくりやプランの推進体制について取り組みます。

施策目標	重点施策
地域における子育てネットワークづくりの推進	子育て支援機関のネットワークの推進 学校、医療機関、行政との連携の促進
※2 家庭や地域の教育力の向上	家庭教育への支援の充実 地域の教育力の向上
普及啓発活動の推進	社会全体での子育て支援に関する意識啓発の推進
推進体制の整備	子育て支援を推進するために、特に支援に努める事業 県・市町村支援における推進体制の整備 地域の推進基盤づくり

※2 地域の教育力 学校、家庭、地域社会それぞれの持つ教育力を十分に生かしながら、その力を結集させ、地域が一体となって子どもたちの「生きる力」や「自立する力」を育てていくことです。
また、地域に暮らす様々な人々が、子どもたちの教育活動や社会参加活動に関わることにより、大人自らも人間性を高めることができ、結果として魅力ある地域づくりへとつながります。



(1) 地域における子育てネットワークづくりの推進

子育て支援サービスの質の向上を図るために、子育て支援サービスの県域のネットワーク形成の促進について取り組みます。

①子育て支援機関のネットワークの推進

- ・地域での子育てネットワークの中核として活動している地域子育て支援センターのネットワーク化を図ります。
- ・放課後児童クラブの県域でのネットワークを図ります。
- ・子育てサークルの組織化やその活動の活性化を図ります。

②学校、医療機関、行政との連携の促進

- ・学校・医療機関・福祉関係機関・行政機関等の連携を図ることにより、子どもへの虐待未然防止・早期発見のネットワーク構築を促進します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域社会の連携のもとに家庭や地域における教育力を総合的に高める施策に取り組みます。

①家庭教育への支援の充実

- ・家庭教育支援の充実を図るため、子育てサポーターの資質向上を図るリーダーの養成、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供を促進します。
- ・家庭教育支援を行うための専門的知識や技術に関する研修を行い、地域に密着した人材を育成します。
- ・自信を持って子育てに取り組んでいくため、家庭教育手帳を未就学児、小・中学生の子どもを持つすべての親に配布します。

②地域の教育力の向上

- ・地域の子どもと大人がスポーツ・レクリエーションを通じて、人と人、地域と地域が活発に交流できる環境をつくり、地域のコミュニティを再生します。
- ・特殊教育諸学校の児童生徒及び地域住民を対象としたスポーツ交流会を開催し、地域スポーツの振興を図ります。
- ・地域と学校が連携協力し、奉仕活動・体験活動の機会充実を図ります。
- ・児童生徒に、「豊かな人間性や社会性」並びに「自ら学び自ら考える力」を育むために、自然体験活動や奉仕的な活動、ものづくりや勤労生産活動、職業体験などをとりいれた学習を推進します。
- ・子どもたちの成長にとってかけがえのない自然を守り育て、自然に親しむ機会を作ります。
- ・郷土の貴重な文化財や資料を、子どもたちの学習教材として活用できるよう支援をします。
- ・青少年が科学技術に興味を持ち、豊かな創造性を養うことができる環境の整備を図ります。
- ・身近な水辺環境を活用した農家と地域住民の交流に基づく地域づくりを推進し、農業、農業用水等の水辺環境の体験学習を推進します。
- ・農村地域社会の発展のため、農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、都市と農村の交流促進を図ります。

- ・農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、緑豊かな田園空間にふさわしい地域の活性化に各種生産基盤等の整備を図ります。
- ・子どもたちの自主的な環境学習・環境活動を支援するため、地域内における環境活動を推進します。

（３）普及啓発活動の推進

子どもが一人の人間として尊重されるとともに、子育ての重要性を認識し、男性も女性も子育てを楽しむことができ、社会全体で子育てを支援することができるよう普及啓発活動を推進します。

①社会全体での子育て支援に関する意識啓発の推進

- ・子どもの健全育成や「命を大切に作る心を育む県民運動」の推進、男女の固定的な役割分担意識の是正、女性の社会参画の促進、子どもの人権の尊重などについて、家庭や地域、学校、職場などにおいて、広く県民の意識啓発を推進します。
- ・子どもの健全育成に関わる県民運動を支援し、子育て支援社会への一人ひとりの主体的な関わりを推進します。

（４）推進体制の整備

この計画を、「県民参加」と「利用者本位」の視点に立って、総合的に推進するため、県民の意見やニーズを把握し、市町村との連携をはかり、市町村への支援を行い、関係機関と一体となって取り組むとともに、施策の展開にあたっては、子どもの意見を尊重するように努めます。

①子育て支援を推進するために、特に支援に努める事業

- ・子育て支援の重要な部分を占める保育事業については、市町村地域行動計画が推進されるよう特定14事業（通常保育事業、延長保育事業、夜間保育事業、子育て短期支援事業、休日保育事業、放課後児童健全育成事業、乳幼児健康支援一時預かり事業（派遣型、施設型）、一時保育事業、特定保育事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業）に対する支援に努めます。

②県・市町村支援における推進体制の整備

- ・プランの推進状況の把握や施策の円滑な実施に努めます。
- ・市町村における地域行動計画の計画的な施策の実施の支援に努めます。

③地域の推進基盤づくり

- ・地域における子育て支援の人材資源である子育てメイトや地域のボランティア（あしゅまる隊など）や子育てサークル、母親クラブなど、地域で子育てを支える人たちの地域のネットワークづくりや活性化を図り地域の子育て支援を推進する基盤づくりに努めます。

取組の役割

家庭・県民

- ・学習成果を生かした地域活動への参加
- ・家庭、学校などにおけるボランティアの体験
- ・地域のボランティア、NPO活動などへの参加
- ・地域コミュニティの活性化、地域社会の連帯感の醸成
- ・生活体験の充実や、祖父母との世代間交流を含めた家族のふれあいの推進
- ・子どもの成長の見守り

地域

- ・町内会や地域での、子どもたち中心の行事や活動の展開
- ・歴史や自然、文化等、地域の財産を学ぶ機会の充実
- ・世代を超えた交流による豊かな人間関係づくりの場の充実
- ・子どもや子育て家庭への見守り

事業者

- ・社員に対するボランティアの推奨
- ・ボランティア活動への参加及び企画

関係団体

- ・構成員などに対するボランティアの推奨
- ・ボランティア活動への参加及び企画
- ・他のボランティア団体との連携や、行政とのパートナーシップの構築に向けた意識の向上

行政・学校

- ・関係機関のネットワークの推進
- ・学校と地域を結ぶ人づくりの推進
- ・家庭教育を支える人づくりの推進
- ・ボランティア、NPO活動などの促進にむけた情報提供などの充実
- ・子育て支援に関する意識啓発の推進
- ・プランの着実な推進

II 事業編



1 安心して子どもを産み育てるために - 家庭での子育てを支援します -

施策の目標値

施策の目標指標	現 状 値	目標値(H21年)	備 考
乳児死亡率	3.8/出生千対 (H15年)	3.0/出生千対	青森県保健統計年報

(1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事 業 内 容	指 標	現状値	事業目標値
①母性並びに子どもの健康の確保及び増進	周産期医療システム運営事業(医療業務課)	県・市町村等	①総合周産期母子医療センターと地域の中核的な周産期医療施設とのネットワーク化を図り、全ての妊婦、新生児が適切な医療を受けることのできる環境を整備する。②周産期医療向上のため、周産期医療従事者の資質向上及び人材育成を図る。③周産期医療向上のため、周産期医療に関する調査研究を推進する。これらにより、乳児死亡、周産期死亡等の改善を図る。	乳児死亡率	3.8 (H15)	3.0 (H21)
	妊産婦・新生児訪問支援事業(こどもみらい課)	県	青森県における妊婦の支援体制を確立するために「妊婦連絡票」を利用し、また、母子保健関係者に対し訪問指導等に必要な知識の習得を目指して母子保健指導者研修会を開催する。	妊婦連絡票提出率	97.5% (H15)	98% (H21)
	妊娠・出産・子育て情報機能強化事業(こどもみらい課)	県	周産期死亡率を低減するため、妊産婦に健康管理に関する各種情報を提供して早産を予防し、低体重児の出生の減少を目指す。妊婦とその夫に対し妊娠週数に応じた情報を、月1回携帯電話へメール配信する。	アクセス件数	6,000件 (H15)	6,000件 (H17)
②食育の推進	食を通じた子どもの健全育成事業(こどもみらい課)	県	子どもの栄養状況の悪化や食生活の乱れ、思春期やセブ症等の問題の改善に向けた食育の必要性について、関係者や一般県民に広く啓発することで、食を通じた健康づくり家族形成や人間性の育成(食育)を図る。 ①食育を推進するフォーラム開催 ②食事内容実態調査 ③親子ふれあい調理実習	フォーラム参加者数	-	300人 (H17)
	「いのち育む」食の県民運動推進事業(農林水産政策課)	県	子どもたちをはじめ、広く県民に対し、豊かな「いのち」を育む「食」を生み出す農林水産業や地域食文化への理解を深め、健康で心豊かな生活の実現と本県農林水産業の振興を図る。 ①県及び地域推進協議会の設置 ②子どもの農林水産業・食文化体験による食育の推進 ③健全な食生活の推進 ④地産地消の推進	食育推進ボランティア登録者数	638名 (H15)	800名 (H17)
	学校給食における学校・家庭・地域の連携推進事業(教育庁スポーツ健康課)	名川町	学校・家庭・地域の三者が連携して、学校給食を通じ、児童生徒が生涯を通じて健康に過ごすための望ましい食生活のあり方について実践研究を行う。名川町の研究主題「生きる力を育むため、「自分の健康は自分でつくる」意識を培う。	協議会回数	3回 (H16)	-
	学校を中心とした食育推進事業(教育庁スポーツ健康課)	天間林村(H16)	市町村域で、家庭や地域が一体となって食育の推進に取り組む「食育20推進地域」を指定し、食や栄養に関して専門性を有する教職員を中心として、PTAや農業団体、栄養士会等の協力を得ながら、組織的・体系的な食育推進のための取組を行う体制整備を図る。	推進地域数	1箇所 (H16)	-
③思春期保健対策の充実	学校・地域保健連携推進事業(教育庁スポーツ健康課)	県	学校が地域の医師等の専門家と連携し、児童生徒の様々な健康問題に対処し、地域、学校保健の充実のため事業を実施する。①健康教育のための支援方策の検討 ②健康教育のための支援の実施 ③健康教育に関わる取組	専門医等の派遣回数	38 (H15)	-

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
	精神保健福祉センター特定相談事業（思春期精神保健に関する相談指導）（障害福祉課）	青森県精神保健福祉センター	思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等総合的な対策を実施することにより、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見等を図る。	—	—	—
	健康教育推進事業（教育庁スポーツ健康課）	県教育委員会	各教育事務所管内に小・中・高等学校1校ずつ推進校（2年間）を設置し、それぞれ発達段階に応じた健康教育の推進について調査研究を行うとともに、パンフレットや資料を作成・配布、また、専門的なセミナーを開催する。	推進校数	18 (H15)	—
	学校医等の配置（教育庁スポーツ健康課）	県	県内6地区ごとに各1校ずつ産婦人科医を配置し、各校の性に関する講演や相談等に対応し、性に関する指導の充実を図る。	講演回数	43 (H15)	60 (H21)
	薬物乱用防止教室推進事業（教育庁スポーツ健康課）	県	児童生徒、教職員等に対する薬物に対する正しい知識の普及啓発や薬物乱用防止教育の一層の充実を図るため、薬物乱用防止教育の研修を行い、指導者の資質向上を図る。	研修会参加者数	380 (H15)	400 (H21)
	防煙教室（喫煙対策推進事業）（保健衛生課）	県	「未成年者の喫煙率ゼロ」を達成するために、小・中・高校生を対象に、学校と連携をとった教室を開催することで、タバコによる健康影響に関する意識の向上を図る。	防煙教室開催回数	12回 (H16)	12回 (H21)
	薬物乱用防止啓発推進事業（医療薬務課）	県	中学生・高校生等の若い世代に対して薬物乱用の恐ろしさを認識してもらうため、薬物乱用防止教室等を開催し、薬物乱用防止普及啓発活動の推進を図る。	薬物乱用防止教室講師派遣件数	47回 (H15)	65回 (H21)
⑤小児慢性特定疾患治療の推進	長期療養児療育相談事業（こどもみらい課）	県	小児慢性特定疾患等の疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について、在宅における療養を確保するために保健医療福祉の連携の推進による適切な療育指導を行うとともに、家族の不安や孤立感の軽減等のための支援を行う。	療育指導実績	458件 (H15)	継続
	小児慢性特定疾患対策費（こどもみらい課）	県	小児慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額になり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、患者家庭の医療費の負担軽減等を行う。	治療対象児数	1,384人 (H15)	継続
⑥不妊治療対策の充実	不妊相談事業（こどもみらい課）	県	少子化の一因として、不妊対策の遅れが挙げられていることから、不妊に悩む男女に不妊治療等に関する正しい知識や最新の治療情報を紹介するため、専門機関による不妊治療等の相談体制を整備する。	相談数	49件 (H15)	継続

（2）地域における子育て支援サービスの充実

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①地域における子育て支援の総合的な推進	地域子育て支援センター事業費補助（こどもみらい課）	市町村	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、保育所等に子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	実施市町村率	59.1% (H16)	75.8% (H21)

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
	一時保育事業費補助(こどもみらい課)	市町村	専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応し、児童の福祉の増進を図る。	実施箇所数	100箇所 (H16)	147箇所 (H21)
	乳幼児健康支援一時預かり事業(訪問型一時保育)(こどもみらい課)	市町村	保護者の傷病、入院等により緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣することにより、児童の福祉の向上を図る。	実施市町村数	0 (H16)	1市町村 (H21)
	子育て短期支援事業費補助(こどもみらい課)	市町村	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合等に、児童養護施設その他の保護を適正に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	実施市町村数	2市 (H16)	4市町 (H21)
	母親クラブ活動費補助(こどもみらい課)	市町村	児童の健全育成推進のため、地域における親子とのふれあいや高齢者との交流、施設への奉仕活動、交通安全活動を推進している母親クラブの活動に要する経費を補助することにより、母親クラブ活動の維持増進を図り、もって地域における児童健全育成のより効果的な推進を図る。	活動実施母親クラブ数	184 クラブ (H15)	継続
	あおもり地域保健・医療・福祉総合推進事業(健康福祉政策課)	県	県民が生涯にわたり地域において安心して生活ができるようにするための市町村における保健・医療・福祉包括ケアシステム構築の支援及び高齢者等の様々な状況に応じたりハビリテーションが適切かつ円滑に提供される体制整備を図る。 ①保健・医療・福祉包括ケアシステム推進協議会の運営 ②地域保健・医療・福祉総合推進運営等事業 ③高齢者地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	ケア会議検討ケース数(市町村総数)	4,382件 (H14)	-
	青森県子ども家庭支援センター事業(こどもみらい課)	県	社会全体で子育てを支援するため、相談事業や意識啓発のための各種イベントなどを行う。	-	-	-
	男女が共に創るあおもり推進事業(青少年・男女共同参画課)	県	男女共同参画社会の実現に向け、「青森県男女共同参画推進条例(H13.7)」や「あおもり男女共同参画プラン21(H14.6改訂)」を施策の指針として、あらゆる場面に根強く残っている固定的な性別役割分担意識を解消するため、気運の醸成や地域の自発的活動の促進を図る。 ①市町村支援事業 ②男女共同参画週間啓発事業 ③男女共同参画推進員育成事業 ④男女共同参画県民フォーラム開催事業	①推進員人数 ②フォーラム参加人数	① 58人 ② 180人 (H16)	① 100人 ② 200人 (H17)
②子育てに関する学習機会・情報提供の充実	児童館、児童センター運営費補助(こどもみらい課)	市町村	地域の児童健全育成の拠点である小型児童館及び児童センターの補助を行うことにより、事業の安定を図り、もって児童の健全育成の推進を図る。	補助市町村数 補助児童館数	9市町村 63箇所 (H15)	-
	子育て支援24時間電話情報提供事業(こどもみらい課)	県	育児の相談や各種支援制度の案内など、電話の自動応答システムにより24時間情報提供(通話料のみ相談者負担)する。	利用件数	4,113件 (H15)	-
	家庭教育手帳・ビデオ(教育庁生涯学習課)	国	家庭教育手帳は、親の役割や子育て・家庭教育について見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいくきっかけとなるよう、未就学児、小・中学生の子どもを持つすべての親に配布する。家庭教育ビデオは、子育てや家庭教育に関する学習教材として、市町村教育委員会や公民館等に配布する。	配布数	手帳 27,000 ビデオ 246 (H16)	-

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
③地域における子育て支援従事者の養成と資質の向上	地域子育て支援センター連絡会議(こどもみらい課)	県	地域における子育て支援の拠点である地域子育て支援センターの連携・機能強化及び職員の資質向上のため、関係者による連絡会議を開催する。	開催回数	2回 (H15)	—
	放課後児童クラブ連絡会議(こどもみらい課)	県	地域における学童保育の拠点である放課後児童クラブの連携・機能強化及び職員の資質向上のため、関係者による連絡会議を開催する。	開催回数	2回 (H15)	—
	子育て団体活動支援事業(こどもみらい課)	県	子育てサークルや子育て支援団体が、子育てに関わる学習会等を行う際に講師を派遣する。	派遣件数	16件 (H15)	—
④子育ての経済的支援の検討	ひとり親家庭等医療費補助事業(こどもみらい課)	県	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康維持と福祉の増進を図るため、満18歳の年度末までの児童とその児童を養育する父又は母の医療費を助成する。	実施市町村率	100% (H15)	100% (H21)
	乳幼児はつらつ育成事業費補助(こどもみらい課)	県	父母等の経済的な負担を軽減するとともに、出生育環境の整備を図り、乳幼児に対する速やかな診療機会を提供するために経費の補助を行う。	実施市町村率	100% (H15)	100% (H21)
	育児・介護休業サポート資金融資制度(労政・能力開発課)	県	育児・介護休業制度の導入及び利用を促進し、県内労働者の仕事と家庭生活の両立を支援するため、育児休業又は介護休業を取得した場合、生活に必要な資金を低利で融資する。	融資件数	0 (H15)	—

(3) 障害児対策の充実

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①特別支援教育の充実推進	免許法認定講習(教育庁義務教育課)	県	県内特殊教育諸学校教員のうち、特殊教育諸学校免許状所持者の割合が低い現状を改善し、また、特殊諸学校教員の資質を向上させることを目的に、現職教員に特殊教育諸学校教諭一種及び二種免許状を取得するために必要な単位を修得させるための講習を開催する。	開設科目単位数	318単位 (H15)	240単位 (H17)
	特殊教育研修講座(教育庁県立学校課)	県	特殊教育担当教員の経験や課題等に応じ、研修講座を実施する。	受講者の目的達成率	87.5% (H15)	90% (H21)
	特別支援教育の推進(教育庁県立学校課)	県	学校や地域において、特殊教育の指導的立場に立つ教員の専門的知識や技能の向上及び指導力の充実を図る。独立行政法人国立特殊教育総合研究所が開催する長期研修及び短期研修に教員を派遣する。	盲聾養護学校 小中学校受講率 (派遣者数/教員総数)	16.5% 2.7% (H15)	20% 3.5% (H21)
	特殊教育相談事業(教育庁県立学校課)	県	障害のある子どもやその保護者、教員を対象に障害の理解、養育、就学、学習、進路等に関する適切な助言や支援を行い、悩みや問題状況の軽減・改善を図る。	相談の最終率	38% (H15)	43% (H21)
	特別支援教育の推進(教育庁県立学校課)	国	学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等を含めた特別な教育的ニーズがある児童生徒の教育的支援体制の整備を図る。	校内委員会設置率 コーディネーター指名率	60% 10% (H15)	90% 90% (H21)

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
	私立幼稚園特殊教育費補助(総務学事課)	県	幼児の就園を促進し、心身に障害を有する園児が、障害に応じた適切な教育をうけることができる教育環境を形成するため、障害児を受け入れる私立幼稚園を支援する。	補助対象園に対する補助金交付園数の割合	100% (H15)	100% (H21)
②障害児支援対策の充実	育成医療給付事業(こどもみらい課)	県	身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療(育成医療)の給付を行い、早期治療によって障害の除去及び軽減に努め、またはこれに加えて育成医療に要する費用を支給する。①診療 ②薬剤及び治療材料の支給 ③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護 ⑥移送	給付件数	468件 (H15)	継続
	知的障害児等措置費(障害福祉課)	県	障害児施設における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担を行うことにより、障害児の福祉の向上を図る。	定員数	1,120人 (H16)	1,120人 (H21)
	重度障害児(者)日常生活用具給付等事業(障害福祉課)	市町村	在宅重度障害児・者に対し、浴槽、訓練用ベッド等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。	給付件数	58 (H15)	—
	補装具給付等事業(障害福祉課)	市町村	身体障害児の失われた身体機能を補完または代償すること及び将来、社会人として自立するための素地を育成・助長することを目的として補装具を給付する。	給付等件数	1,929件 (H15)	—
	障害児(者)地域療育等支援事業(障害福祉課)	県	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、療育機能の充実を図る。 ①在宅支援訪問療育等指導事業 ②在宅支援外来療育等指導事業 ③地域生活支援事業 ④施設支援一般指導事業	事業実施箇所数	7箇所 (H15)	10箇所 (H21)
	青森県立あすなろ学園、青森県立はまなす学園、青森県立さわらび園の運営(障害福祉課)	県	肢体不自由児・重症心身障害児の治療、指導等を行う。	定員数	肢体不自由142 重心90 (H16)	—
	支援費制度(児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業)(障害福祉課)	市町村	障害者福祉サービスについて、行政がサービスの受け手を特定しサービス内容を決定する「措置制度」から、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」への移行により、障害者の自己決定を尊重した利用者本位のサービス提供を図る。	サービス提供事業所総数	90箇所 (H15)	—

(4) 子どもへの虐待防止対策の充実

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①子どもへの虐待未然防止対策の推進	子ども虐待防止対策関連事業費(こどもみらい課)	県	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために、各関係機関の認識の共有化、ネットワークの構築を図り、関係者の資質の向上、一般県民への普及啓発により、地域ぐるみで子どもへの虐待防止に取り組む気運の醸成を図る。 ①青森県子ども虐待防止連絡協議会の設置・開催 ②子ども虐待防止に関する庁内連絡会議の設置・開催 ③子ども虐待防止ブロック研修会の開催 ④子ども虐待事例検討委員会の開催 ⑤乳幼児虐待予防普及啓発事業 ⑥子どもへの暴力防止講演会開催 ⑦子どもの人権啓発事業 ⑧子どもの権利擁護普及啓発事業	—	—	—

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
	児童虐待防止対策(警察本部少年課)	県	児童虐待事件に関して、虐待の早期発見と適切な事件化に努めるとともに、被害を受けた児童へのカウンセリング等の支援、関係機関との連携強化を推進する。	取扱い事件数	3件 (H15)	20%減 (H18)
	虐待・DV等総合対策事業(健康福祉政策課)	県	虐待・DV等に関し、健康福祉こどもセンター内1室3部(総務企画室・保健部・福祉部・こども相談部)がそれぞれこれまで蓄積してきた専門的知識と経験を共有化することにより、家族全体へのサポートなど総合対策の実施に向けた体制整備を行う。 ①虐待・DV等総合対策マニュアルの作成 ②虐待・DV等総合対策マニュアルのコンピュータ検索システムの構築	-	-	-
②子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実	カウンセリング強化事業(こどもみらい課)	県	児童虐待を行う保護者には、自身の被虐待体験等による心の問題を抱えている場合が多いため、精神科医の協力を得て、保護者等へのカウンセリングを効果的に行う。	実施回数	159回 (H15)	継続

(5) 様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①家庭環境に恵まれない子どもに対する施策の充実	専門里親研修事業(こどもみらい課)	県	被虐待児童を一定期間養育し、心のケアを図る専門里親を養成するための研修の委託に要する経費を支給する。	専門里親数	3人 (H15)	20人 (H21)
②ひとり親家庭に対する支援の充実	母子家庭等家庭介護人派遣事業(こどもみらい課)	県	母子家庭の母等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的理由により、一時的な傷病のため日常生活を営むのに支障がある世帯、若しくは父子家庭となって間がなく、生活が安定するまでの世帯に対して介護人を派遣し、必要な介護、保育等を行わせ、母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉の増進を図る。	派遣延日数	230日 (H15)	継続
	母子家庭等自立支援給付金事業(こどもみらい課)	県	就業経験が乏しく、技能も十分ではない母子家庭の母の能力開発及び雇用の安定化を図り、母子家庭の自立を促進する。 ①母子家庭自立支援教育訓練給付金費補助事業 ②母子家庭常用雇用転換奨励費補助事業	教育訓練件数	0件 (H15)	継続
	母子家庭等就業・自立支援センター事業(こどもみらい課)	県	母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、習熟度に応じ段階的に実施する就業に結びつきやすい就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供し、母子家庭の母等への就業の支援を行う。 ①就業支援事業 ②就業支援講習会等事業 ③就業情報提供事業	就業支援講習会開催数	0回 (H15)	継続
	母子寡婦福祉資金貸付金(こどもみらい課)	県	母子家庭や寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、必要な資金の貸付を行う。	貸付件数	1,260件 (H15)	継続

2 健やかに心豊かに育つように ー豊かな心、命を大切に育む支援と健全育成を推進しますー

施策の目標値

施策の目標指標	現 状 値	目標値 (H21年度)	備 考
学校が楽しいと思う児童・生徒の割合	85.9% (H15年度)	90.0%	「県民生活の現状に関するアンケート調査」 県調査
不登校児童生徒の在籍比	1.10% (H15年度)	0.90%	学校基本調査
いじめ問題の解決率	91.3% (H15年度)	95%	「問題行動等の調査」 文部科学省

(1) 子どもの権利擁護の推進

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①学校・家庭・地域における人権教育の推進	青森県人権教育・学習推進事業(教育庁生涯学習課)	国	「同和教育」のない本県において、新たな視点から社会教育における人権教育・学習のあり方及び方向性を定めるために、基礎的な調査研究を実施する。また、県民の人権感覚を育成し、人権に対する意識を高めるためのモデル的な事業を実施するとともに、人権及び人権学習に関する県民の意識を啓発する。	講座数	0 (H15)	7講座 (H17)
②子どもの権利擁護の普及啓発	児童虐待防止対策の実現(早期予防・早期発見・早期対応)(こどもみらい課)(再掲)	県	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために、各関係機関の認識の共有化、ネットワークの構築を図り、関係者の資質の向上、一般県民への普及啓発により、地域ぐるみで子どもへの虐待防止に取り組む気運の醸成を図る。 ①青森県子ども虐待防止連絡協議会の設置・開催 ②子ども虐待防止に関する庁内連絡会議の設置・開催 ③子ども虐待防止ブロック研修会の開催 ④子ども虐待事例検討委員会の開催 ⑤乳幼児虐待予防普及啓発事業 ⑥子どもへの暴力防止講演会開催 ⑦子どもの人権啓発事業 ⑧子どもの権利擁護普及啓発事業	子どもの人権を考える研修会開催数	3回 (H15)	3回 (H21)

(2) 次代の親の育成の推進

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①思春期性教育の推進	思春期保健対策強化事業(こどもみらい課)	県	妊娠・出産に対する正しい知識の普及と若年妊娠や人工妊娠中絶、十代の性感染症防止のため学校・市町村と連携した思春期教育実施体制を構築する。 ①学校での性教育や思春期健康教室の実施 ②思春期保健関係者研修会の開催 ③思春期関係者の連携推進会議の開催	人工妊娠中絶実施率(20歳未満)(女子人口千対)	青森 13.6 (H14) 全国 12.8	全国平均 (H21)
	エイズ教育(性教育)推進地域事業(教育庁スポーツ健康課)	大畑町エイズ教育推進委員会	小学校、中学校及び高等学校を含むエイズ教育(性教育)推進地域を指定し、学校・家庭・地域の連携によるエイズ教育(性教育)の実践研究を行い、その成果の普及を図る。	研修会開催数	3回 (H15)	—
	性に関するセミナー(教育庁スポーツ健康課)	県(県医師会へ委託)	児童生徒に対し、性に関する正しい判断力や適切に選択する能力を身に付けさせ、性を人間としてのあり方生き方として捉えるなど、幅広い視野に立った指導が必要なことから、性教育の指導の中心的立場にある教員等を対象とした研修を開催し、指導者の資質の向上を図る。	参加者数	138人 (H16)	150人 (H21)
	エイズ予防啓発事業(エイズ予防キャンペーン開催費)(保健衛生課)	県	性に関する意思決定や行動選択の形成過程にある青少年に対し、エイズに関する正しい知識の普及啓発と、患者の人権擁護の観点に立った施策を推進する。 ①上映希望のあった県内の高等学校を対象に、エイズを題材にして映画を上映する。	映画上映校数	8校 (H15)	9校 (H21)

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
	エイズ予防啓発事業(一般的普及啓発事業)(保健衛生課)	県	近年、10~20代の若者を中心に性感染症が急増していることから、主として青少年や妊婦を対象に、「性」や感染症に関する正しい知識の普及啓発を図り、性感染症の予防及び感染の拡大防止を推進する。	小冊子、パンフレット配布数	26,600枚(H15)	30,000枚(H21)
②若年者の職業能力開発と意識啓発活動の推進	若年者ワンストップサービス推進事業(労政・能力開発課)	県	若年者の雇用拡大を図るため、30歳未満の若年者に対し、職業に関する情報提供、職場体験機会の確保、キャリアコンサルティング、就職支援サービス等の雇用関連サービスを総合的に提供する「青森県若年者就職支援センター(ジョブカフェあおもり)」を設置する。	新規高卒者の就職率	95.4%(H16)	100%(H21)
	若年者スキルアップ推進事業(労政・能力開発課)	県	若年求職者に対し、職業に必要な資格を支援することで、基礎的な職業能力を身に付けさせ、早期の就職に結びつける。	—	—	—
	日本版デュアルシステム推進事業(労政・能力開発課)	県	学校卒業後本格的な雇用に至らなかった若年者(無業者、フリーターを含む)に対し、県立職業能力開発校における教育訓練及びこれと一体となった企業実習を一定期間行うことにより、若年者を一人前の職業人に育て、就職促進及び職場定着を図る。	—	—	—

(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①確かな学力の向上	英語教員指導力向上5か年研修(教育庁県立学校課)	県	英語を担当する教員に対して、文部科学省の示す「英語が使える日本人」育成のための行動計画」に基づき、現職研修の一環として、平成15年度より5か年計画による集中的な研修を実施し、英語コミュニケーション能力育成のための指導力の育成、教授力の習得に関する研修を行い、英語教員としての資質と指導力の向上を図る。	受講割合 受講者数	32% 208名(H15)	100% 650名(H21)
	あおもりっ子育てプラン21(教育庁義務教育課)	県	子どもたち一人一人を大切に一人一人が輝く教育を推進し、きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、少人数学級編成の実施と複式学級の充実を図る。	効果率	100%(H16)	100%(H21)
	特別非常勤講師配置事業(教育庁義務教育課)	県	教員免許状を有しない社会人を、各教科等の領域の一部に係る事項の授業を担当する特別非常勤講師として配置する。	配置人数	66人(H15)	55人(H21)
	あおもりマイスター推進事業(工業振興課)	県	ものづくりの基盤技術を支える優れた技能・技術者を「あおもりマイスター」として認定し、その社会的評価を高めるとともに、マイスター自身の技術力の向上と更新の指導等を通じて技能・技術の継承・発展と人材の育成を図る。 ①あおもりマイスターの認定等 ②あおもりマイスターものづくり継承事業・マイスターバンクマッチング事業(小・中・高校などでのゲストティーチャーや技術指導)	技能検定試験合格率	57(H16)	70(H21)
	学習状況調査(教育庁義務教育課)	県	県内小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査を行い、学習指導要領における各教科の目標や内容の実現状況を把握し、学習指導上の課題を明らかにするとともに、各学校が指導の改善に活用することが出来るよう、全体の結果と学習指導の改善の方向性を示した資料を作成し、本県児童生徒の学力向上に資する。	調査参加率	97.4%(H16)	100%(H21)
②豊かな心の育成	児童生徒の心に響く道徳教育推進事業(教育庁義務教育課)	国	各学校や地域の実態に応じ、地域人材の活用や体験活動等を活かした多様な取組の工夫等、各学校や教育委員会の創意工夫を生かした児童生徒の心に響く道徳教育を推進するための実践研究を、各関係機関との連携・協力の下に行い、もって道徳教育の充実を図る。	事業実施校数	3校(H15)	3校(H21)
	道徳教育研究協議会(教育庁義務教育課)	県	小学校及び中学校における道徳教育の充実徹底を期するため、道徳教育実施上の諸問題を研究協議し、その解明を図り、教員の実践的指導力の向上を図るとともに、道徳教育を通じて学校と保護者や地域住民との交流を深め、相互の理解を図ることにより、学校及び地域社会における道徳教育の一層の充実を図る。	開催地区数	6地区(H15)	6地区(H21)

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
	心のノート配布 (教育庁義務教育課)	国	心のノートは道德の内容をわかりやすく表し、道德的価値について自ら考えるきっかけとなることをねらいとして作成された。道德の時間だけでなく家庭において話題にするなど、生活の様々な場面において活用し、道德教育の充実に資する。	新規配布学年	小1、3、5 中1	小1、3、5 中1
	道德教育の指導の手引書配布(教育庁義務教育課)	国	道德教育に関する教師用の手引き書(心のノートの教師用手引き書や道德教育推進指導資料等)を全ての学校へ配布し、道德教育の充実に資する。	配布実施	継続	継続
	豊かな体験活動推進事業(教育庁義務教育課)	県内小 中県立 高校	「豊かな体験活動推進地域」及び「豊かな体験活動推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組み、小・中・高等学校における豊かな体験活動の円滑な展開を推進する。	実施校数	17校 (H15)	22校 (H21)
	県ボランティアセンター活動推進事業費補助(健康福祉政策課)	県社会 福祉協 議会	ボランティア活動の拠点として、青森県社会福祉協議会内に県ボランティアセンターを設置し、児童・生徒を対象とした研修や福祉教育を推進するためのボランティア推進校を指定し、体験活動を行う事業を実施する。	-	-	-
③新しい時代に対応した教育の推進	語学指導等を行う外国青年招致事業(国際課)	県	語学教育及び異文化理解の充実や地域レベルでの国際化を推進するため、外国語指導助手や国際交流員を招致する。	語学指導を行う外国青年の配置数	116人 (H15)	117人 (H18)
	こどもエコクラブ活動促進事業(環境政策課)	県	子どもたちの自主的な環境学習・環境活動を支援するために平成7年度から環境省の主導で全国で行われている「こどもエコクラブ事業」について、県内のこどもエコクラブに対して指導者の育成及び「北東北子ども環境サミット」への参加者派遣を行うことにより、クラブ活動環境の整備を図り、活動を促進する。	クラブメンバー数	410人 (H15)	675人 (H21)
④スポーツ・芸術文化活動の振興	こども郷土芸能フェスタ21(文化財保護課)	県	民俗芸能の保存・継承を図るため、学校や地域における活動成果の発表会及び交流会を開催し、後継者の育成や郷土愛の醸成を推進するとともに、子どもの健全育成に努める。	入場者数	1,000人 (H15)	1,000人 (H17)
	キッズスポーツひろば事業(教育庁スポーツ健康課)	キッズ スポーツ ひろば 運営 協議会	子どもの健全育成を推進するため、地域の子どもと大人がスポーツ・レクリエーションを通じて、喜びや楽しさを共有しながらコミュニケーションの輪を広げ、人と人、地域と地域が活発に交流できる環境を作ることにより、地域コミュニティを再生し、地域教育力の向上を図る。	参加者数	261人 (H15)	660人 (H17)
	地域スポーツ交流推進事業(教育庁スポーツ健康課)	県	特殊教育諸学校の児童生徒及び地域住民等を対象としたスポーツ交流会を開催し、スポーツに積極的に参加できる環境づくりを目指すとともに、地域スポーツの振興を図る。	参加者数	1,700人 (H15)	2,400人 (H17)
⑤健やかな体の育成	スポーツエキスパート活用事業(教育庁スポーツ健康課)	県	技術指導者を必要としている県立高等学校の運動部へ外部指導者を派遣するとともに、それらの指導者に対する資質向上のための研修会を開催し、運動部活動と地域社会の連携を深め、学校で行われる運動部活動を支援する。	派遣数	19 (H15)	75 (H21)
⑥信頼される学校づくり	防犯教室指導者研修会(教育庁スポーツ健康課)	県	近年、学校管理下での事件・事故が大きな問題となっていることから、教職員や児童生徒の安全対応能力の向上をねらいとした「防犯教室」を推進するため、学校の教員等を対象に、防犯や応急処置等について研修し、指導者の資質向上を図る。	研修会開催数	1回 (H15)	1回 (H21)
	教員の評価システムの確立に関する調査研究事業(教育庁県立学校課)	県	学校関係者をはじめ広く識見を有する方々により、職員自らがその資質能力を継続的に向上させようとする意欲を喚起するための勤務評定のあり方について、「教員の評価システム調査検討委員会」による調査検討を行う。	検討委員会会議開催数	2回 (H16)	2回 (H17)

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
	青森県立高等学校入学者選抜の改善(教育庁県立学校課)	県	県内の各高校が特色ある学校づくりに努めているなか、住んでいる地域によって制限されることなく中学生が自由に選択できるよう、さらに、受験機会の複数化及び特色化選抜の趣旨を制度的に支援するため、学区による出願制限を撤廃し通学区を県下一円とする。	実施年度	-	H17 実施
	県立高等学校教育改革第1次及び第2次実施計画(学校、学科の整備等)(教育庁県立学校課)	県	青森県高等学校教育改革推進検討会議からの報告「21世紀を展望した本県高等学校教育のあり方について」に基づき、平成12年度から16年度までの第1次実施計画及び17年度から20年度までの第2次実施計画期間において、社会の変化や生徒の多様化に対応した学校、学科の設置等や、中学校卒業生数の減少に対応した適正な学校の規模・配置等を行う。	普通科全日制単位制高校設置	1校 (H16)	3校 (H20)
	県立高等学校教育改革第1次及び第2次実施計画(中高一貫教育)(教育庁県立学校課)	県	青森県高等学校教育改革推進検討会議からの報告「21世紀を展望した本県高等学校教育のあり方について」に基づき、平成12年度から16年度までの第1次実施計画及び17年度から20年度までの第2次実施計画期間において、社会の変化や生徒の多様化に対応して、これまでの中学校・高校に加え、6年間一貫した教育を行う中高一貫教育を導入する。	中高一貫教育の導入	2校 (H14)	3校 (H19)
	公立学校等施設整備事業(学校体育施設等補助)(教育庁スポーツ健康課)	県・市町村	スポーツ振興法及び同法の趣旨に則り、公立学校の水泳プール、武道場、屋外運動場照明施設及びクラブハウス等を整備し、学校教育の円滑な実施並びにスポーツの振興に資する。	整備件数	1件 (H15)	-
	地域ぐるみの学校安全推進モデル事業(教育庁スポーツ健康課)	県 H16は 深浦町	学校安全推進モデル地域を指定し、地域と連携を重視した学校安全に関する各種の取組を行い、その成果を全国に普及させる。	連携活動回数	2回 (H15)	-
	⑦幼児教育の充実	幼児教育の充実(幼児教育振興プログラムの作成)(教育庁義務教育課)	国、県、市町村	各地域の実情を考慮した、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携の推進等、幼児教育の振興に関するプログラムを策定する。	策定数	4 (H16)
預かり保育の推進(私立学校教育改革推進特別経費補助)(総務学事課)		県	保護者のニーズに対応した子育て支援として、私立幼稚園が行う預かり保育の取組を支援する。	実施幼稚園数(実施園率)	91園 (78.4%) (H15)	116園 (100%) (H21)
幼稚園の子育て支援活動事業(教育改革推進特別経費補助)(総務学事課)		県	地域のニーズに対応した子育て支援として、幼稚園がその施設及び機能を地域に開放する取組を支援する。	実施幼稚園数(実施園率)	38園 (32.8%) (H15)	116園 (100%) (H21)
私立幼稚園子育て支援活動費補助(総務学事課)		県	幼稚園・教職員・親の連携による子育て支援活動の検討・研修等を実施することにより、幼児期の家庭における教育の充実及び地域における子育て支援の推進を図る。	実施地区数	1地区 (H15)	2地区 (H17)
幼稚園教育課程理解推進事業(教育庁義務教育課)		国、県	幼稚園の教育課程の編成、幼稚園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議を行うことにより、幼稚園教育の振興、充実を図る。幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、専門的な講義、研究協議等を行う。	参加者数	283人 (H15)	350人 (H21)

(4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①不登校やいじめなどに対する対策の充実	ふれあい心の友訪問事業(こどもみらい課)	県	ひきこもり等の状態にある児童に対し、児童相談所の指導の一環として、児童の兄又は姉の世代の大学生などを派遣して、児童との触れ合いを通じて児童の自主性、社会性の伸長を図る。	メンタルフレンド登録数	64人 (H15)	継続
	スクーリングサポートネットワーク整備事業(教育庁義務教育課)	県、6市	不登校児童生徒の早期発見、早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うために、教員や適応指導教育指導員の研修、家庭への訪問指導など、不登校対策に関する中核的機能(スクーリング・サポート・センター)を充実し、地域ぐるみのサポートシステムの整備に掛かる実践的な調査研究を行う。	設置数	7 (H16)	7 (H21)
	スクールカウンセラー配置事業(教育庁義務教育課)	県	学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、それらを活用する際の諸問題について調査研究を行う。	配置校数	32 (H16)	40 (H21)
	学校生活相談員活用調査研究事業(教育庁義務教育課)	県	生徒の悩みや不安などの解消を図るとともに、小学校に配置される「子どもと親の相談員」等と連携しながら、いじめや不登校の未然防止や早期発見・早期対応を行うため、中学校に「学校生活相談員」を配置し、その活用と効果に関する実践的な調査研究を行い、児童生徒の問題行動等の解決に資する。	配置校数	40 (H16)	40 (H17)
	社会的ひきこもりサポート事業(障害福祉課)	県	社会的ひきこもりの当事者や家族についての県民の理解を得るため、社会的ひきこもりについての正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談窓口となる市町村・保健所等における相談機能を充実・強化する。また、民間団体等とも連携しながら、より効果的な支援体制を構築し、当事者や家族の心のケアと相談に訪れやすい環境を整備する。	相談支援ネットワークの構築数	1 (H16)	3 (H17)
②少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進	青森県少年サポートネットワークの構築(警察本部少年課)	県	青森県青少年サポートネットワークは少年の非行問題に関係する機関・団体が相互に連携・協力して非行少年等の補導活動並びに被害少年及びその家族等に対する立ち直り支援活動等を推進し、もって少年の健全育成を図る。	関係機関連絡会議開催数	年1回 (H15)	年1回 (H21)
	少年補導協力員等少年警察ボランティア等と連携した防犯パトロール活動(警察本部少年課)	県	少年補導協力員等少年警察ボランティア等とPTA等の学校関係者が警察と連携し、学校付近や通学路などを防犯パトロールする。	-	-	-
③被害に遭った子どもの保護の推進	被害少年カウンセリングアドバイザー設置事業(警察本部少年課)	県	被害少年に対する、少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的支援活動を効果的に推進することを目的に、カウンセリングアドバイザーとして臨床心理士等の専門家を委嘱する。	委嘱者数	1人 (H15)	1人 (H21)

(5) 命を大切にすることを育む環境づくりの推進

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①命を大切にすることを育む県民運動の推進	命を大切にすることを育む県民運動推進事業(青少年・男女共同参画課)	県、推進会議	「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに、学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの立場で、できることから運動を推進していく。	-	-	-

(6) 自然とふれあう体験交流の促進

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①自然環境の保全とふれあいの推進	田園空間整備事業(農村整備課)	県	農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、緑豊かな田園空間にふさわしい地域の活性化に資する各種公益施設、農村に存する伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した各種生産基盤等の整備を図る。	完了地区数累計	1 (H16)	2 (H21)
	白神山地ふれあい促進事業(自然保護課)	県	世界自然遺産「白神山地」の保全利用や自然保護思想の普及啓発を図る拠点施設「白神山地ビジターセンター」において、白神山地の自然観察・野外活動等による自然体験や、白神山地の自然との共生から生まれた文化を学ぶ場を提供し、自然保護思想の継承を図ると共に、白神山地の保護管理活動・自然保護思想等の情報の発信及び世界遺産との交流を図る。	行事開催回数	13回 (H15)	20回 (H17)
②都市と農山漁村との交流の促進	水辺環境体験学習事業(農村整備課)	市町村	農業用水路、ため池、水田等の身近な水辺環境を活用した農家と地域住民の交流に基づく地域づくりを推進し、農業、農業用水、土地改良施設等の多面的機能と重要性に関する地域住民の理解の促進、農業用水の保全を積極的に進める。	体験活動の開催件数	8件 (H15)	14件 (H21)
	新山村振興等農林漁業特別対策事業(山村・都市交流促進事業)(構造政策課)	市町村等	多面的な山村・都市交流の促進、自然環境を活かした山村と都市の子ども等相互の体験や学習機会の向上に施設等を整備する。	整備数	1件 (H13)	-
	農村総合整備事業(農村整備課)	県	農村地域社会の発展に資するため、地域の自然的、社会的諸条件を踏まえ、農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施するとともに都市と農村の交流促進のための条件整備等を行う。	整備地区数の累計	2 (H16)	7 (H21)
	中山間地域総合整備事業(農村整備課)	県	農業に生産条件が不利であり、過疎化や高齢化が進行している中山間地域において、それぞれの地域の自然的・社会的諸条件を踏まえ、農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施することにより、地域の定住の促進、国土・環境の保全に資する。 ①農業生産基盤整備 ②農村生活環境基盤整備 ③交流基盤整備	完了地区数累計	5 (H16)	12 (H21)
	農村振興総合整備事業(農村整備課)	県	農村の総合的な振興を図るため、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村となるよう、地域住民やNPO等の多様な主体の参加と連携の下、多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村環境の整備を総合的に実施する。	整備地区数の累計	0地区 (H16)	4地区 (H21)
③地域食文化体験活動の推進	「いのち育む」食の県民運動推進事業(農林水産政策課)	県	子どもたちをはじめ、広く県民に対し、豊かな「いのち」を育む「食」を生み出す農林水産業や地域食文化への理解を深め、健康で心豊かな生活の実現と本県農林水産業の振興を図る。 ①県及び地域推進協議会の設置 ②子どもの農林水産業・食文化体験による食育の推進 ③健全な食生活の推進 ④地産地消の推進	食育推進ボランティア登録者数	638人 (H16)	800人 (H17)

3 働きながら子どもを育てるために ー仕事と子育ての両立を支援しますー

施策の目標値

施策の目標指標	現 状 値	目標値 (H21年度)	備 考
育児休業制度活用割合*	70.6% (H16年度)	80.0%	青森労働局調査 * (出産者のうち、育児休業制度を利用した人の割合)
職場や家庭における男女共同参画が図られていると思う人の割合	18.2% (H15年度)	30.0%	県調査

(1) 仕事と子育てを両立させるための支援の推進

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指 標	現状値	事業目標値
②多様な保育サービスの提供	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)(こどもみらい課)	市町村	保育所に通所中の児童が病気で集団保育の困難な期間に、保育所や病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に児童を預かることにより、子育てと就労の両立を支援する。	実施市町村数	4市 (H15)	10市町村 (H21)
	延長保育促進事業(こどもみらい課)	市町村	保護者の就労形態の多様化に伴う早朝、夕刻の保育ニーズに対応することにより、児童の福祉の増進を図る。	実施箇所数	302箇所 (H16)	370箇所 (H21)
	休日保育事業(こどもみらい課)	市町村	日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日の需要に対応するため、休日の保育を行い、休日に保育に欠ける児童の福祉の向上を図る。	実施箇所数	54箇所 (H16)	102箇所 (H21)
③放課後児童対策の充実	放課後児童クラブ連絡会議(こどもみらい課)(再掲)	県	地域における学童保育等の拠点である放課後児童クラブの連携を図ることにより、機能の強化等を図っていく。	会議開催数	年2回 (H15)	年2回 (H21)
	放課後児童対策事業(こどもみらい課)	市町村	昼間、保護者のいない小学校低学年児童等の健全育成に要する経費を補助することにより、児童の福祉の増進を図る。 ①放課後児童対策事業 ②放課後児童クラブ活動強化事業 ③放課後児童クラブ障害児受入促進事業	放課後児童クラブ実施箇所数	199箇所 (H15)	216箇所 (H21)

(2) 男性を含めた多様な働き方の見直し

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指 標	現状値	事業目標値
①男性を含めた多様な働き方の見直しの普及啓発	勤労女性講座(労政・能力開発課)	県	企業の人事・労務担当者及び労働者を始めとして、広く一般県民が職業生活と家庭生活の両立について理解を深めることにより、働く女性の福祉の向上を図る。	開催数	1回 (H15)	1回 (H21)
②育児休業取得への意識啓発の推進	育児・介護休業サポート資金融資制度(労政・能力開発課)	県	育児・介護休業制度の導入及び利用を促進し、県内労働者の仕事と家庭生活の両立を支援するため、育児休業又は介護休業を取得した場合、生活に必要な資金を低利で融資する制度。	融資件数	0件 (H15)	15件 (H21)
③家事・育児など家庭生活における男女共同参画の推進	青森県男女共同参画センター事業(青少年・男女共同参画課)	県	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の実現に向け、県民の多様な活動の促進を図る。	オープンカレッジ参加者数	2,216人 (H15)	1,400人 (H17)

(3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①農山漁村における仕事と子育てが両立しやすい環境づくりの推進	あおり男女共同参画チャレンジ支援事業(農林水産政策課)	県、市町村	女性のライフステージに応じた農業経営や地域社会への参画に向けた活動を支援し、女性と男性が共に社会に貢献することができる男女共同参画社会の実現を図る。 ①VIC・ウーマン認定事業 ②男女共同参画推進 ③ライフステージチャレンジ支援	家族経営協定締結農家数	431戸 (H16)	500戸 (H19)
	農村振興総合整備事業(農村整備課)(再掲)	県	農村の総合的な振興を図るため、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村となるよう、地域住民やNPOなどの多様な主体の参加と連携の下、多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村環境の整備を総合的に実施する。 ①農業生産基盤整備 ②農村生活環境基盤整備	整備地区数の累計	0地区 (H16)	4地区 (H21)



4 安全安心な子育てをするために ー子どもが安全に生活できる環境づくりを支援しますー

施策の目標値

施策の目標指標	現 状 値	目標値(H21年度)	備 考
通学路の除雪不安度	79.0% (H15年度)	40.0%	「県民生活の現状に関するアンケート」県調査
歩道のバリアフリー対応度	21.8% (H15年度)	30.0%	「県民生活の現状に関するアンケート」県調査

(1) 子どもの安全の確保

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指 標	現状値	事業目標値
①安全な道路交通環境の整備	交通安全施設等整備事業(道路課)	県	誰もが安心、安全に通行できるよう幅の広い歩道等の整備と段差の無い歩行空間バリアフリー化を図るものである。このことにより児童生徒、高齢者、身体障害者等の移動を円滑化する。	-	-	-
	交通安全施設等整備事業(警察本部交通規制課)	県	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、歩行者感应信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備等を推進する。	高齢者等信号機整備累計	82基 (H15)	89基 (H19)
	交通安全施設等整備事業(道路課)	県	死傷事故発生割合が高い箇所において、公安委員会と連携し、歩道等の交通安全施設の整備を重点的に実施し、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進するものである。	あんしん歩行エリア着手済工区数	2箇所 (H15)	3箇所 (H18)
	交通安全施設等整備事業(警察本部交通規制課)	県	死傷事故発生割合が高い箇所において、道路管理者と連携して、信号機、光ビーコン等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進する。	交通信号機集中化光ビーコン等整備累計	544基 (H15)	551基 (H19)
	交通安全施設等整備事業(警察本部交通規制課)	県	自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離式信号の運用を推進する。	歩車分離化整備数累計	39基 (H15)	51基 (H19)
②子どもの交通安全を確保するための活動の推進	交通安全プロモーション事業(教育庁スポーツ健康課)	県	本県学校の交通安全教育を推進し、児童生徒に対する交通安全教育マンネリ化防止と、指導充実を図るため、国及び県の第7次交通安全基本計画、新学習指導要領を踏まえた交通安全教育が行われるように、指導体制づくりをする。	推進地域 交通安全教室実施校数	1 83校 (H15)	1 83校 (H21)
	小学校における交通安全教育推進事業(警察本部交通企画課)	モデル指定小学校警察署等	県内20警察署毎に、小学校1校(県内20校)を交通安全モデル小学校に指定し、自治体・交通関係団体等地域ぐるみの交通安全活動を通じ、モデル校を中心とした子どもの交通事故防止の輪を広げる。	モデル校数	20校 (H16)	-
	交通指導者養成(県民生活政策課)	県	幼児と児童を交通事故から守るため、幼児等の交通安全教育に従事する実践指導者等を対象に、交通安全知識及び安全指導技術の習得を図り、幼児等の交通安全教育の充実に資する。	指導者育成研修会開催回数 参加者数	1回 185人 (H16)	1回 250人 (H21)
	チャイルドシートの正しい着用推進教育(警察本部交通企画課)	県	チャイルドシートの正しい着用を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開するとともに、幼児の保護者等に対する指導・情報提供等の充実を図る。	-	-	-

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
③子育てにやさしいまちづくりの推進	都市公園事業(都市計画課)	県	子ども連れで楽しめる場所として、また子どもが安心してのびのびと遊べる公園の整備を図る。	新青森県総合運動公園整備	—	—
	福祉のまちづくりの推進(障害福祉課)	県	障害者、高齢者等を含めたすべての県民が、住み慣れた家庭、地域社会において安全かつ快適に生活できるような社会環境づくりのため、障壁(バリア)のない建築物、公共交通機関の施設、道路、公園などの公共的な施設の整備を推進する。	推進会議開催数	1回(H16)	1回(H21)
	土淵川統合河川整備事業(河川砂防課)	県	土淵川の沿川に存在する病院や老人ホーム、福祉施設など高齢者が多く居住する地域において、水辺にアプローチしやすいスロープや手すり付き階段、遊歩道の整備等バリアフリー化対策を実施し、高齢者、障害者、子ども等を含むすべての人々が安心して河川を訪れ、憩い楽しめる河川空間を創出する。	遊歩道距離	900m(H16)	930m(H17)
④犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進	事業所・家庭等への防犯機器の普及活動(警察本部生活安全企画課)	県	「防犯性能の高い建物部品目録」掲載の建物部品や、その他防犯機器を防犯講習等を通じて広報し、普及に努めることによって侵入犯罪の防止を図る。	刑法犯認知件数	18,940件(H15)	15,152件(H18)
	地域住民に対する犯罪等の情報提供の推進(警察本部地域課)	県	地域住民とのふれ合いを深め、地域に根ざした活動を効果的に推進することを目的に、交番・駐在所に勤務する警察官が、その所管区内に居住する一般世帯・事業所等に対し、ミニ広報紙を配布し、警察活動に対する理解と協力を呼びかける。また、「交番・駐在所速報」は、子どもに対する声掛け事案を始めとした不安感の高い事案が発生した際に発行し、地域住民に対し、被害に遭わないための安全情報の提供を行う。	ミニ広報紙発行枚数	2,300,643枚(H15)	—
	地域住民の自主的防犯行動の促進に向けた犯罪等に関する情報提供の促進(警察本部生活安全企画課)	県	犯罪を効果的に抑止していくためには、地域住民個々の自主的防犯行動が不可欠であり、この促進を図るために、犯罪の発生状況、具体的な防犯対策等に関する情報を提供する。	—	—	—
	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施(警察本部生活安全企画課)	県	「平成16年度青森県警察街頭犯罪等抑止総合対策」の対象罪種に強制わいせつ・略取誘拐を組み入れ、警察署単位で自治体、地域住民、防犯ボランティアに発生情報を提供し、抑止対策を推進する。	刑法犯認知件数	18,940件(H15)	15,152件(H18)
	防犯ボランティアによるパトロール活動の支援(警察本部生活安全企画課)	県	防犯ボランティア等による自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報の提供を含め、適切な指導・助言を行い、防犯ボランティア等による子どもを犯罪から守る活動の強化を支援する。	交番・駐在所速報発行数	352,818枚(H15)	—
	防犯アドバイザー推進事業(警察本部生活安全企画課)	県	防犯講習等において住民の自主防犯行動の促進を図る。又、警察職員による防犯設備士資格取得を推進する。	刑法犯認知件数	18,940件(H15)	15,152件(H18)

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
	各警察署における保育園、小学校を対象とした子どもが犯罪の被害に遭わないようするための防犯講習、訓練の実施(警察本部生活安全企画課)	県	教職員、保護者等に対する防犯講習会を実施し、学校、保育園における安全の確保を推進する。	—	—	—
	子ども110番の家普及活動(警察本部生活安全企画課)	県	子どもたちが被害に遭い、または遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども・女性110番の家」に対して、情報の提供、助言等必要な措置を行い、その運用を適正にする。	—	—	—
⑤安全安心なまちづくりの推進	安全・安心まちづくりの推進(警察本部生活安全企画課)	県	刑法犯認知件数の増加を受け、これを環境面から抑止していく目的で、道路・公園等の公共施設や住宅の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことで、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進する。	刑法犯認知件数	18,940件(H15)	15,152件(H18)

(2) 子育てを支援する生活環境づくり

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①子育てを支援する良質な住宅の確保への支援	公営住宅における優先入居(建築住宅課)	県	県営住宅の入居申込者のうち、その世帯状況から県営住宅への入居について一定の優遇措置を講じる。	優先入居数	11世帯(H15)	—
	公共賃貸住宅の募集情報等の提供(建築住宅課)	県	多様な公共賃貸住宅の中から、入居希望者が可能な限り居住ニーズに合致した住宅を比較・選択することができるよう、説明情報及び募集情報の提供や入居相談等を可能な限り総合的、横断的に行っていく。	—	—	—

(3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実	青森県少年サポートネットワークの構築(警察本部少年課)	県	青森県青少年サポートネットワークは少年の非行問題に関係する機関・団体が相互に連携・協力して非行少年等の補導活動並びに被害少年及びその家族等に対する立ち直り支援活動等を推進し、もって少年の健全育成を図る。	関係機関連絡会議の開催	年1回(H15)	年1回(H21)
	サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業(義務教育課)	県	いじめや暴力行為、少年非行など児童生徒の問題行動への確かな対応を行うため、学校や教育委員会のみならず、ふさわしい関係機関の職員からなる「サポートチーム」を組織して指導助言に当たるなど、モデル地域を指定して地域の支援システムづくりを行う。	指定地域数	6地域(H15)	4地域(H21)
②子どもを取り巻く有害環境対策の推進	有害図書等点検・立入調査事業(青少年・男女共同参画課)	県	青森県青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全な育成を阻害する恐れがある図書類、特定がん具類の指定や自動販売機の点検等を行い、青少年を取り巻く社会環境の浄化活動の促進を行う。	有害図書類収納自動販売機設置台数	294台(H15)	294台(H17)
	出会い系サイトに係る犯罪被害防止対策(警察本部少年課)	県	出会い系サイトを介した犯罪の被害から少年を守ることを目的に、出会い系サイト規制法及び出会い系サイトの危険性の広報啓発活動の推進を図る。 ①被害防止教室の開催 ②関係者による研修会の開催 ③リーフレット等の配布 ④教育機関・PTA等への被害防止のための研修の開催 ⑤プロバイダ、サイト関係者への要請	福祉犯被害少年における出会い系サイト介在の被害少年の割合	19%(H15)	14%(H21)

5 みんなが子育てに参加するために ー子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進しますー

施策の目標値

施策の目標指標	現 状 値	目標値(H21年度)	備 考
校外活動に自主的に参加している児童・生徒の割合	21.0% (H15年度)	40.0%	「県民生活の現状に関するアンケート」県調査
地域づくり活動参加率	13.8% (H15年度)	30.0%	「県民生活の現状に関するアンケート」県調査

(1) 地域における子育てネットワークづくりの推進

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事 業 内 容	指 標	現状値	事業目標値
②学校、医療機関、行政との連携の促進	地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業(生涯学習課)	県、市町村	青少年に社会性と思いやりの心など豊かな人間性を育むため、地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動の機会充実を図ることを目的として、県及び地域において、幅広い関係機関・団体等と連携を図る協議会を組織する。また、情報提供やコーディネート等を行う支援センターを設置する。	体験活動推進体制整備市町村率	80% (H15)	—
	子ども虐待防止対策関連事業(こどもみらい課)(再掲)	県	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために、各関係機関の認識の共有化、ネットワークの構築を図り、関係者の資質の向上、一般県民への普及啓発により、地域ぐるみで子どもへの虐待防止に取り組む気運の醸成を図る。 ①青森県子ども虐待防止連絡協議会の設置・開催 ②子ども虐待防止に関する庁内連絡会議の設置・開催 ③子ども虐待防止ブロック研修会の開催 ④子ども虐待事例検討委員会の開催 ⑤乳幼児虐待予防普及啓発事業 ⑥子どもへの暴力防止講演会開催 ⑦子どもの人権啓発事業 ⑧子どもの権利擁護普及啓発事業	—	—	—

(2) 家庭や地域の教育力の向上

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事 業 内 容	指 標	現状値	事業目標値
①家庭教育への支援の充実	家庭教育支援総合推進事業(生涯学習課)	地域家庭教育推進協議会	家庭教育支援の充実を図るため、子育てサポーターの資質向上を図るリーダーの養成、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を促進する。①子育てサポーターの資質向上を図るリーダー養成等 ②家庭教育推進事業	子育てサポーターリーダー委嘱数	0 (H15)	—
	家庭教育手帳・ビデオ(生涯学習課)(再掲)	国	家庭教育手帳は、親の役割や子育て・家庭教育について見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいくきっかけとなるよう、未就学児、小・中学生の子どもをもつすべての親に配布する。家庭教育ビデオは、子育てや家庭教育に関する学習教材として、市町村教育委員会や公民館等に配布する。	配布数	手帳 27,000 ビデオ 246 (H16)	—
②地域の教育力の向上	郷土館の教育普及事業(ミュージアム探検隊)(文化財保護課)	県	土日祭日に、小・中学生(入館料は無料)を対象に、学芸員及び解説員の指導により、展示室資料についてのクイズを解きながら、郷土のことについて学ぶ。	参加者数	748人 (H15)	—

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
	郷土館の教育普及事業(親子自然観察会)(文化財保護課)	県	小・中学生・一般を対象に、郷土館の自然分野担当学芸員の指導の下、野山を歩きながら動物や植物などを観察し、自然に親しむ。	参加者数	82人 (H15)	—
	郷土館の教育普及事業(夏休み子どもの国)(文化財保護課)	県	夏休みの子どもたちを対象に、郷土館職員が郷土の事柄について、わかりやすく解説する。	参加者数	57人 (H15)	—
	青少年の「科学する心」育成活動促進事業(新産業創造課)	県	青少年の「科学する心」の育成の取組を定着化させるために、青少年をはじめとする県民の積極的な参加と、県民自身が、或いは地域社会及び市町村をはじめとする関係機関・団体等が、相互の協力と連携を密にして自主的で活発な活動を県民一体となって展開する推進体制の整備をする。	「科学する心」育成会議開催数	1回 (H15)	—
	科学大好き青少年育成事業(新産業創造課)	県	将来の本県産業を担う青少年が、日常的には体験できない科学実験や工作教室などを通じて、科学技術に興味を持ち、豊かな創造性を養うことができる機会を設けることにより、青少年の科学技術に対する夢を育み、「科学する心」を醸成する。	科学する心応援隊員数	153人 (H15)	160人 (H17)
	あおもり子ども創造性育成事業(新産業創造課)	県	青少年が発明や創意工夫に意欲的に取り組める環境づくりを進めることとし、その推進体制の整備や各種普及啓発事業に対する総合的な取組を支援する。 ①子ども創造性育成活動支援事業 ②子どもの科学の夢育成事業	少年少女発明クラブ会員数	528人 (H15)	552人 (H17)

(3) 普及啓発活動の推進

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
①社会全体での子育て支援に関する意識啓発の推進	命を大切に心を育む県民運動推進事業(青少年・男女共同参画課)(再掲)	県、推進会議	「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに、学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの立場で、できることから運動を推進していく。	—	—	—
	青森県子ども家庭支援センター事業(こどもみらい課)(再掲)	県	社会全体で子育てを支援するため、相談事業や意識啓発のための各種イベントなどを行う。	—	—	—

(4) 推進体制の整備

重点施策	事業名(所管課)	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標値
③地域の推進基盤づくり	ほのほのコミュニティ21推進事業(健康福祉政策課)	市町村	住民参加による地域福祉活動を地域の実情に即し総合的に推進することにより、高齢者や障害者をはじめ、誰もが共に支えあい住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような地域福祉社会を構築するとともに、21世紀を担う人材を地域の中で育成する。	市町村実施率	92.5% (H15)	95% (H18)
	こどもの豊かな心を育む環境づくり推進事業(青少年・男女共同参画課)	県	遊びや様々な体験を通して子どもの豊かな心を育む環境づくりを進めるため、長期的、総合的に推進するための基盤づくりや先進的体験事業を実施する。 ①こどもの豊かな心を育む環境づくり会議運営事業 ②こどもの豊かな心を育む環境づくり普及啓発事業 ③こどもフェスタ開催事業 ④あしゅまるネット運営事業 ⑤あしゅまる隊支援事業 ⑥夢を育む体験の場づくり推進事業	あしゅまる隊登録者数 体験・活動等に関する情報登録件数	511人 (H15) 2,828件 (H15)	600人 (H17) 3,000件 (H17)

III 資料編



Ⅲ 資料編

1 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

〔資料1〕 少子化の動向（子どもの数と生産年齢人口は減り続けている）

（1）人口の推移

青森県の人口は、大正9年から実施されてきた国勢調査によると、大正以来ずっと続いていた人口増加は、昭和60年の152万4,448人をピークにその後は減少に転じ、平成15年10月1日現在の推計人口は146万50人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成14年3月推計）によると、本県の総人口は今後も減少を続け、平成42年（2030年）には、約126万5千人になると予測されています。

また、年齢3区分別でみると、平成12年の国勢調査では、年少人口（0～14歳）は22万3,141人（県総人口の15.1%）、生産年齢人口（15歳～65歳未満）は96万4,661人（同65.4%）、老年人口（65歳以上）は28万7,099人（同19.5%）となっています。年少人口は昭和30年をピークに減少しており、一方老年人口は増加しており、平成9年に老年人口が年少人口を上回りました。年少人口の動向を市部・町村部別にみると、平成2年から平成12年にかけて市部では20%、町村部では29%減少しており、町村部で急激な少子・高齢化が進んでいます。生産年齢人口は、平成2年以降減少傾向にあり、将来推計人口によると、今後も年少人口、生産年齢人口は減少を続け、老年人口は増加が続くと予測されています。

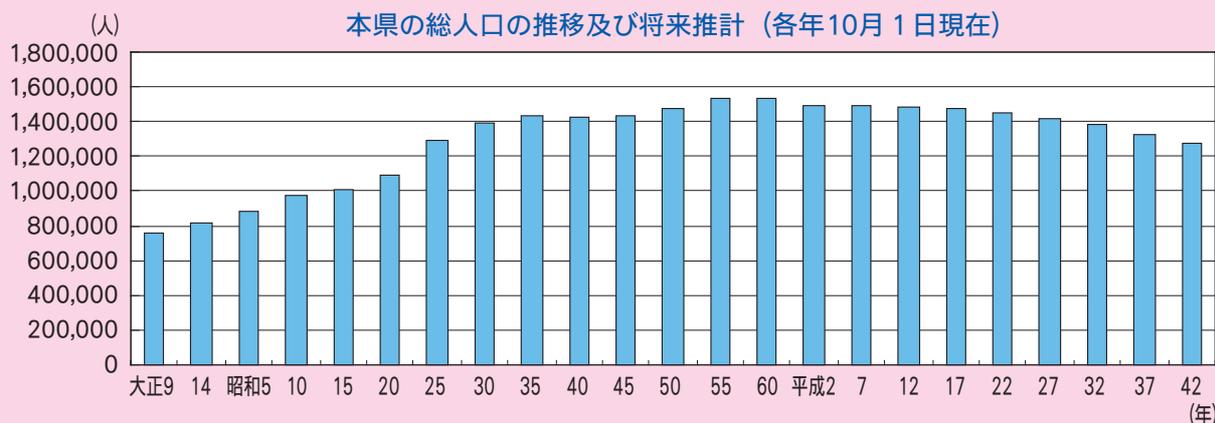


図1 本県の総人口及び将来推計人口（各年10月1日現在）

資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」

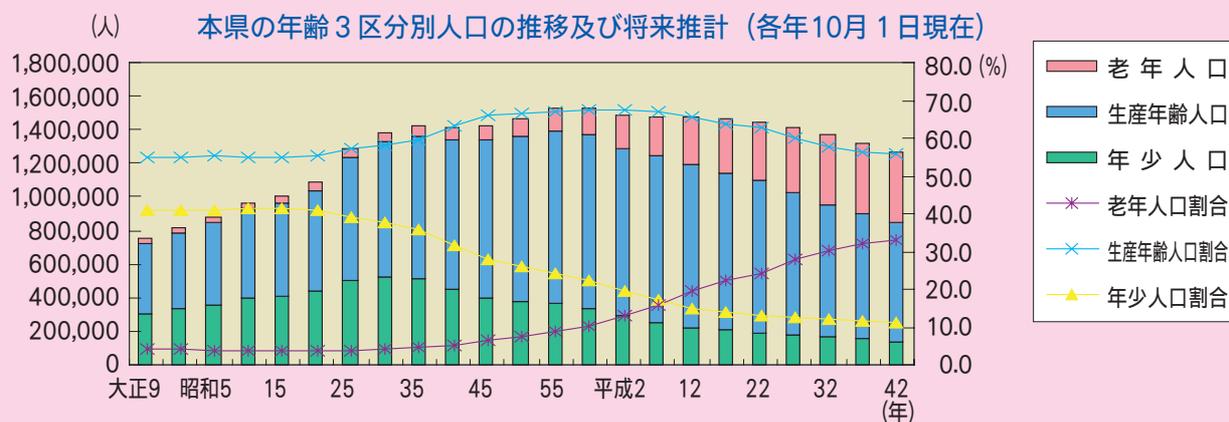


図2 本県の年齢3区分別人口の推移及び将来推計人口（各年10月1日現在）

資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」

(2) 出生の動向

本県の平成15年の出生数は11,723人で、平成14年の12,434人を711人下回り、過去最低となりました。これは昭和25年の約3分の1、昭和45年の約45%となっています。

また、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が生涯に生む子どもの数の平均を示す）は1.35で平成14年の1.44から0.09ポイント減少して、過去最低となっています。全国平均の1.29を上回っているものの、人口が増えも減りもしない水準（人口置換水準）である2.08を大きく下回っています。

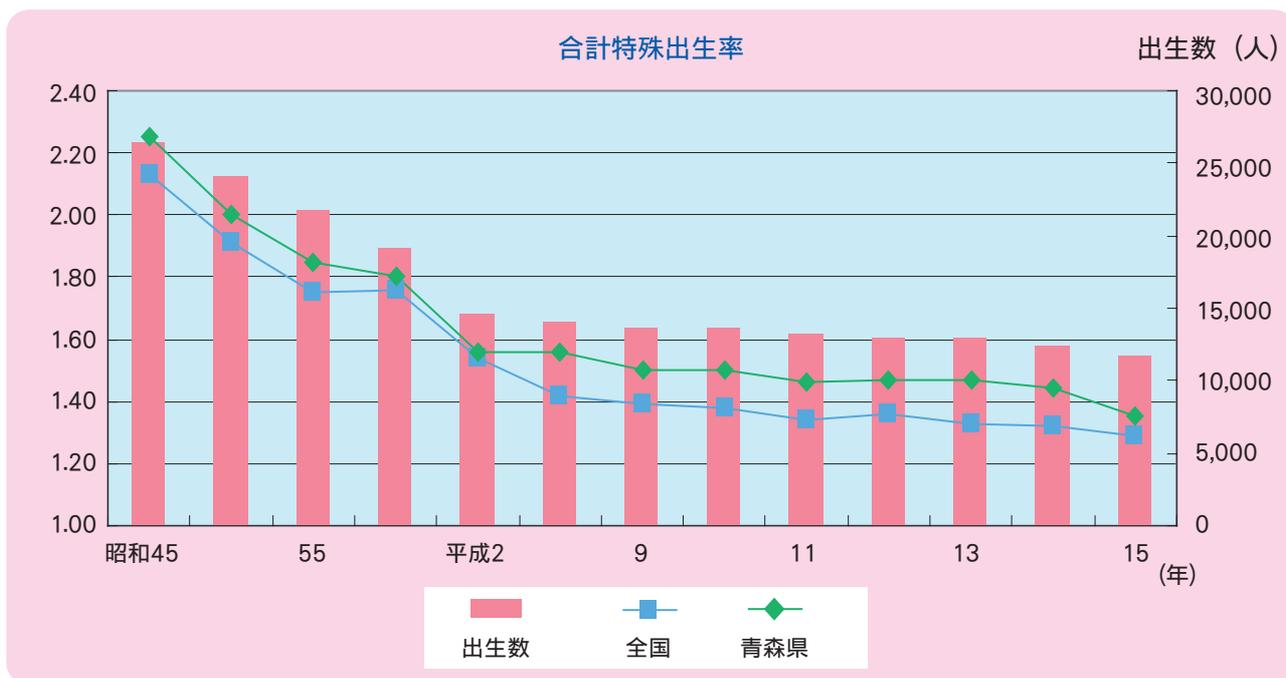


図3 本県の出生数と合計特殊出生率の推移

資料) 厚生労働省「人口動態調査」



〔資料2〕婚姻と出産の動向（晩産化、少産化の進行が出生率の低下に影響を与えている）

（1）婚姻の動向

本県の婚姻及び離婚の状況についてみると、婚姻率（人口千対）は昭和45年以降急激な低下を見せていましたが、平成以降は緩やかな低下傾向を見せています。一方、離婚率は緩やかですが、現在も上昇傾向にあります。平成15年の婚姻率は4.9と全国平均(5.9)よりも低く（全国42位）、離婚率は2.50と全国平均(2.25)を上回っています（全国6位）。離婚に関する意識の変化等により、離婚件数は増加傾向が続いています。これに伴って、親の離婚を経験する子どもの割合も増えています。離婚の直前、直後は、親子ともに精神的に不安定な状態におかれるとともに、生活が安定するまでには、住宅、保育や教育、職業選択のほか、養育費の取り決めなど法的な問題の解決が必要です。これらの相談支援に当たっては、子どもの最善の利益を考慮していくという視点を持つことが求められています。

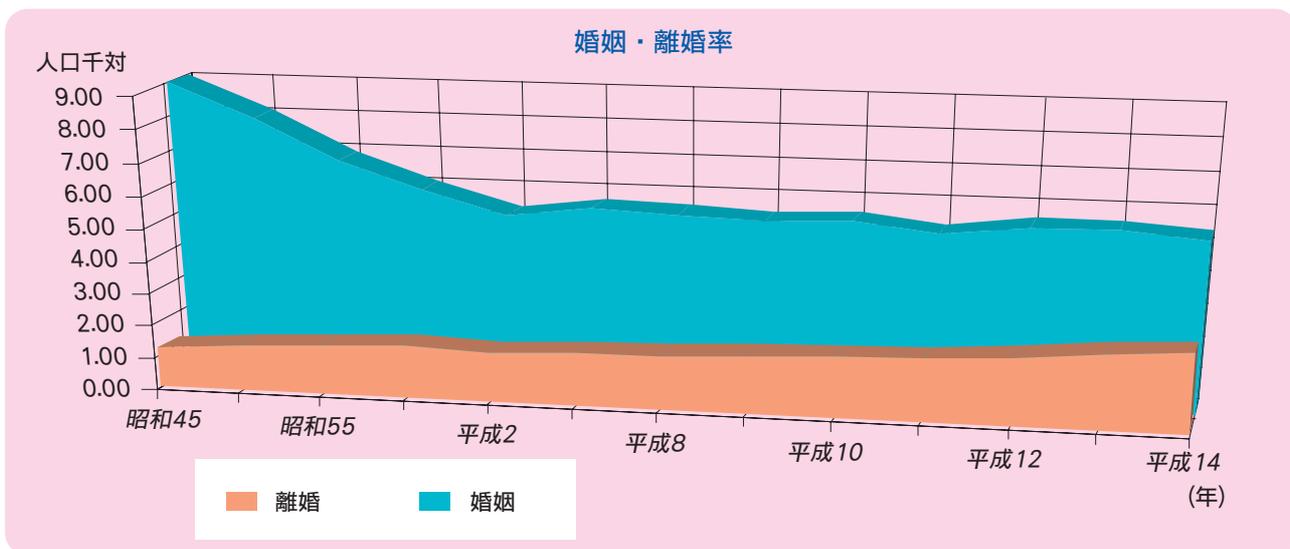


図4 本県の婚姻及び離婚率の推移

資料) 平成15年厚生労働省「人口動態調査」

また、本県の平均初婚年齢は、男性女性ともに戦後ほぼ一貫して上昇しています。平成15年の平均初婚年齢は男28.8歳、女27.0歳で、平成12年の男28.2歳、女26.4歳と比べ、男性0.6歳、女性0.6歳の上昇を見せており、本県の平均初婚年齢は、全国と比較すると下回ってはいるものの、年々その差は縮まってきています。

また、少子化の要因の一つとされている生涯未婚率（45歳から54歳の未婚率の平均）については、全国平均を下回ってはいるものの、年々上昇しており、特に平成7年から12年にかけて男性未婚率に急激な上昇が見られています。



図5 本県の平均初婚年齢の年次推移

資料) 厚生労働省「人口動態統計」平成15年

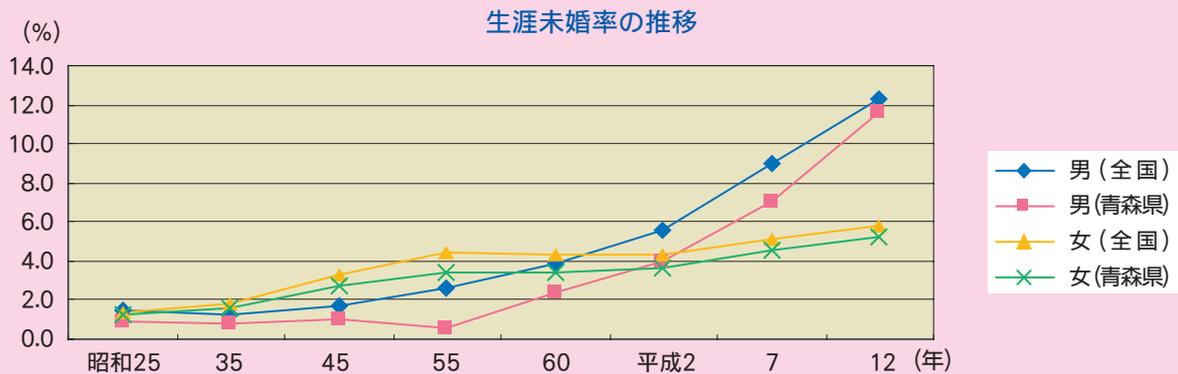


図6 本県の生涯未婚率の推移

資料) 国立社会保障人口問題研究所

(2) 晩産化・少産化の動向

母の年齢（5歳階級）別にみた出生率の推移をみると、昭和50年に20歳から24歳の出生率が0.70、25歳から29歳の出生率が0.87であったものが、平成14年には0.15、0.30と急激な低下をみせています。特に20歳代の出生率は平成7年から平成14年では約半分と大きな減少を見せています。30歳から34歳までの出生率は昭和50年の0.31から一時上昇を示しましたが、平成11年以降は緩やかな減少に転じ、平成14年には0.26となっており、20歳代の減少に比べると大きな落ち込みは見られず、母の出産年齢は20歳代から30歳代と移ってきています。

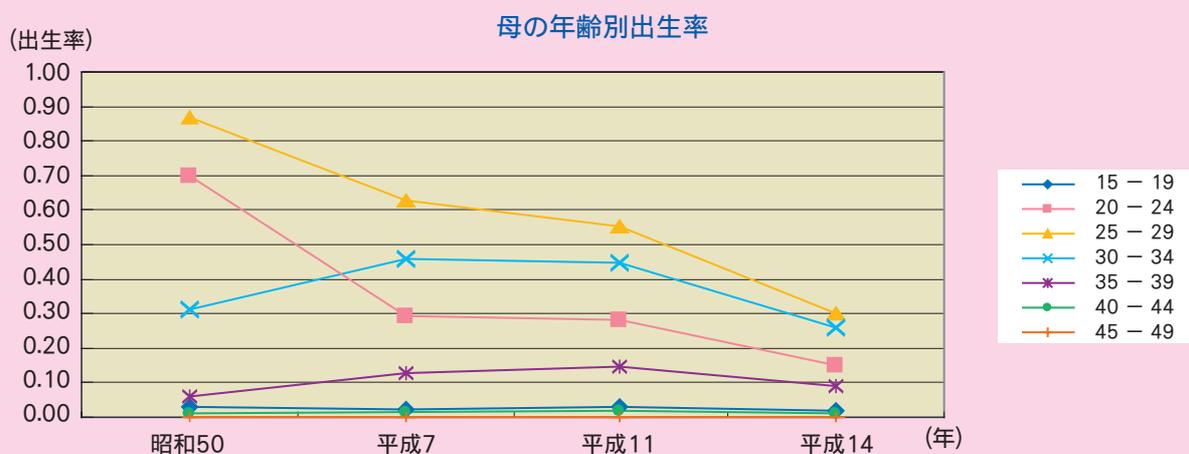


図7 母の年齢（5歳階級）別にみた出生率の推移

資料) 厚生労働省「人口動態統計」

国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第12回出生動向基本調査（夫婦調査）2002」によると、子どもを産み終わった夫婦については、平均子ども数は従来通り約2.2人で、相変わらず88%の夫婦が2人以上の子どもを産んでいましたが、出産途上の若い夫婦では、過去に比べて子ども数が減る傾向が見え始めてきています。結婚してから4年までに子どもを持たない夫婦が40%、9年までに子ども数一人が70.2%と、結婚しても最終的に一人っ子、または子どもを持たない夫婦が少しずつ増えてきているとの調査結果がでてきます。

平成13年に青森県が実施した「子育て環境に関する調査」の結果では、夫婦が理想とする子どもの数は2.64人で、平成6年度に実施した同調査の2.81人と比べて0.17人減少しています。実際に生むことを予定している子どもの数は2.31人で、これは平成6年度と同じです。理想と予定が一致している夫婦は約6割で、平成6年度より割合は高くなっています。しかし、理想とする子どもの数と、予定している子どもの数には約0.3人のギャップがあり、35%の夫婦は、理想とする数の子どもを持つことをあきらめているという結果が出ています。

理想とする子ども数・予定する子ども数（青森県）

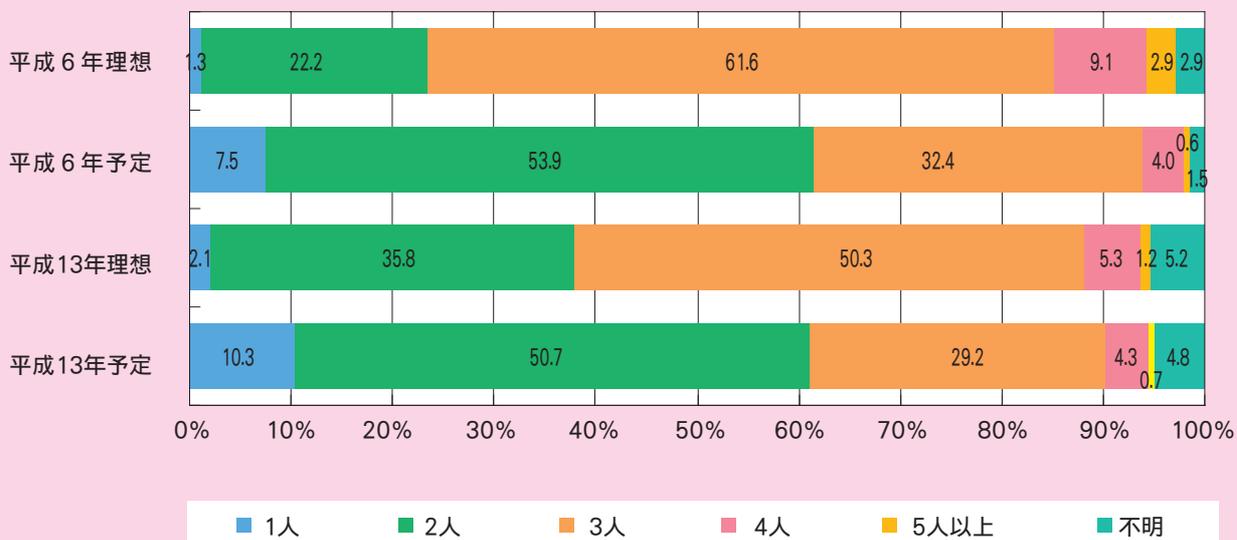


図8 理想とする子ども数・予定する子ども数 資料) 青森県「子育て環境に関する調査」(平成6年、平成13年)

予定の子ども数が少ない理由

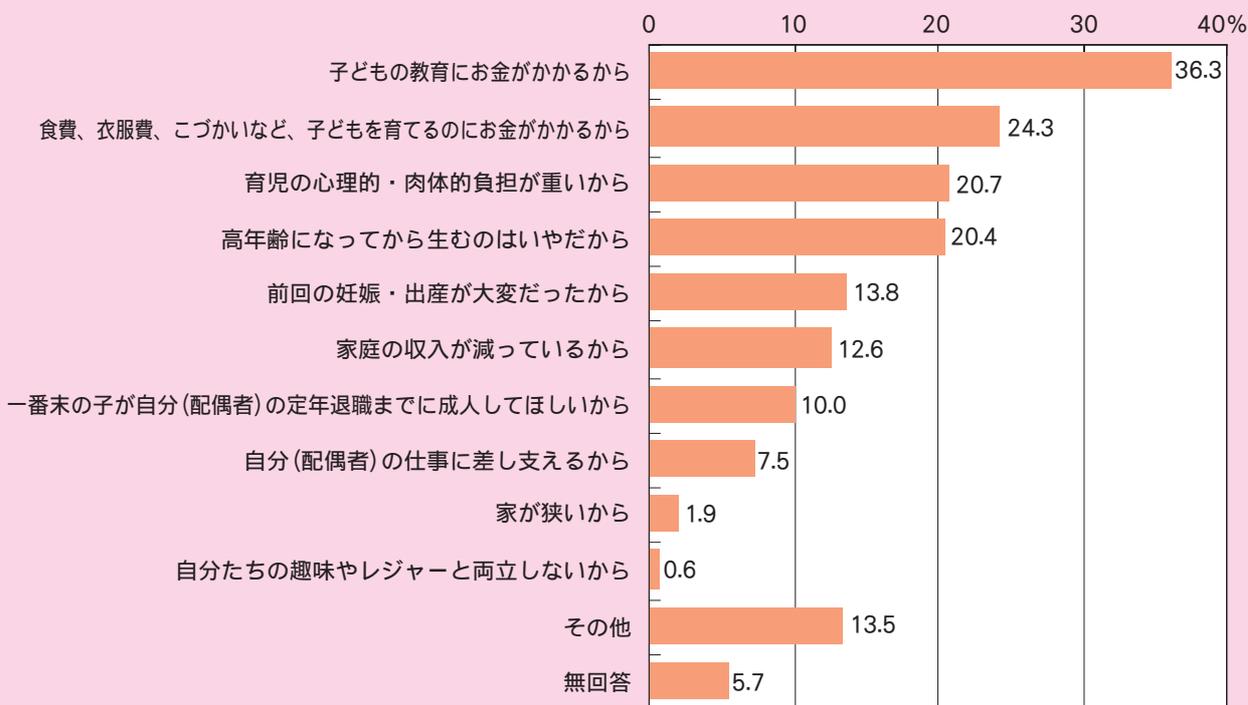


図9 予定の子ども数が少ない理由 資料) 青森県「子育て環境に関する調査」平成13年

[資料3] 家族や地域の状況（世帯の規模が小さくなり、子どものいる世帯も減り続けている）

(1) 世帯の動向

平成12年の世帯数は504,373世帯で戦後一貫して増加しています。平均世帯人員は2.86人で減少傾向が続いています。

世帯類型別では、一般世帯数を100とした場合に、核家族の割合は54.2%と半数以上を占めており、若年・未婚の単身世帯や高齢単身世帯が含まれるその他の世帯が増加しています。3世代世帯の割合は16.6%で、全国の平均10.1%と比較するとまだ多いものの、平成2年の22.3%から5.7%の減少がみられています。

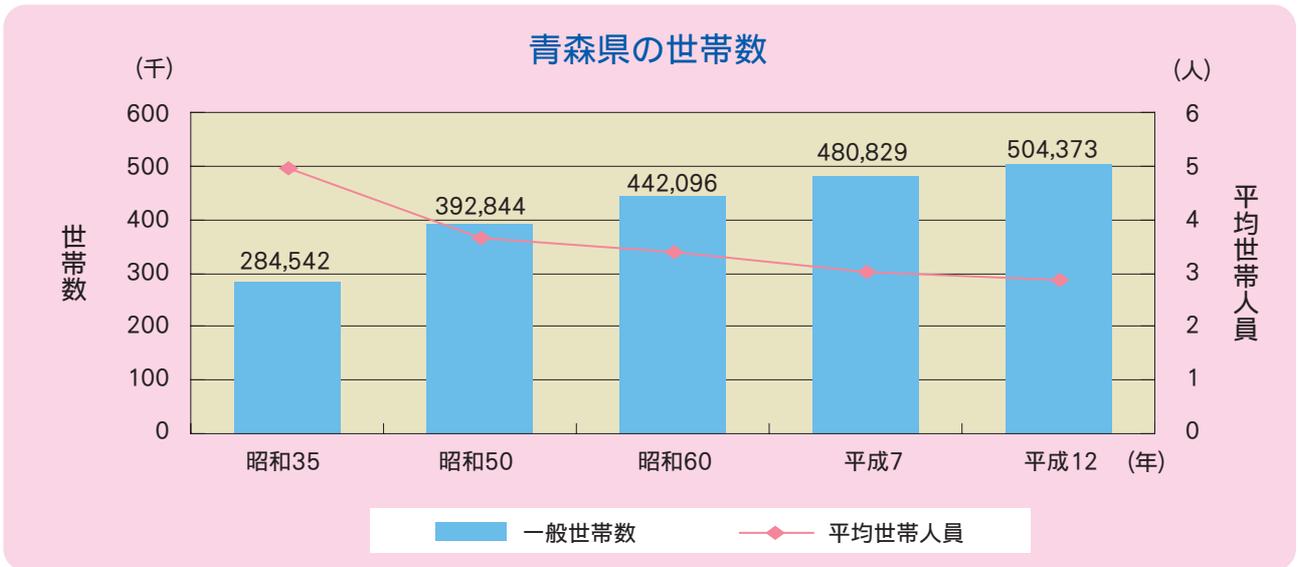


図10 青森県の世帯数の推移

資料) 総務省「国勢調査」



図11 本県の家族類型別比率

資料) 総務省「国勢調査」

これを、18歳未満の子どものいる世帯で見た場合、一般世帯に占める子どものいる世帯数は、平成2年199千世帯(43.9%)から平成12年は160千世帯(31.8%)と大きく減少しており、子どものいる世帯は全体の3割程度に低下してきています。

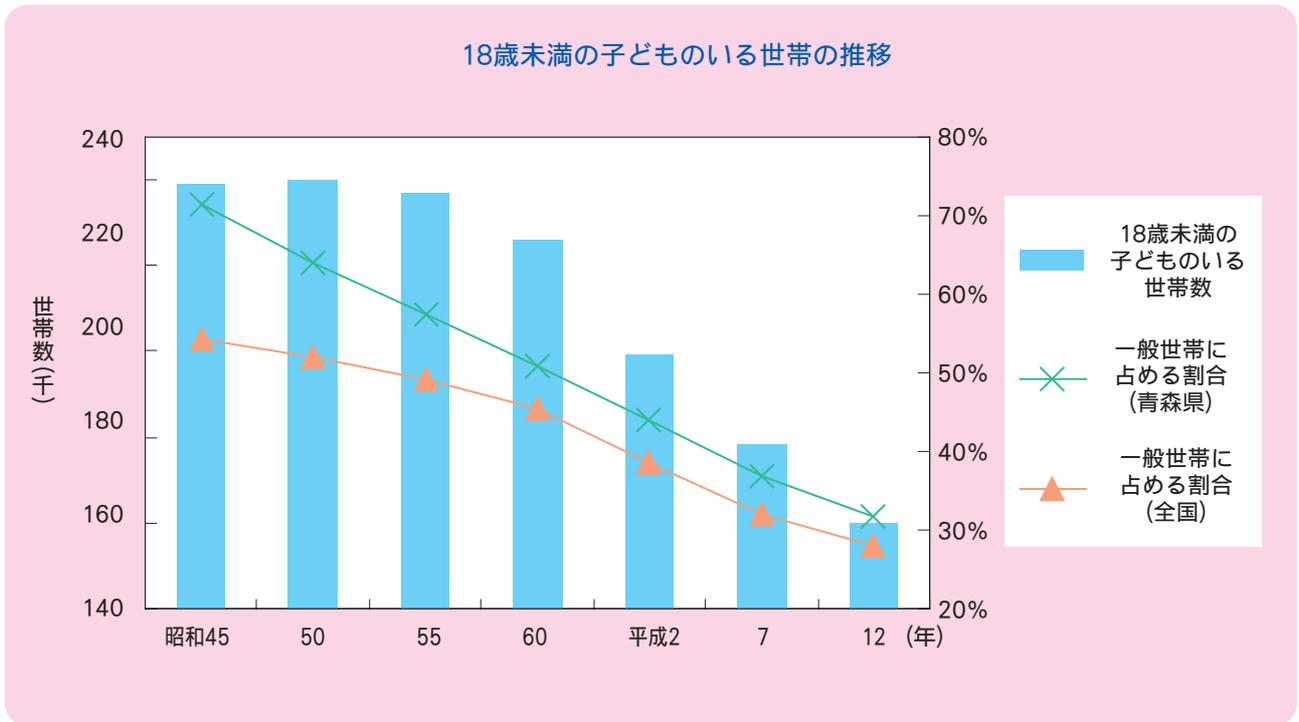


図12 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

資料) 総務省「国勢調査」



〔資料4〕女性の就労状況（仕事と子育ての両立支援が求められている）

（1）就労状況

就業者数の推移をみると、平成12年の総数729,472人のうち、女性が315,474人と全就業者数の43.2%を占めています。平成7年度と比べると女性の就業者数が823人(0.3%)増加しており、男性就業者数が7,614人（1.8%）減少しています。

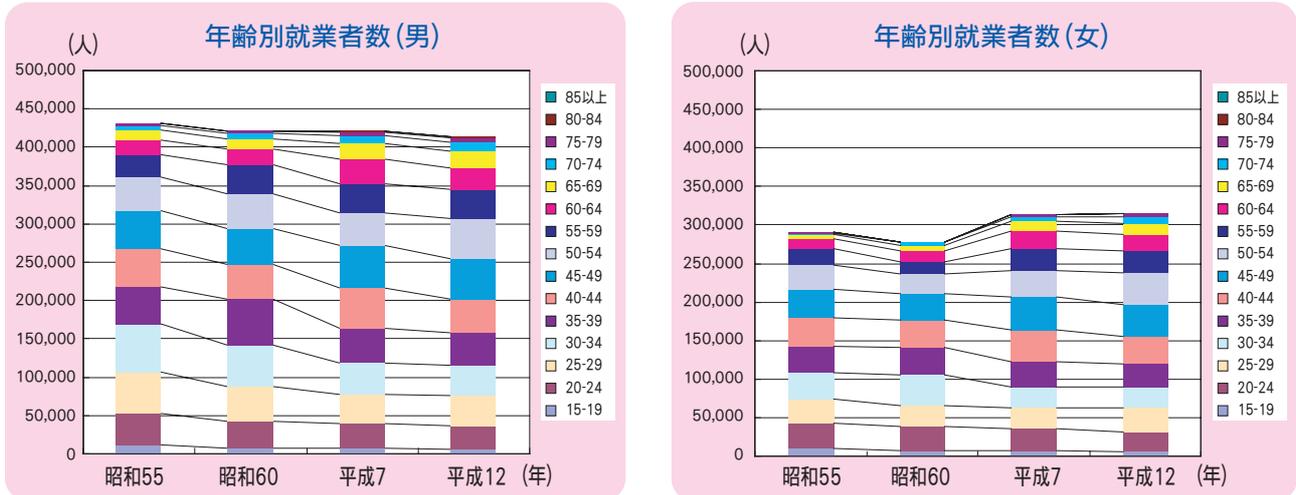


図13 男女別就業者数の推移

資料) 総務省「国勢調査」平成12年

また、本県の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描くのに対し、女性はその年代も全国の女性より高くなってはいるものの、日本における女性労働力率の特徴であるM字型カーブ（出産育児により女性が非労働力化することが多い25歳～39歳において労働力率が低下する現象）を描いています。

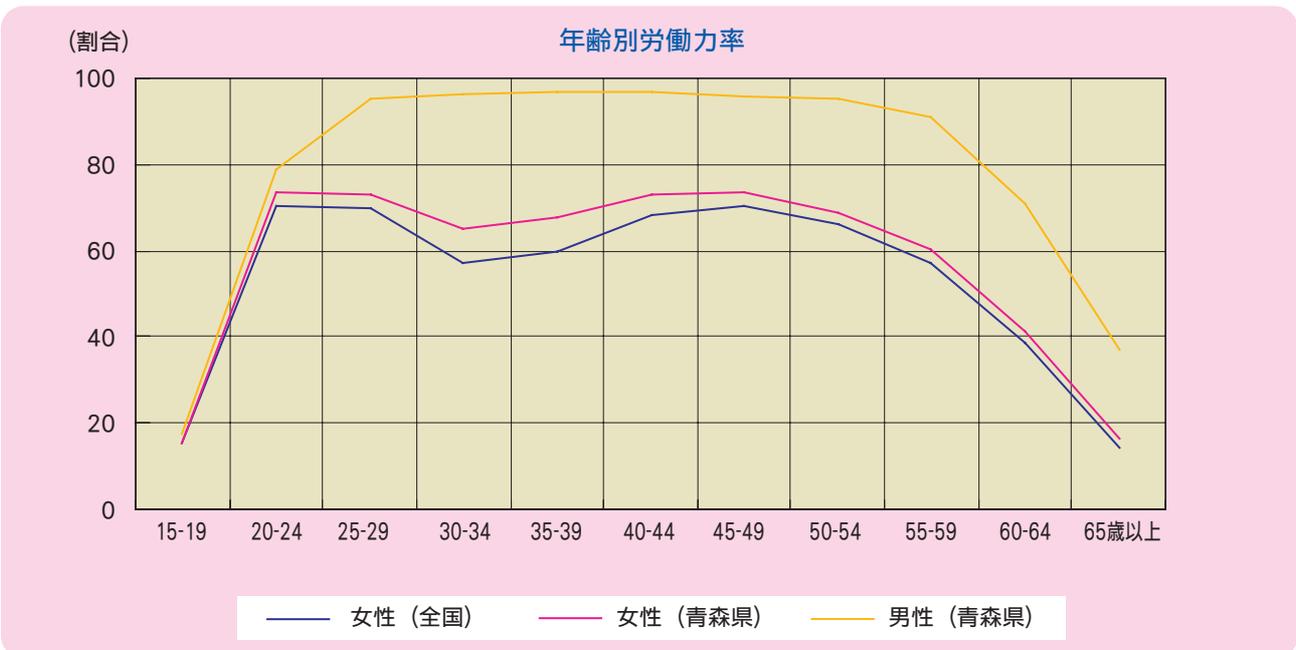


図14 年齢別労働力率

資料) 総務省「国勢調査」平成12年

（2）産業・雇用の状況

産業別にみた女性就業者の割合は、サービス業が最も高く、ついで卸・小売、飲食店、製造業の順で、ほぼ全国平均と同傾向となっています。県内の男性と比較すると、建設業、卸・小売、飲食店、サービス業で

差が大きくなっています。本県の女性雇用者を職業別にみると、最も多く従事しているのは生産工程・労務、ついで事務、サービス職業となっており、全国と比べると、生産工程・労務が多く、事務が少なくなっています。また、県内の男性と比較すると、事務、サービス職業の比率が高く、保安職業と運輸・通信については、実数、比率ともに10分の1以下となっています。

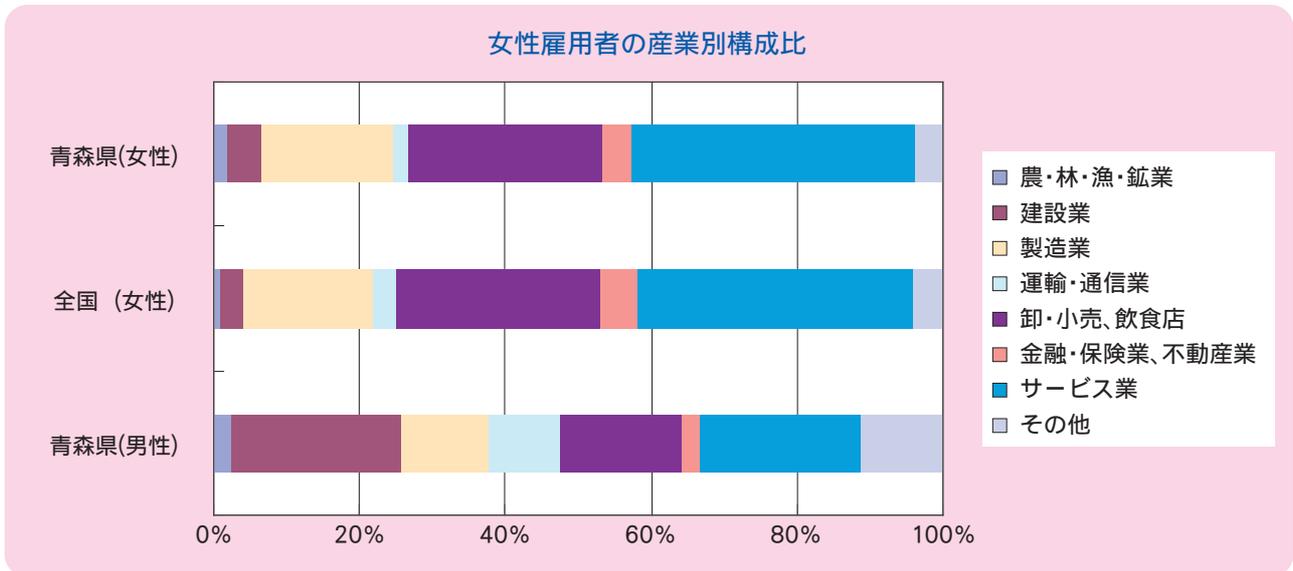


図15 女性雇用者の産業別構成比

資料) 総務省統計局「国勢調査」平成12年

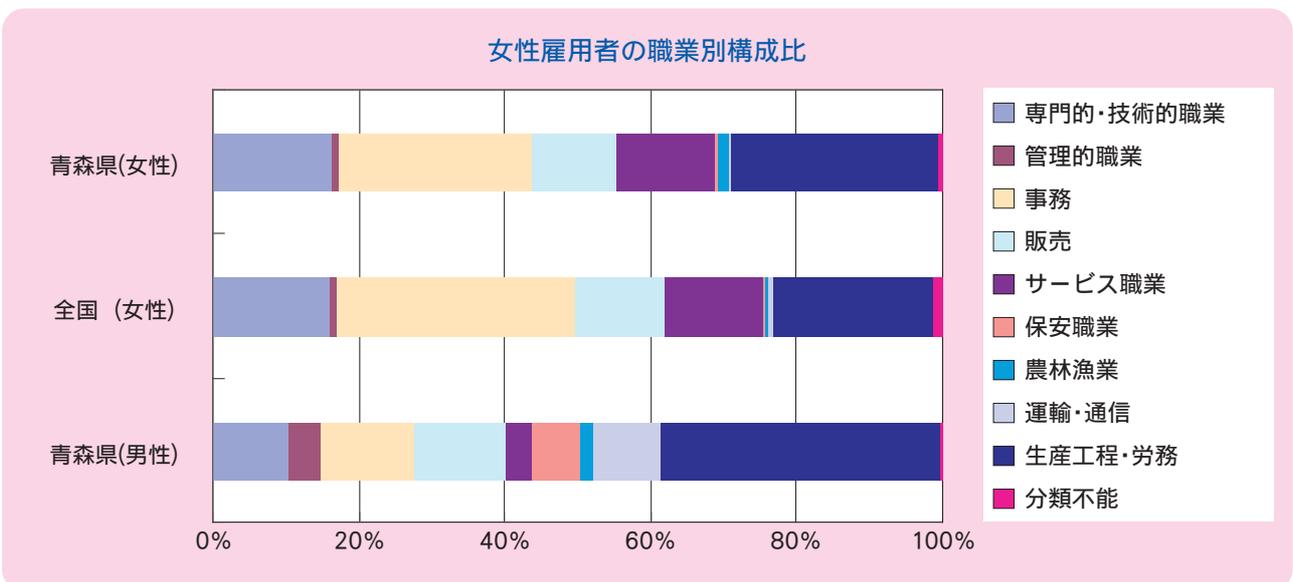


図16 女性雇用者の職業別構成比

資料) 総務省統計局「国勢調査」平成12年

〔資料5〕地域の状況（都市部への人口移動が増加しており、地域のつながりが希薄化している）

（1）地域の特性

本県の人口は、戦後一貫して郡部から市部へ移行し、平成12年には市部と郡部の人口比は6：4となっており、平成7年と比べて市部では0.5%の増加、郡部では2.1%の減少となっています。特に、青森、弘前、八戸の三市の占める割合は、昭和30年には県人口の約3分の1であったものが、平成12年には48.6%にまで高まっています。

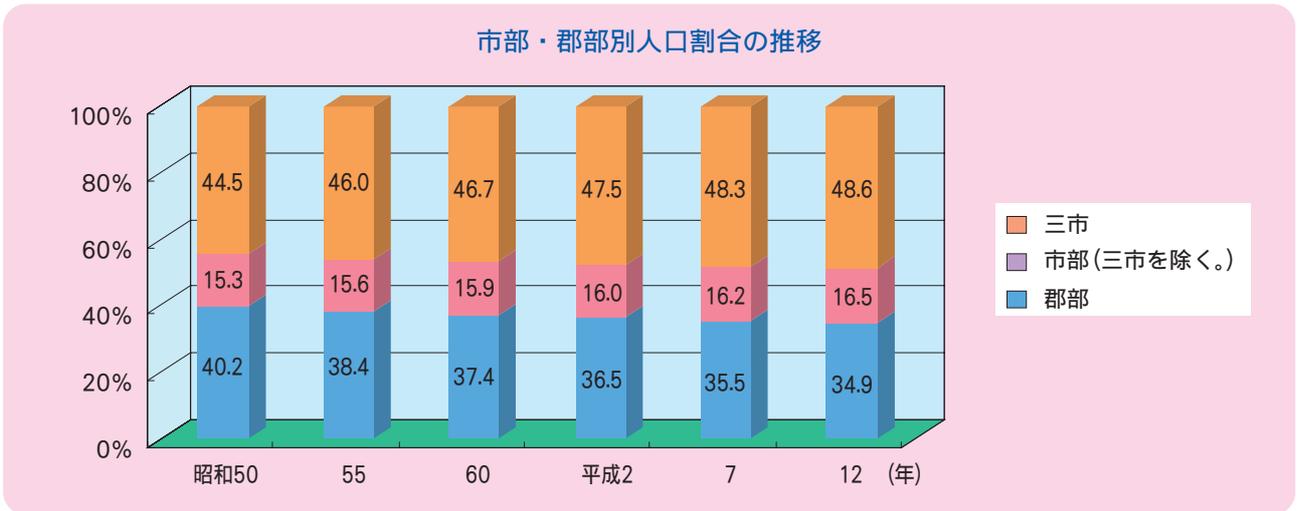


図17 青森県の市部・郡部別人口割合の推移

資料) 総務省「国勢調査」

就業者数を産業別にみると、全就業者数729,472人の内、第一次産業に103,735人が就業しており、第1次産業の就業者の割合は全国に比べると高い（全国5.3%、青森県14.7%）ものの、平成7年の16.9%に比べて2.8ポイント減少しており、年々、第二次、第三次産業の割合が高まっています。

このような中で、地域の人間関係も変化してきています。会社に勤務する人が増加し、近隣との親密な関係や地域と関わる時間を持ちにくい生活をする人が増えたことにより、地域の求心力が相対的に弱まっています。また、プライバシー意識の高まりなどにより個人の近所づきあいも希薄化し、部分的、形式的つきあいを望む割合が高まっているといわれています。

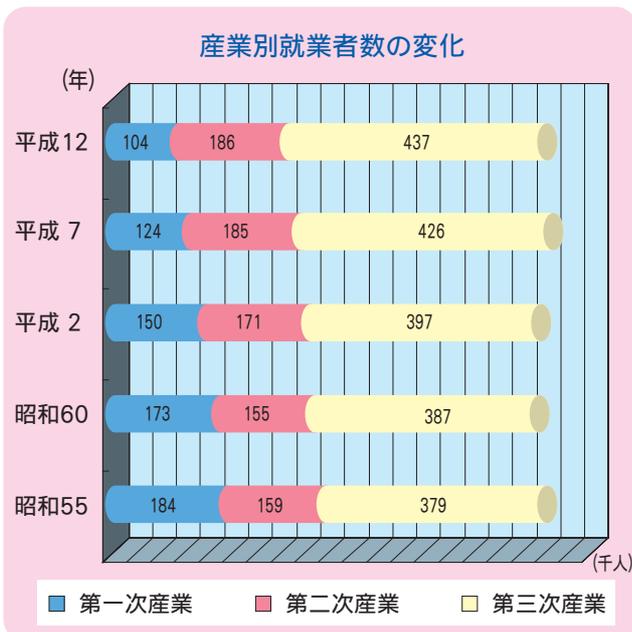


図18 産業別就業者数

資料) 総務省「国勢調査」

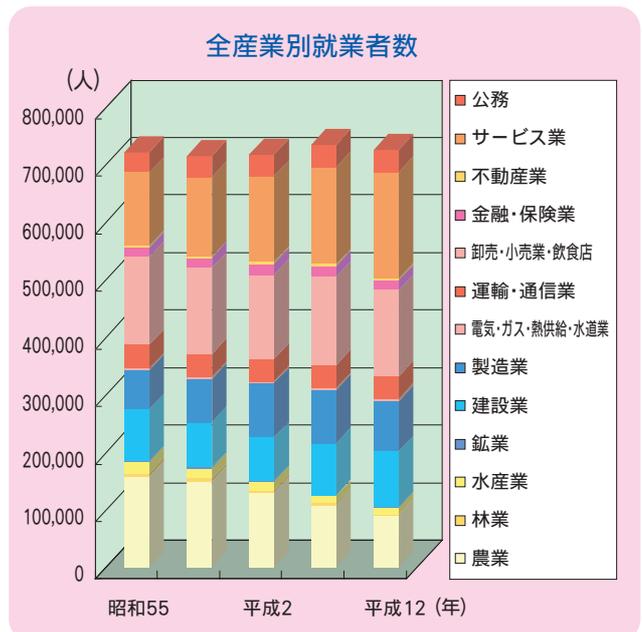


図19 全産業別就業者数

資料) 総務省「国勢調査」

一方、個人の生きがいの多様化や交通手段の発達により、地理的制約を超えて、立場や価値観を共有する人々との交流など選択的なネットワーク化が進んできています。また、今後参加したい活動として、スポーツや趣味、文化・教養、ボランティア活動をあげることが多くなっており（青森県男女共同参画に関する意識調査）、ボランティア活動登録者数も増加しているなど、他人や社会との主体的なつながりの中に精神的充足感を求める人が増えてきています。

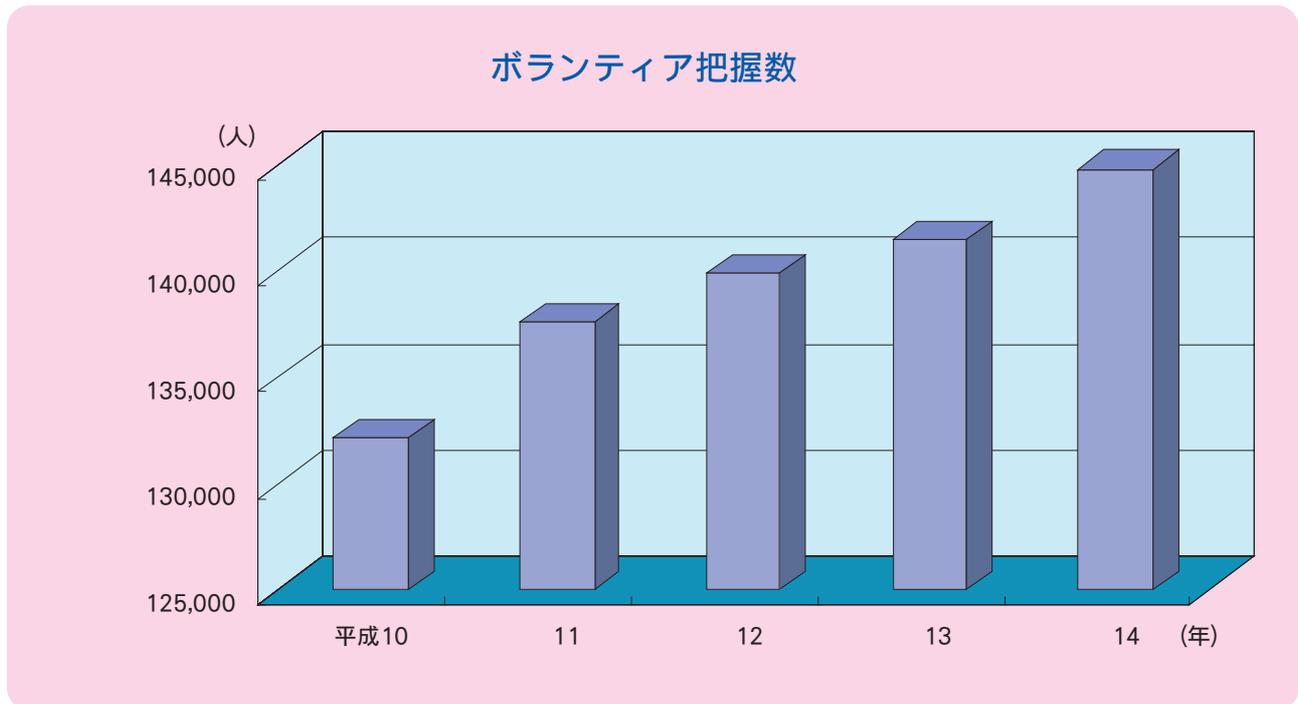
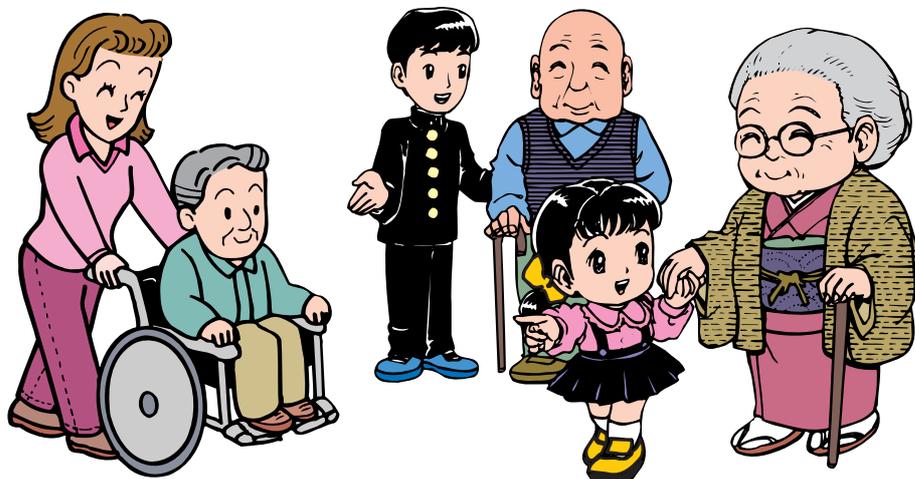


図20 ボランティア活動登録者の推移

資料) 青森県社会福祉協議会



【資料6】子どもの心身の状況と生活の実態（子どもの健康と健全育成が課題となっている）

（1）子どもの心身の発育・発達状況

本県における乳児死亡率（出生千当たりの生後1年未満の死亡率）は、昭和30年代には58.0と全国平均の39.8に比べ、かなり高率でした。その後の母子保健・医療施策の推進により改善が進み、平成6年には4.1と全国平均の4.2を初めて下回りました。しかし、平成7年には全国平均より1.2ポイント高い5.0と増加し、平成12年は全国平均より1.8ポイント高い5.0となり、新生児死亡率（生後4週未満の死亡率）や周産期死亡率（妊娠22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合計した率）とともに、全国最下位となりました。平成14年には3.7ポイント、平成15年は3.8ポイントと若干の改善はみられましたが、さらなる乳児死亡率の改善が課題になっております。

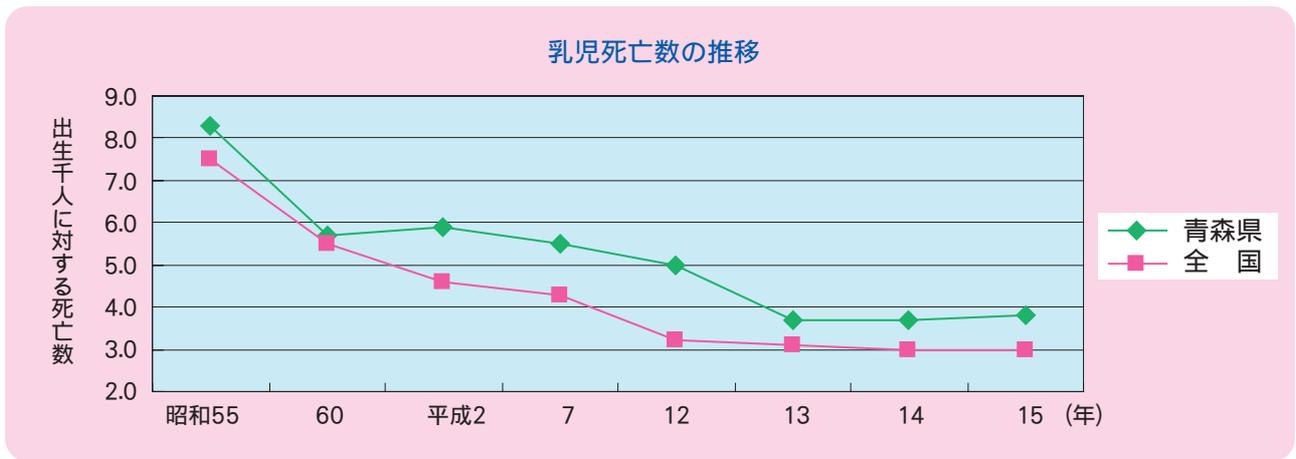


図21 乳児死亡率の推移

資料) 厚生労働省「人口動態統計」

平成12年の平均寿命は、本県の男女ともに全国最下位となっています。生涯を通じた健康づくりのためには、子どもの頃から正しい生活習慣を確立することが重要です。特に、一人1日あたりの食塩摂取量は14.1g（平成8年県民栄養調査）で、全国平均より多く摂取されていますが、年齢が上がるにつれ多くなる傾向があります。また、1歳6か月児、3歳児、小・中・高校生の虫歯有病者率は全国平均を上回っています。子どものころからの正しい生活習慣の形成を進めていく必要があります。

さらに、近年、思春期の人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用等の増加が子どもたちの健康をむしろ損ねていることが指摘されています。また、心身症、不登校、引きこもり等の心の問題も深刻化しており、子どもの自殺や暴力行為なども顕在化してきています。このような事態は、社会環境の変化を反映した今日的課題と言えます。課題の解決に向けて、保健・医療・福祉・教育等の連携強化はもとより、家庭や地域など社会全体で取り組んでいく必要があります。

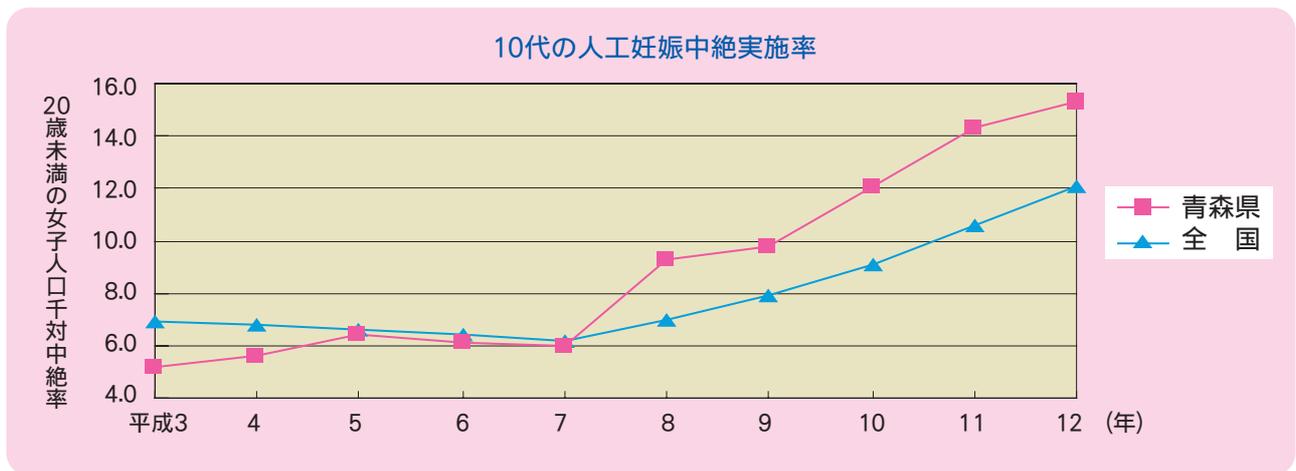


図22 10代の人口妊娠中絶実施率

資料) 厚生労働省「母体保護統計」

(2) 子どもの年齢別・主要時間帯別の居場所

NHK放送文化研究所が5年毎に実施している「国民生活時間調査」では、全国の10歳以上の子どもの生活時間の変化について、小学生ではこの5年間でほとんど変化は見られませんが、中学生では学業の時間が減少し、睡眠、身のまわりの用事、レジャー活動、休息にあてる時間が増加しました。しかし、平成10年に県が実施した「青少年の意識に関する調査」では、小・中・高校生の40%前後が「今の生活にゆとりがない（あまりないを含む）」と答えており、意識の上では子どもの生活にゆとりがなくなっていることがわかります。

行為者平均時間数(時間:分)	小学生		中学生	
	平成7年	12年	平成7年	12年
睡眠	8:43	8:49	7:38	7:51
食事	1:28	1:27	1:20	1:22
身の回りの用事	0:54	0:55	0:50	0:58
学業	7:32	7:28	9:21	8:56
通学	0:51	0:46	0:57	0:51
レジャー活動	2:02	2:03	1:35	1:57
マスメディア接触	2:50	2:57	3:00	3:00
休息	0:47	0:46	0:50	1:03

	小学生				中学生			
	平成7年		平成12年		平成7年		平成12年	
	行為者率%	平均時間	行為者率%	平均時間	行為者率%	平均時間	行為者率%	平均時間
家事	32.8	0:38	33.5	7:28	24.2	0:42	25.3	0:45
社会参加	4.1	0:53	1.7	0:45	2.6	1:04	0	0:00
会話・交際	23.4	0:48	21	0:41	31.1	0:53	32	0:48

図23 子どもの生活時間の推移(平日)

資料) NHK放送文化研究所「国民生活時間調査」

また、都市化に伴い、空き地の減少や交通事故の危険性の高まりなどにより、遊びの質も変化したことから、室内での遊びが増加し、屋外での遊びや自然体験が減少しています。平成10年度の文部省の調査では、小中学生の3分の1が「太陽が昇るところや沈むところを見たことが(ほとんど)ない」と答えています。

地域の指導者の減少や参加する子どもの数の減少などにより、生活体験を深める機会も減少してきています。

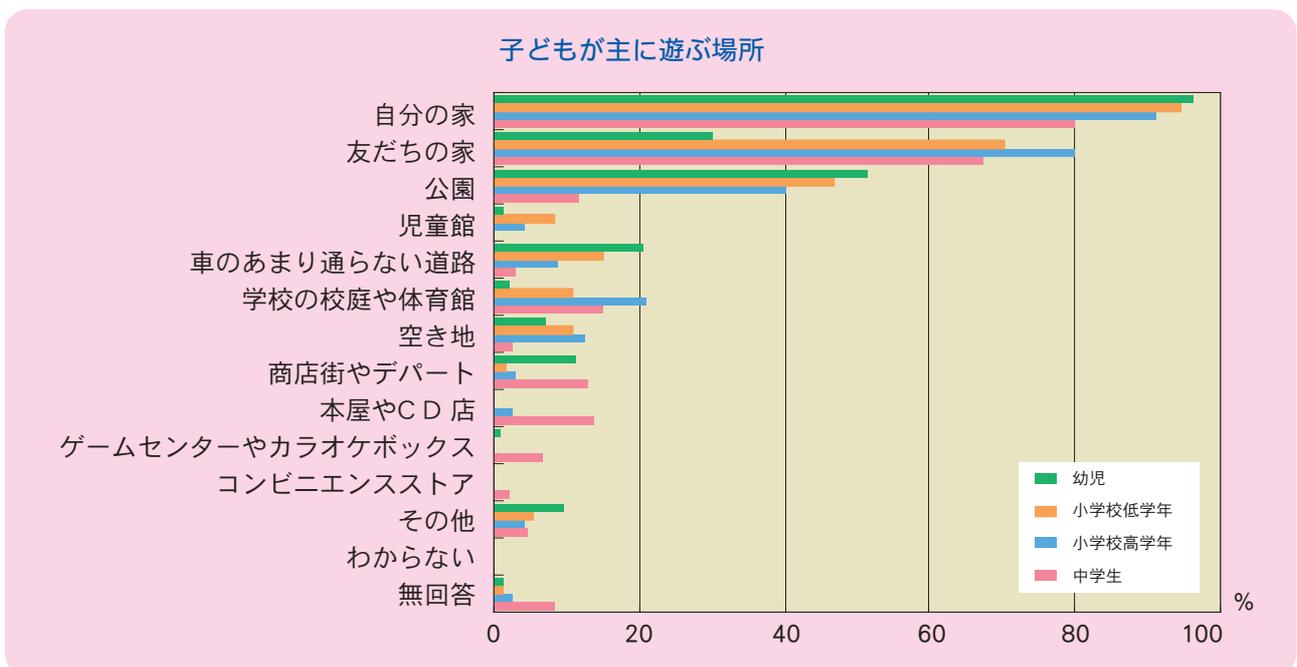


図24 子どもが主に遊ぶ場所

資料) 青森県「子育て環境に関する調査」平成13年度

[資料7] 子どもをめぐる問題（虐待や不登校、少年非行などについて、きめ細かな対応が求められている）

(1) 子どもをめぐる問題の動向

児童相談所への虐待相談件数が全国的に増加しており、本県においても、平成8年度の43件から平成13年度は364件に増加し、その後減少はしているものの平成15年度には、270件の相談件数となっています。子どもへの虐待相談件数が増加する要因としては、近年の都市化や核家族化の進行等により、家庭が地域から孤立しがちな状況の下に、育児不安や育児の負担感等に起因する虐待そのものが増加していることと、虐待防止法の成立により虐待に対する社会の認識が高まり、通告などが増加してきたことなどが指摘されています。子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすものであり、社会全体が取り組まなければならない課題です。

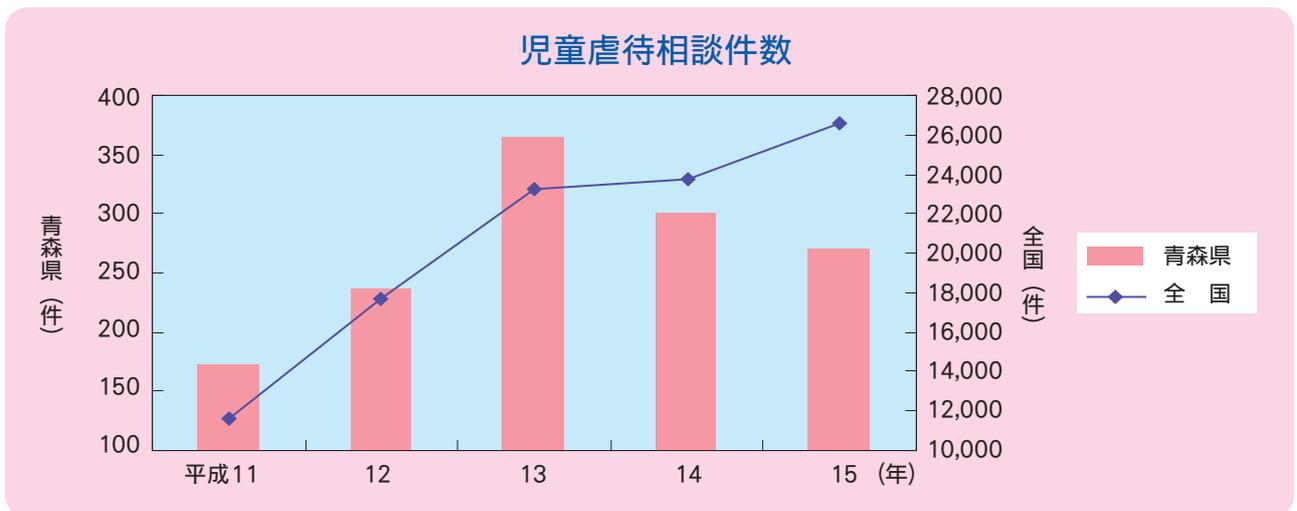


図25 児童虐待相談件数

資料) 青森県子どもみらい課

小学校・中学校における不登校児童の状況は、小中学校ともに、平成10年度に急増しています。小学校では、平成10年度以降年間300人以上で推移していましたが、平成13年度から徐々に減少を見せ始め、平成14年度は267人と300人を下回りました。中学校においても、平成10年度以降1,400人以上で増加傾向が続いていましたが、平成14年度に1,331人と減少に転じています。減少傾向が一時的なものかどうかについては今後の動向を見守る必要があります。

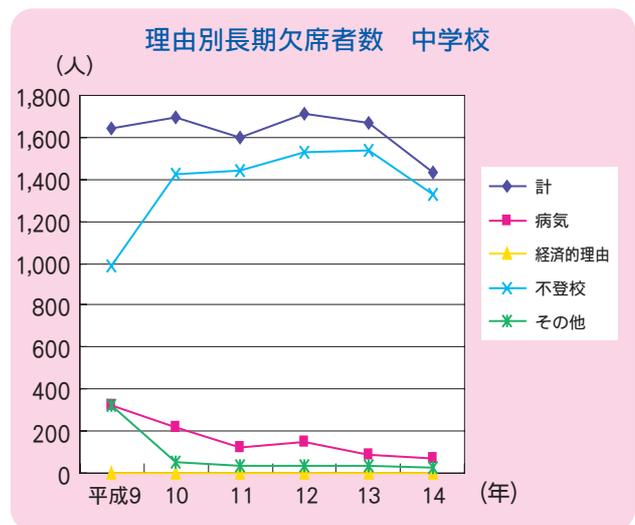
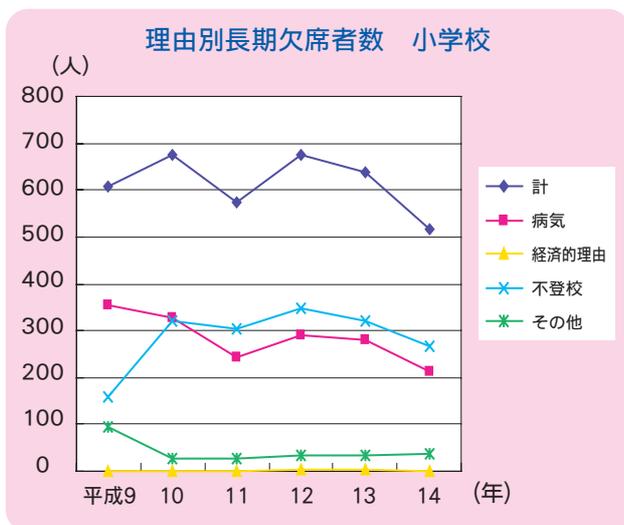


図26 理由別長期欠席者数（小学校、中学校）

資料) 青森県学校基本調査

少年非行についてみると、刑法犯少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年及び罪を犯した14歳以上20歳未満の少年のこと）の補導検挙者のうち、中学生・高校生が全体の75%を占めており、小学生は平

成15年は135人と前年より59人の増加となっています。中学生は平成15年は811人と前年より123人増加を示しており、平成15年は非行の低年齢化が見られています。また、少年非行のうち、万引き等の非行が全体の74%であることから、少年の健全育成に関わる機関・団体が連携して、少年非行防止の取組みを推進していくことが一層必要となっています。

少年非行： 刑法犯少年（犯罪少年、触法少年）の学職別検挙・補導状況の推移

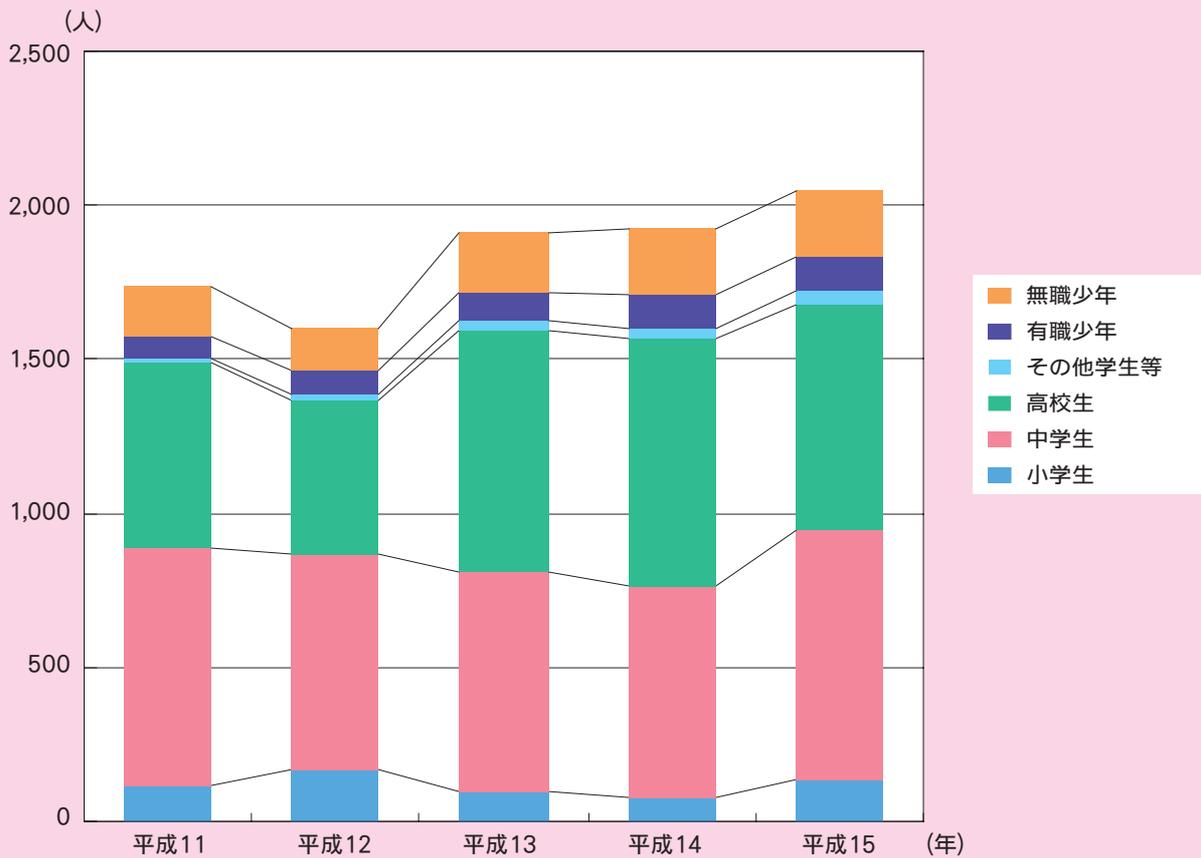


図27 本県における刑法犯少年の補導検挙状況

資料) 青森県警察本部

(注：刑法犯少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年及び罪を犯した14歳以上20歳未満の少年のことです。)

〔資料8〕子育て環境の状況（男女が共に社会参画できる子育ての環境整備が求められている）

（1）子育ての実態

家族の小規模化や核家族化が進むことにより、祖父母などが直接子育てを援助したり、育児の知識を伝える機会が少なくなります。また、家庭では父親の家事・育児参加が不可欠ですが、平成8年「社会生活基本調査」によると本県における平日の男性の家事・育児時間は平均11分、女性は2時間43分となっており、平成3年の調査より女性では3分減少していますが、男性では変化がなく、男女の家事・育児等に費やす時間の差は依然として大きなものがあります。「子育て環境に関する調査（平成13年青森県）」の結果、夫婦間の子育てに関する役割分担割合については、「自分の分担は6割以上」と答えている女性が約9割を占めています。

同調査では、「子ども自身に関すること」、「自分の時間がないこと」、「子育ては親の責任といわれ負担を感じることを不安や悩みと感じている母親が父親より多くなっており、子育てについての母親の精神的負担感が父親に比べて強くなっていると言えます。

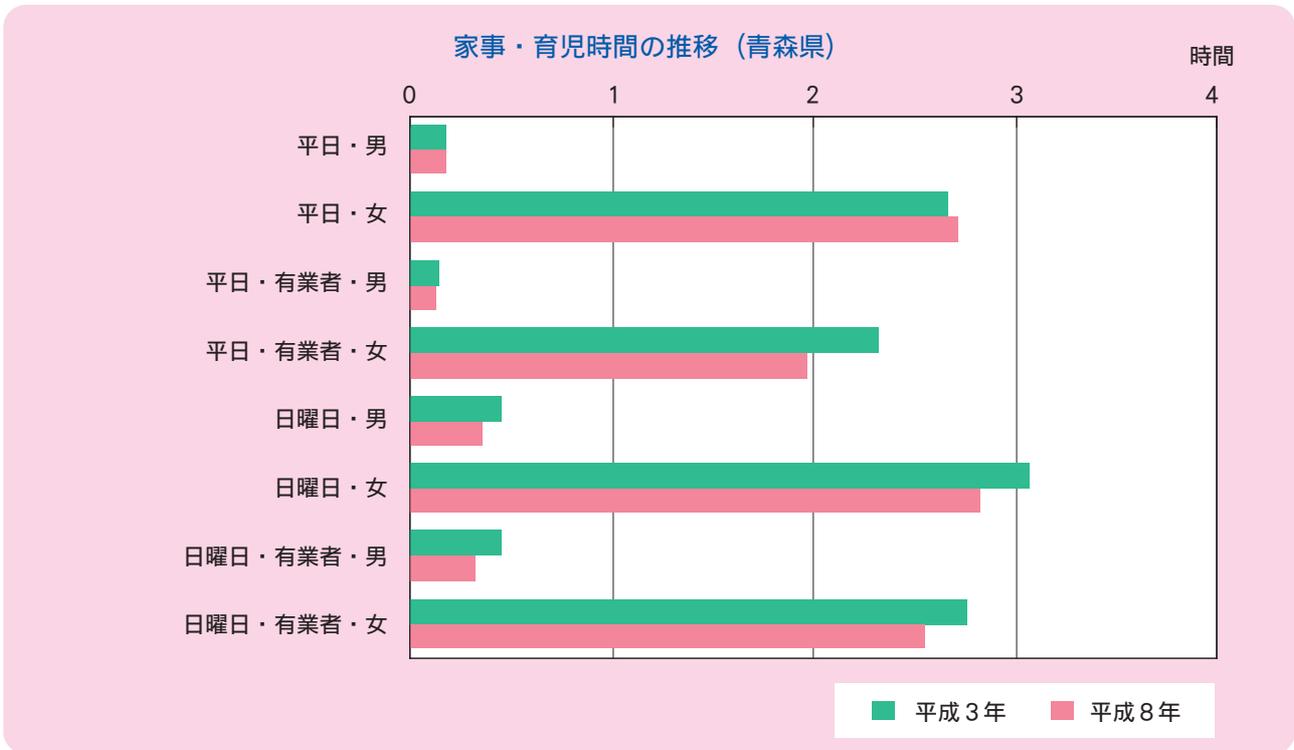


図28 家事・育児時間の推移

資料) 総務省「社会生活基本調査」

「青森県男女共同参画に関する意識調査（平成15年）」では、女性が結婚・出産後も働き続けたり、再就職するなど社会参画を進めるために必要なことは、「保育所・学童保育などの子育て環境の充実」57.5%、次いで「再雇用制度の充実」52.7%、「福祉・介護サービスの充実」52.0%、「育児・介護休業の普及」45.8%となっています。これを男女別にみると、全ての項目で、男性と比較し、女性の重視度は上回っていますが、特に「男性の家事・育児参加」については、女性39.4%がとても重要としているのに、男性は23.1%、「福祉・介護サービスの充実」でも女性の58.1%に対し、男性は44.8%にとどまっており、男女の見方の格差が大きく見られます。子育てと女性の社会参画が両立するための環境づくりが必要となっています。

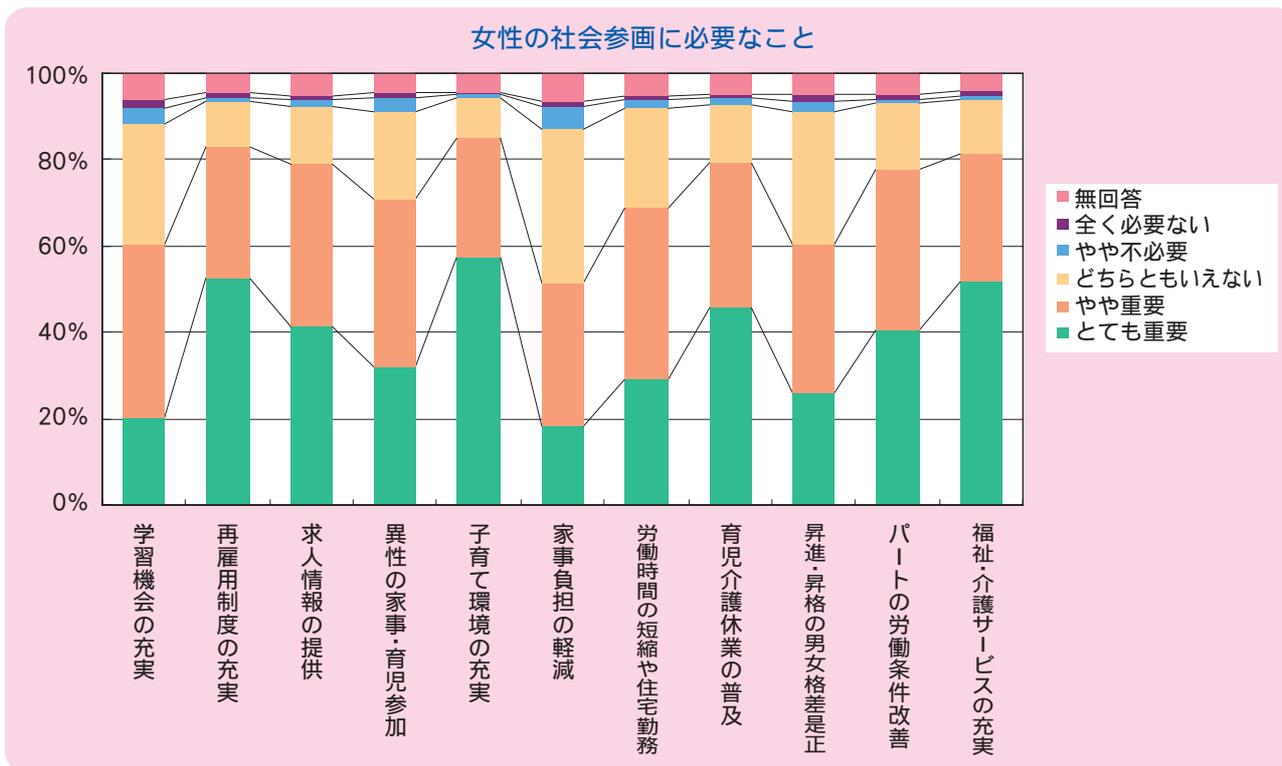


図29 女性の社会参画に必要なこと

資料) 青森県「青森県男女共同参画に関する意識調査」平成15年

(2) 育児休業制度の利用状況

一方、事業所規模別育児休業制度の規定状況を見ると、従業員が300人以上の大規模事業所においては、育児休業制度はほぼ100%規定されていますが、事業所の規模が小さくなるとともに育児休業制度の規定は少なくなり、10人未満の事業所の7割は、育児休業制度が無い状況にあります。

育児休業の取得状況は、出産した女性に占める割合は、本県で70.6%（平成16年4月1日現在）、全国で64%（平成14年10月1日現在）となっていますが、配偶者が出産した男性の取得率は1%に満たない状況にあります。

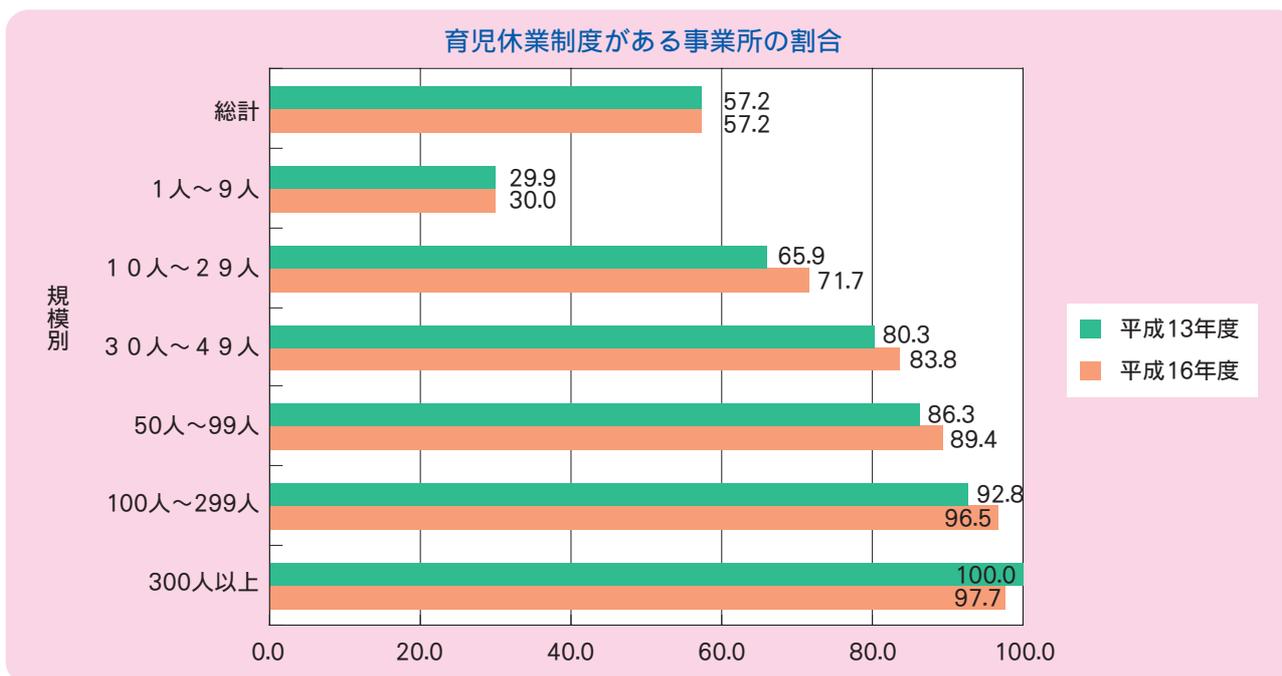


図30 事業所規模別育児休業制度の規定状況

資料) 青森労働局雇用均等室「育児・介護休業等に関するアンケート」

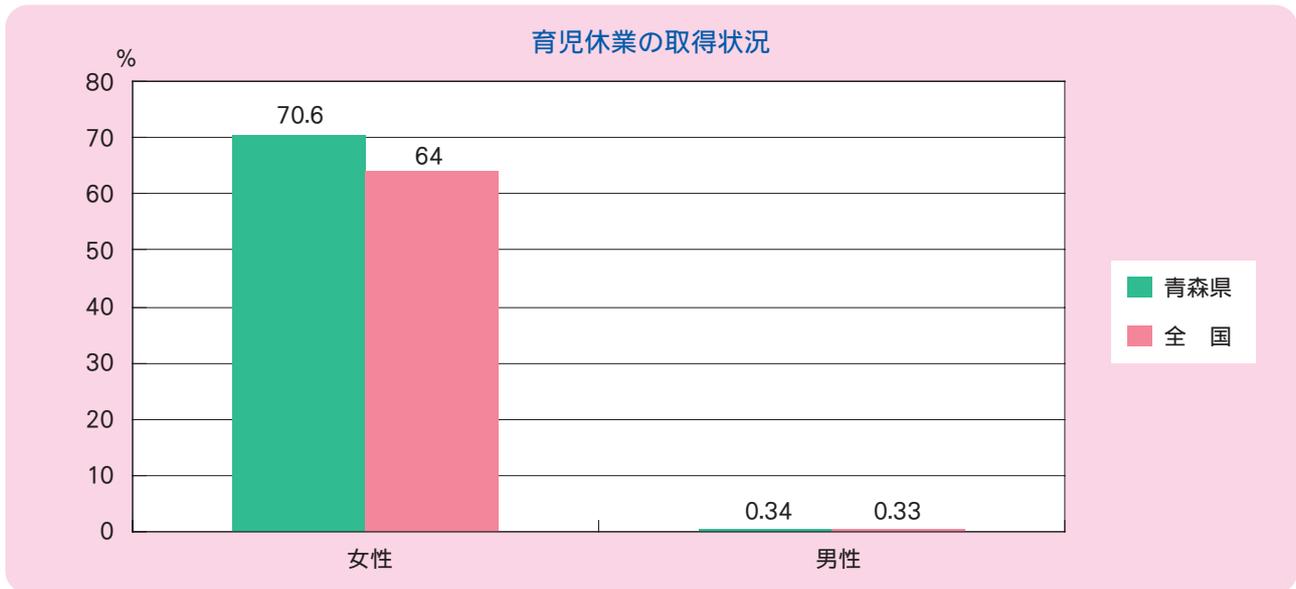


図31 育児休業の取得状況

資料) 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」平成14年
青森労働局「企業の次世代育成支援等に関するアンケート」平成16年4月

「2000年世界農林業センサス」によると本県の農業就業人口に占める女性の割合は55%となっています。農山漁村における女性は、仕事に従事しながら、家事や育児、介護をはじめ地域活性化にも大きな役割を果たしており、子育て環境の整備は大きな課題です。また、労働報酬や休日などの就労条件整備が充分でないこと、地域の方針決定の場への参画率が低いことなども課題となっています。

(3) 子育てに関する保護者の意識

子育ての負担感が重く感じられている背景には、核家族化などにより家庭内での援助が減少していること、地域のつながりが希薄化したため、地域内での援助が難しくなっていること、女性の社会参画が進む一方で、そのための環境整備が十分でないことから仕事と育児の両立が難しいと感じている人が多くなっていること、社会環境の変化により、子どもの健康や健全育成が問題になっていることがあげられます。少子化に関する意識調査では、子育ての大変さについての質問で、「子どもの行動に親の責任が問われる」、「子どもの教育にお金がかかる」、「自分の自由な時間が持てなくなる」「子どもの相手は体力や根気がいる」が子育てで大変さを感じる理由としてあげられています。男女間で差が見られるのは、男性では「子どもの教育にお金がかかる」「子どもが思ったように育たない」で多く、女性では「自分が思ったように働けない」「子育ての大変さを回りの人に分かってもらえない」で多くなっています。

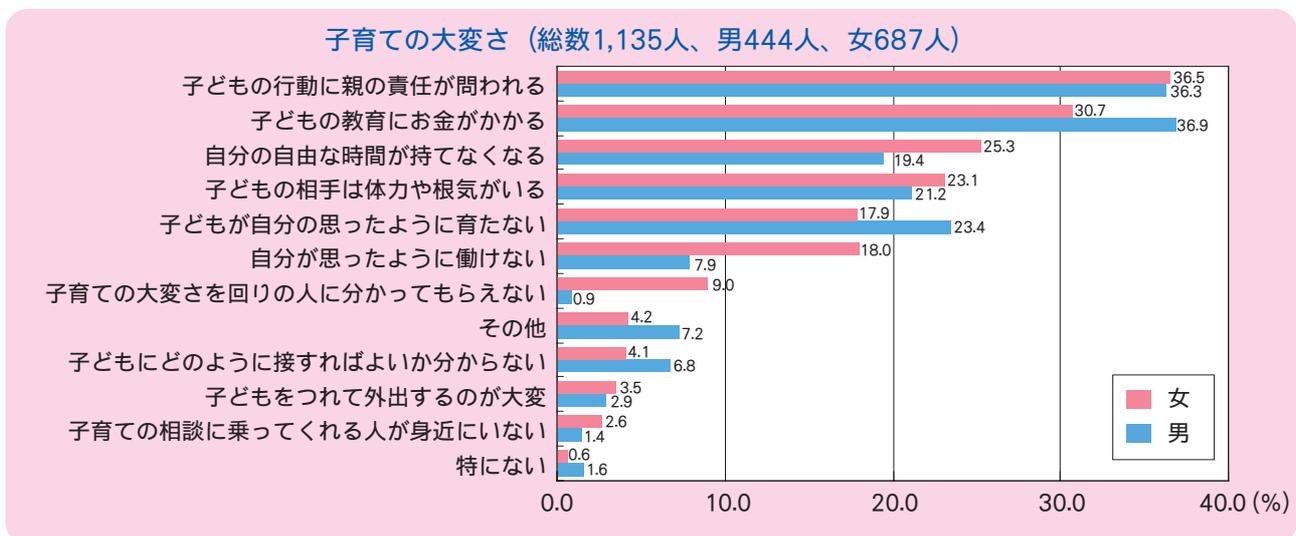


図32 子育ての大変さ

資料) 青森県企画課「少子化に関する意識調査」平成12年

子どもの数の減少によって、子ども同士のふれあいが減ったり、家庭での過保護や過干渉がおこることで、子どもの自主性や社会性が阻害されるなど、子ども自身に対する影響が心配されています。「子育て環境に関する調査」平成13年（県こどもみらい課調査）の結果でも、「子どもの数の減少は子どもの成長にとって好ましくない」と約7割の親が考えています。

「子育て環境に関する調査」では、子どもを育てることの喜びや良さとして、「家族の結びつきを強める」と答えた人が約6割を占めており、平成6年の調査（約5割）よりも多くなっています。また、「子どもを育てることによって自分が成長する」、「子どもを育てることは楽しい」と答えた人は、それぞれ平成6年の約5割、2割と比べて増加しています。子育て自体を楽しむ傾向や、子育てを家族の結びつきを強めるきっかけと考える意見が多くあると言えます。

子どもを生み育てることの喜びや良さについて（複数回答）

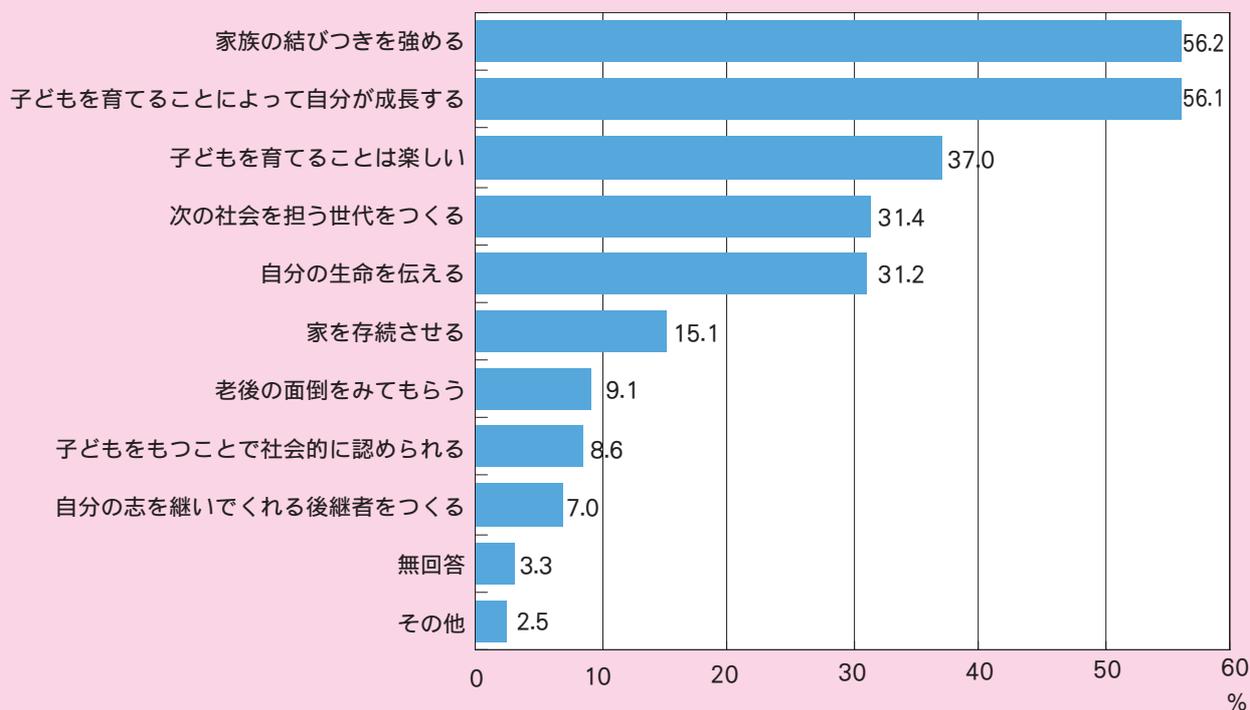


図33 子どもを生み育てることの喜びや良さについて

資料) 青森県「子育て環境に関する調査」平成13年

「少子化に関する意識調査」平成12年（県企画課調査）で、少子化を抑える対策として多くあげられているのは、「教育費・住居費の軽減」（50.4%）、「出産や保育に関する経済的支援の充実」（46.4%）、「乳児保育、延長保育、夜間保育などの多様な保育サービスの充実」（44.1%）等となっています。

急激な少子化を抑える対策

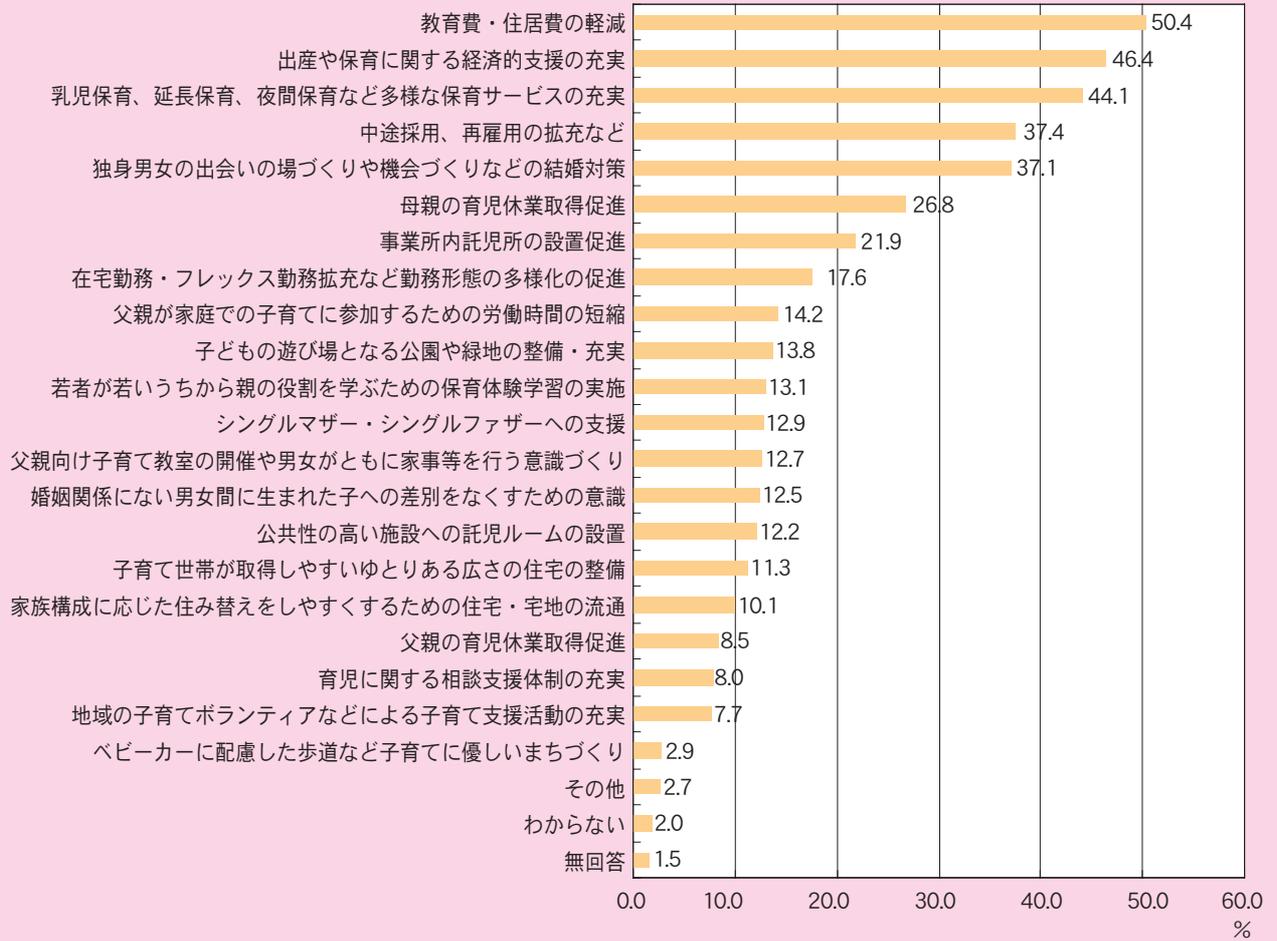
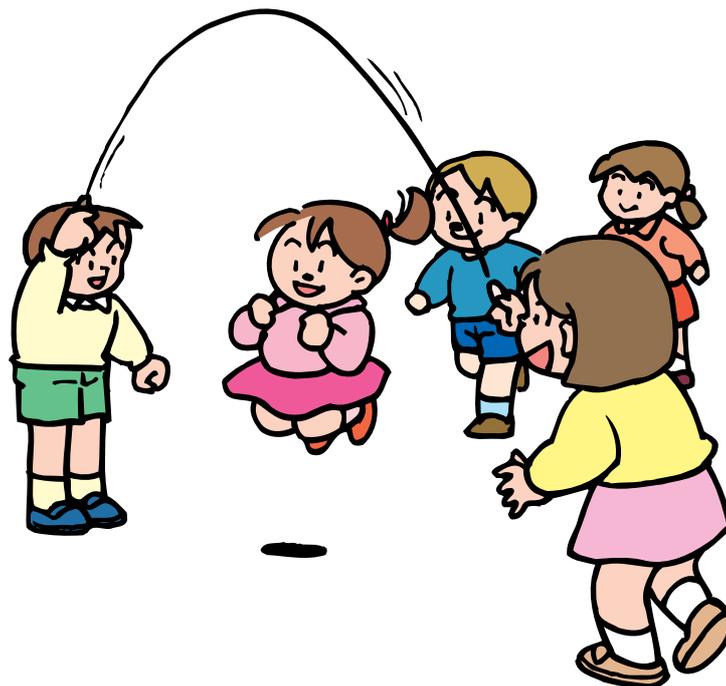


図34 急激な少子化を抑える対策

資料) 青森県企画課「少子化に関する意識調査」平成12年



[資料9] 地域の子育て支援サービスの提供状況（地域の子育て支援サービスの充実が求められている）

(1) 保育サービスの提供状況と利用の動向

子育てと仕事の両立支援のためには、保育サービスの充実も望まれています。本県の保育所普及率は全国平均より高く、乳児保育や延長保育なども充実してきています。放課後児童対策については、共働き等により昼間保護者がいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として市町村等が放課後児童クラブを運営し、児童の健全育成を図っています。平成15年度には47市町村215クラブが活動しています。



図35 認可保育所設置状況（平成16年4月1日現在）

資料) 青森県こどもみらい課

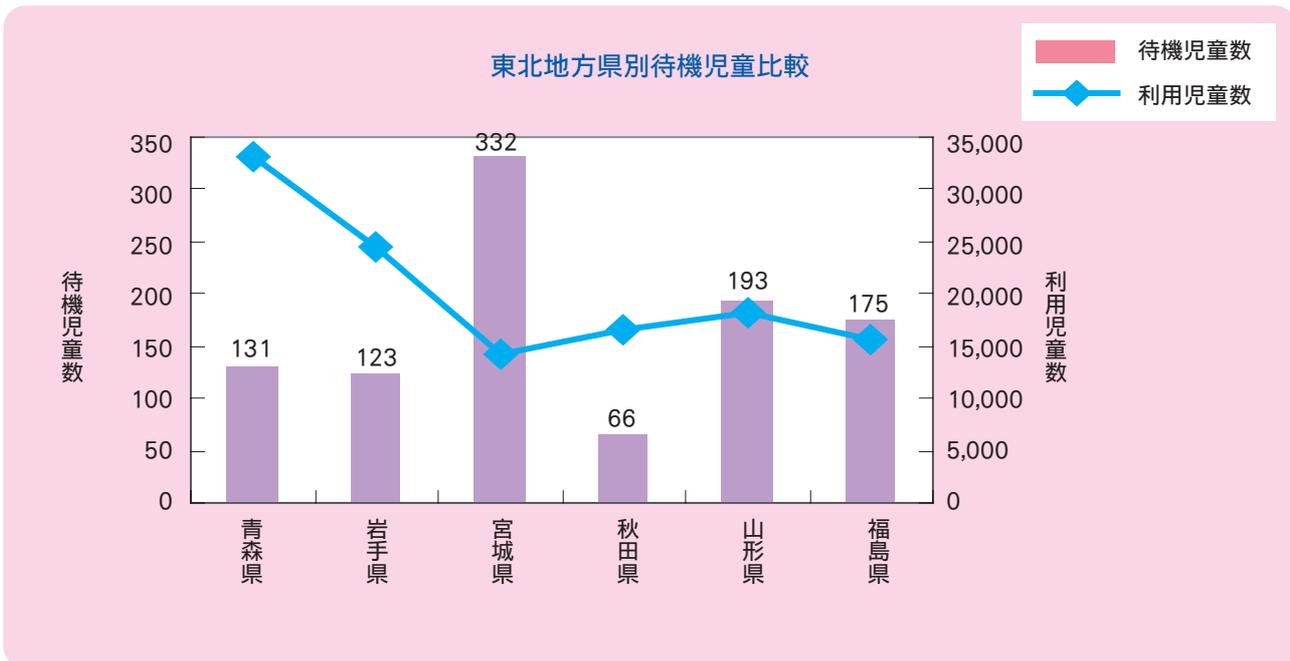


図36 東北地方の県別保育所待機児童数比較（平成16年4月1日現在）

資料) 厚生労働省

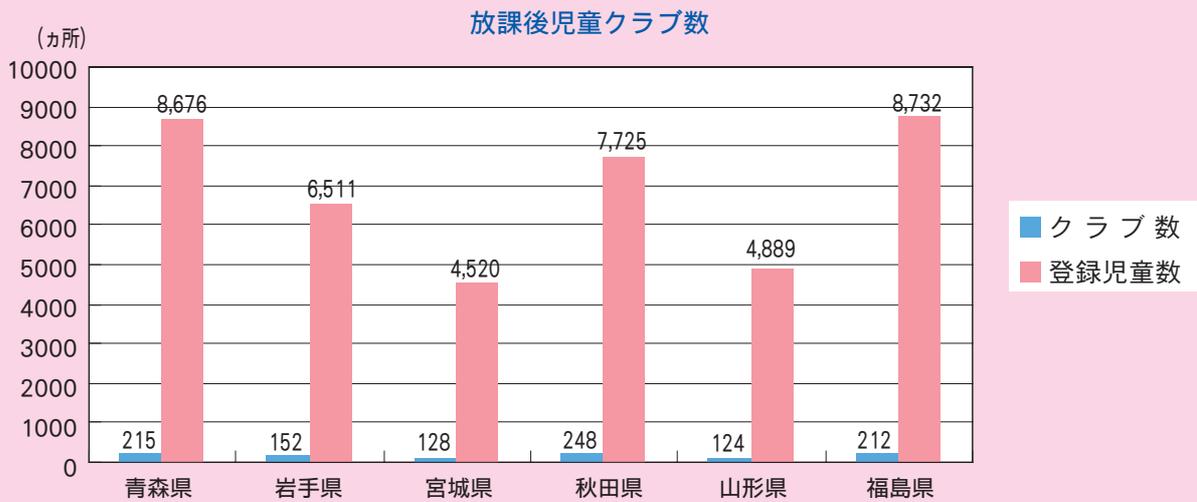


図37 東北地方の県別放課後児童クラブの状況（平成15年5月1日現在）

資料）厚生労働省

（2）地域における子育て支援の基盤整備の状況

子どもは地域の中で育つことにより、さまざまな人間関係の中で豊かな経験が蓄積され、社会性が培われるものですが、子育て中の親も同様に地域の人間関係の中で子育てについての支援を受け、色々な人との交流を持ちながら子育てをしていきます。子どもを育てることに対する地域の役割は、非常に重要なものであることから、地縁的近隣関係を大事にしながら、選択的なネットワークを広げ、子育てに関して重層的に人間関係を広げていくための支援が求められています。併せて、ボランティア活動の活性化を促し、子育てについての多様な交流の広がりが求められています。

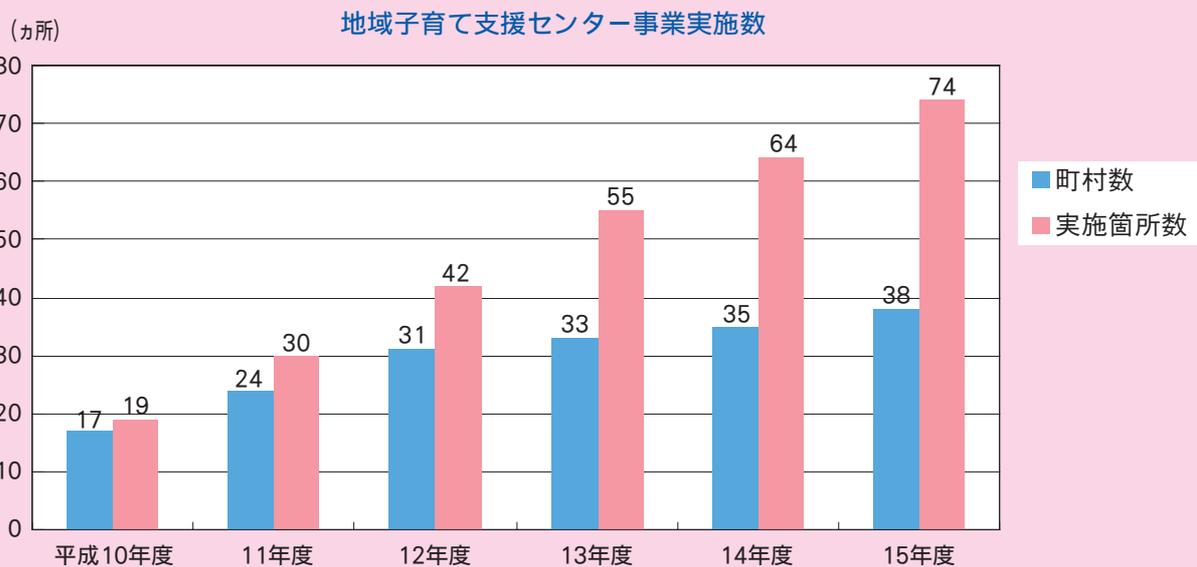


図38 地域子育て支援センター事業実施状況

資料）青森県こどもみらい課

（3）豊かな心を育み、命を大切にすることを育むための環境づくりや地域の連携

今日の子どもたちは、豊かで文化的な生活を享受している一方、これまで見てきたように、少子化、核家族化の進行などによる親の過保護・過干渉や子ども同士の切磋琢磨の機会の減少、さらには地域における人間関係の希薄化、ゆとりの少ない生活実態などがあり、いじめや虐待、少年非行など心配な事態も見受けられる現状になっています。

子どもの豊かな心を育むために、家庭では、生活体験を充実させ、家族のふれあいを深めることが期待されます。

学校では、授業内容や指導方法を工夫するとともに、学校施設や機能を開放し、家庭や地域と連携し子どもの体験・活動の機会を増やし生活時間の比重を高めるよう、家庭教育や地域活動を支援していくことが求められています。

地域では、自然・歴史・文化や人材など地域の様々な資源を活用しながら、より多くの生活体験、社会体験を培う機会を増やしていく必要があります。さらに、子どもや子育て家庭を暖かく見守り、必要な時に手助けをし、様々な人間関係を広げていくためのネットワークづくりを推進し、子育てについての多様な交流と地域における支え合いを推進していくことが求められています。



2 わくわくあおもり子育てプラン策定経過

	年 月 日	事 項
1	平成16年7月12日	第1回青森県次世代育成支援対策庁内検討部会開催 (庁内26課)
2	平成16年7月22日	第1回青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議開催 (庁内26課)
3	平成16年7月26日	第1回青森県次世代育成支援対策推進協議会開催
4	平成16年8月12日	推進協議会委員に第1回会議議事録概要、意見照会
5	平成16年8月12日	次世代育成支援行動計画策定指針事項別県の施策状況照会 (庁内32課) (行動計画策定指針事項別県の施策状況一覧作成)
6	平成16年8月16日	県内市町村に地域行動計画に係る定量的な目標数値「特定14事業に係る目標事業量見込み数値」照会
7	平成16年8月31日	推進協議会委員に第1回会議議事録完成版、基本的視点(案)送付、新たな意見照会
8	平成16年9月9日	第2回青森県次世代育成支援対策庁内検討部会開催行動計画指針事項別県の施策状況について検討 (仮称)青森県次世代育成支援行動計画案、基本理念等検討
9	平成16年9月10日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局あて地域行動計画に係る定量的な目標数値「特定14事業に係る目標事業量見込み数値」(暫定版)報告
10	平成16年9月28日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局あて地域行動計画に係る定量的な目標数値「特定14事業に係る目標事業量見込み数値」報告
11	平成16年10月6日	(仮称)青森県次世代育成支援行動計画(1案)庁内検討部会メンバーに修正意見照会
12	平成16年10月6日	推進協議会委員に提出意見のまとめ、行動計画案イメージ図送付

	年 月 日	事 項
13	平成16年10月13日	第3回青森県次世代育成支援対策庁内検討部会開催 (仮称) 青森県次世代育成支援行動計画(1案) 検討 修正意見により行動計画(2案) 作成
14	平成16年10月19日	第2回青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議開催 (仮称) 青森県次世代育成支援行動計画(2案) 検討 各関係課へ修正意見照会、(3案) 作成
15	平成16年10月18日	県内市町村地域行動計画に関する取組状況調査実施
16	平成16年10月20日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局へ地域行動計画に関する 取組状況の調査集計表提出
17	平成16年10月20日	青森県次世代育成支援対策推進協議会委員に第2回会議資 料送付
18	平成16年10月27日	第2回青森県次世代育成支援対策推進協議会開催 (仮称) 青森県次世代育成支援行動計画(3案) 協議
19	平成16年11月25日	第4回青森県次世代育成支援対策庁内検討部会開催 (仮称) 青森県次世代育成支援行動計画(3案) 検討 各関係課へ修正意見照会、(素案) 作成
20	平成16年12月7日	県内市町村に地域行動計画に係る定量的な目標数値「特定 14事業に係る目標事業量」最終見込み数値照会
21	平成17年1月4日 ～2月4日	パブリックコメント実施
22	平成17年2月9日	第3回青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議開催 (仮称) 青森県次世代育成支援行動計画(最終案) 検討
23	平成17年2月9日	第3回青森県次世代育成支援対策推進協議会開催 (仮称) 青森県次世代育成支援行動計画(最終案) 協議
24	平成17年2月18日	知事決裁
25	平成17年2月28日	庁議報告・公表

3 青森県次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1 この要綱は、次世代育成支援対策推進法第21条に基づき、青森県における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため青森県次世代育成支援対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2 推進協議会は、委員20名以内を持って組織する。

2 委員は、別表に掲げる関係機関・団体等の関係者、学識経験者等をもって充てる。

(座長及び副座長)

第3 推進協議会に座長1人、副座長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第4 推進協議会の会議は、必要の都度座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

(任期)

第5 委員の任期は、1年とする。ただし、初年度に関しては、その年度末までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6 推進協議会の庶務は、健康福祉部こどもみらい課において行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、推進協議会において定める。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

(別表)

青森県次世代育成支援対策推進協議会委員

区 分	関 係 機 関 ・ 団 体 等 名 称
教 育	青森県小学校長会 青森県私立幼稚園連合会
福 祉	青森県民生児童委員協議会 青森県保育連合会
保 健 ・ 医 療	(社)青森県医師会
健 全 育 成	青少年育成青森県民会議
労 働 関 係	青森労働局雇用均等室 日本労働組合総連合会青森県連合会
経 済 界	青森県商工会議所連合会
県 議 会	県議会環境厚生委員長
町 村 会	青森県町村会
報 道 関 係	東奥日報社
保 護 者	青森県PTA連合会
学 識 経 験 者 等	大学関係者
県 民	子育て・仕事の両立をしている女性代表

青森県次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

委員	役職名等	区分
あ ぼ わたる 安 保 亘	(社)青森県医師会常任理事	保健・医療
い だ て る じ 飯 田 照 次	青森県PTA連合会会長	保護者
さ と う ひ で き 佐 藤 秀 樹	青森県保育連合会副会長	福祉関係
た け だ り ゆ う い ち 武 田 隆 一	青森商工会議所副会頭	経済界
た な ぶ さ だ お 田 名 部 定 男	県議会環境厚生委員長	県議会
ち め し ゆ た か 地 主 豊	岩手県立大学総合政策学部教授	学識経験者
と ら や い ち ろ う 虎 谷 一 郎	青少年育成青森県民会議会長	健全育成
な か つ ぼ ま さ る 中 坪 勝	東奥日報社編集局次長兼読者センター長	報道関係
は せ が わ し ゅ ん す け 長 谷 川 俊 介	青森県小学校長会総務部副部長	教育関係
は ま だ あ き ひ ろ 濱 田 昭 洋	青森県町村会常務理事	町村会
ほ ん ま な お こ 本 間 直 子	青森労働局雇用均等室長	労働関係
ま つ い の り こ 松 井 敬 子	青森県民生委員児童委員協議会理事	福祉関係
み う ら て い こ 三 浦 貞 子	青森県私立幼稚園連合会会長	教育関係
む ら お か ま り 村 岡 真 理	村岡整形外科クリニック副院長	県民
や ま も と し ん え つ 山 本 信 悦	日本労働組合総連合会青森県連合会会長	労働関係

*名簿は五十音順

4 青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議設置要綱

(目的)

- 第1 平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、少子化の急速な進行への危機感から、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成を目的に、青森県次世代育成支援対策行動計画（仮称）（以下「青森県行動計画」という。）の策定に関する連絡・調整等を図るため、次世代育成支援対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

- 第2 連絡会議は、青森県行動計画の策定に関する連絡・調整等必要な事項を所掌する。

(組織)

- 第3 連絡会議は、議長、副議長および委員を持って組織する。
- 議長は健康福祉部長を、副議長は健康福祉部次長を持って充てる。
 - 委員は、別表1に掲げる課の課長をもって充てる。
 - 議長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(議長、副議長)

- 第4 議長は、連絡会議を総括する。
- 副議長は、議長を補佐し、議長に事故のあるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 連絡会議は、議長が必要と認めるときに招集し、議長がこれを主宰する。
- 委員が連絡会議に出席できない場合は、あらかじめ当該委員が指名した職員をもって代理させることができる。

(検討部会)

- 第6 連絡会議の事務を補佐するため、検討部会を置く。
- 検討部会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(庶務)

- 第7 連絡会議の庶務は、健康福祉部こどもみらい課において処理する。

(その他)

- 第8 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月17日から施行する。

(別表 1)

青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議委員構成

部 名	所 属	所掌事務	備 考
総 務 部	総務学事課	学校法人助成等教育環境	
	人事課	特定事業主行動計画	
企画政策部	企画課	県基本計画等	
環境生活部	県民生活政策課	交通安全等	
	青少年・男女共同参画課	青少年健全育成等	
	自然保護課	自然環境体験等	
健康福祉部	健康福祉政策課	福祉の総合的推進等	
	医療薬務課	小児医療等	
	保健衛生課	思春期の保健衛生	
	こどもみらい課	児童福祉全般	
	障害福祉課	障害児童等の子育て支援	
商工労働部	労政・能力開発課	子育て環境と労働環境	
文化観光部	文化振興課	芸術文化と子育て環境	
農林水産部	農林水産政策課	農山漁村の子育て環境	
	水産振興課	漁業・漁村の子育て支援	
県土整備部	都市計画課	文化交流等子育て環境等	
	建築住宅課	住宅と子育て環境等	
教 育 庁	教育政策課	教育政策全般	
	県立学校課	高校・県立学校教育等	
	生涯学習課	教育と子育て環境等	
	義務教育課	学校教育等	
	スポーツ健康課	スポーツ・子育て支援等	
	文化財保護課	民俗芸能等と子育て支援等	
	職員福利課	特定事業主行動計画	
警 察 本 部	少年課	非行・防犯等子育て支援	
	企画課	特定事業主行動計画	

青森県次世代育成支援対策庁内検討部会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、次世代育成支援対策庁内連絡会議設置要綱第6第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策庁内検討部会（以下「検討部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2 検討部会は、次世代育成支援対策行動計画の策手に関する具体的な調査・検討及び連絡・調整、情報提供等必要な事項を所掌する。

(構成)

第3 検討部会は、別表1に掲げる事務を担当する職員をもって充てる。

2 検討部会に座長及び座長代理を置き、座長はこどもみらい課長を、座長代理は子育て支援グループリーダーをもって充てる。

3 座長は、必要に応じて構成職員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議)

第4 検討部会の会議は、座長が必要と認める時に招集する。

(庶務)

第5 検討部会の庶務は、こどもみらい課において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

〈参 考〉

次世代育成支援対策推進法（抄）

平成15年7月16日法律120号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第1義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第7条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（都道府県行動計画）

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
 - 5 都道府県は、毎年少なくとも1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
 - 6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する国の援助)

第11条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日（平成15年7月16日）から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成15年8月22日）から、第8条から第19条まで、第22条第2項、第23条から第25条まで、第26条第1号から第3号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〈 参 考 〉

少子化社会対策基本法（抄）

平成15年7月30日法律第133号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（施策の基本理念）

第2条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第1義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の施策の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第5条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の責務）

第6条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（雇用環境の整備）

第10条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

（保育サービス等の充実）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ず

るものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

- 第12条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

- 第13条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療（助産を含む。）が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

- 第14条 国及び地方公共団体は、子どもを生み育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

- 第15条 国及び地方公共団体が、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

- 第16条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

- 第17条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

附則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



わくわくあおもい子育てプラン

青森県次世代育成支援行動計画
前期計画(平成17年度～平成21年度)

(平成17年2月)

発行 青森県(健康福祉部こどもみらい課)
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1
電話 017-734-9301 FAX 017-734-8091
のびのびすくすくホームページ (<http://www.pref.aomori.jp/kodomo/index.htm>)